

第 3 期

小樽市障害者計画

(素 案)



平成29年3月
小 樽 市

◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

第1章 小樽市障害者計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
5	計画の目標及び体系	4
6	対象とする障がいのある人の範囲	4
7	施策の体系	5
8	小樽市における障がい者の状況	6

第2章 施策の推進

第1節 地域生活の支援体制の充実

1	生活支援の充実	
	(1) 相談支援体制の充実	10
	(2) 障害福祉サービスの充実	12
	(3) 生活安定施策の充実	13
2	保健医療の充実	
	(1) 障がいの早期発見・早期療育の推進	14
	(2) 障がいのある人の医療の充実	16
	(3) 精神障がいのある人の施策の充実	17
	(4) 難病患者への支援の充実	18

第2節 自立と社会参加の促進

3	療育・教育環境の充実	
	(1) 障がいのある子どもへの療育の充実	19
	(2) 学校教育の充実	21

4	雇用・就労の支援	
	(1) 障がい者雇用の促進	23
	(2) 就労支援の充実	24
	(3) 福祉的就労への支援	26
5	社会参加の促進	
	(1) スポーツ・文化活動の推進	27
	(2) ボランティア活動への支援	28
	(3) 障がい者団体との連携	29

第3節 バリアフリー社会の実現

6	権利擁護・理解の促進	
	(1) 権利擁護の推進	30
	(2) 成年後見制度等の充実	31
	(3) 障がいのある人への理解の促進	32
7	生活環境の整備	
	(1) 福祉のまちづくりの推進	33
	(2) 地域で暮らしやすい環境の整備	35
	(3) 交通環境・移動支援施策の充実	36
	(4) 防災・安全対策の充実	37
8	情報・コミュニケーションの充実	
	情報・コミュニケーションの充実	38

第3章 計画の推進等

1	連携・協力の確保	39
2	計画の点検・評価	39

◆参考資料

1	小樽市障害者計画懇話会設置要綱	40
2	小樽市障害者計画懇話会委員名簿	41
3	用語解説	42
4	暮らしのアンケート調査(児童)(者)	47

第 1 章

小樽市障害者計画の 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

小樽市では、「障害者基本法」第11条第3項に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画として、平成10年と平成19年に10年間を計画年次とする「小樽市障害者計画」を策定し「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念の下、各種施策の推進に積極的に努めてきました。

この間、障害者福祉制度は、障がい者を取り巻く環境が大きく変化する中、「措置制度」から「支援費制度」、そして「障害者自立支援法」へと変遷を遂げ、平成25年4月からは「障害者総合支援法」として今日に至っています。

平成18年4月から、身体・知的障がいのほか、精神障がい、発達障がいなどが障害福祉サービスの対象となり、平成25年には、難病患者も対象となりました。

また、近年、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあいながら地域で生活するため、虐待の防止や差別解消の推進などの権利擁護も大きな施策の柱となっています。

本市では、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が人格と個性を尊重し、住み慣れた地域でともに安心して生活することができるまちづくりを目指し、福祉の分野にとどまらず、保健、医療、教育、雇用、生活環境、交通、防災など幅広い施策を総合的、長期的な視点に立ち、新しい時代のニーズに即したものとへ転換していくため、第3期「小樽市障害者計画」を策定するものです。

策定に当たっては、懇話会により皆様の意見を聞くとともに、障がいのある人を対象にアンケート調査を実施し、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などの調査を行ったところであります。

第1期（平成10年度～18年度）

- ～「措置制度」から「支援費制度」そして「障害者自立支援法」へ
- ・ 利用者がサービスを選択できる制度への変換

第2期（平成19年度～28年度）

- ～「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ
- ・ 身体、知的、精神、発達障害、難病等障害者の一元化
 - ・ 施設から住み慣れた地域社会への移行の推進
 - ・ 虐待防止法、差別解消法の施行による権利擁護の推進
 - ・ 相談体制の充実（サービス等利用計画の作成）

第3期（平成29年度～38年度）

～「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の一部改正による新たな変革

- ・ 障がいのある人が望む地域生活を支援するための体制づくり
- ・ 障がいのある人へのサービスの質の確保・向上に向けた環境整備
- ・ 高齢の障がい者への支援に係る介護保険との連携強化
- ・ 権利擁護の更なる推進
- ・ 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

2 計画の基本理念

小樽市障害者計画は、障がいのある人もない人も社会の一員として共生する社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念と障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮し、その自立を促す「リハビリテーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除き、障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として相互に人格と個性を尊重しながら生きる社会をめざします。

3 計画の位置づけ

小樽市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」と規定されている計画です。

第3期となる小樽市障害者計画は、これまで策定した計画を基本としつつ、国の「第3次障害者基本計画」や「第2期北海道障がい者基本計画」と調和を保ちながら、「第6次小樽市総合計画」や「小樽市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を計り、今後の障がい者施策の基本となる計画として位置づけられるものです。

第3次障害者基本計画(国)（平成25年度～29年度）

◆基本理念

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的方向を定めるもの。

第2期北海道障がい者基本計画（平成25年度～34年度）

◆計画策定の趣旨

国の障がい者施策における大きな制度の変遷や改革の検討状況を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づき、計画を策定するもの。

第6次小樽市総合計画（平成21年度～30年度）

◆まちづくりのテーマ(抜粋)

……「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち(市民福祉)」

○地域福祉

- ・ 地域福祉活動の推進
- ・ 福祉意識の啓発・高揚
- ・ バリアフリーの推進

○障がい者福祉

- ・ 自立と社会参加の支援
- ・ 生活支援の充実
- ・ 療育と発達支援の充実

小樽市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）

◆基本方針(抜粋)

……「専門的な知識及び技術を要する支援の推進」

- ・ 要保護児童やひとり親家庭への支援、障がい児施策の推進などに努める。

4 計画の期間

小樽市障害者計画は、平成29年度から平成38年度までの10カ年を計画期間とし、社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを検討します。

5 計画の目標及び体系

障がいのある人が、人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画できる社会を実現するためには、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な障壁を除去するとともに、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるような支援が必要です。

小樽市障害者計画は、次の3つを目標として掲げ、各関係機関や障害者団体、市民団体などとの連携を図りながら、豊かな社会の実現のために各種施策の推進に努めます。

1. 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が一人の人間として尊重され、自らも主体的に社会に参加し、地域で自立した生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性に応じたサービスの提供体制や、障がいのある人やその家族への相談支援体制の充実を図ります。

2. 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、誰もがその能力を最大限に発揮しながら、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、就労支援など、ライフステージに応じた様々な支援体制の充実を図ります。

3. バリアフリー社会の実現

障がいのある人もない人も共に地域で安心して暮らせる社会を目指し、障がいや障がいのある人への理解を進め、生活環境のバリアフリー化や障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、小樽市の実情を踏まえた取組みを推進します。

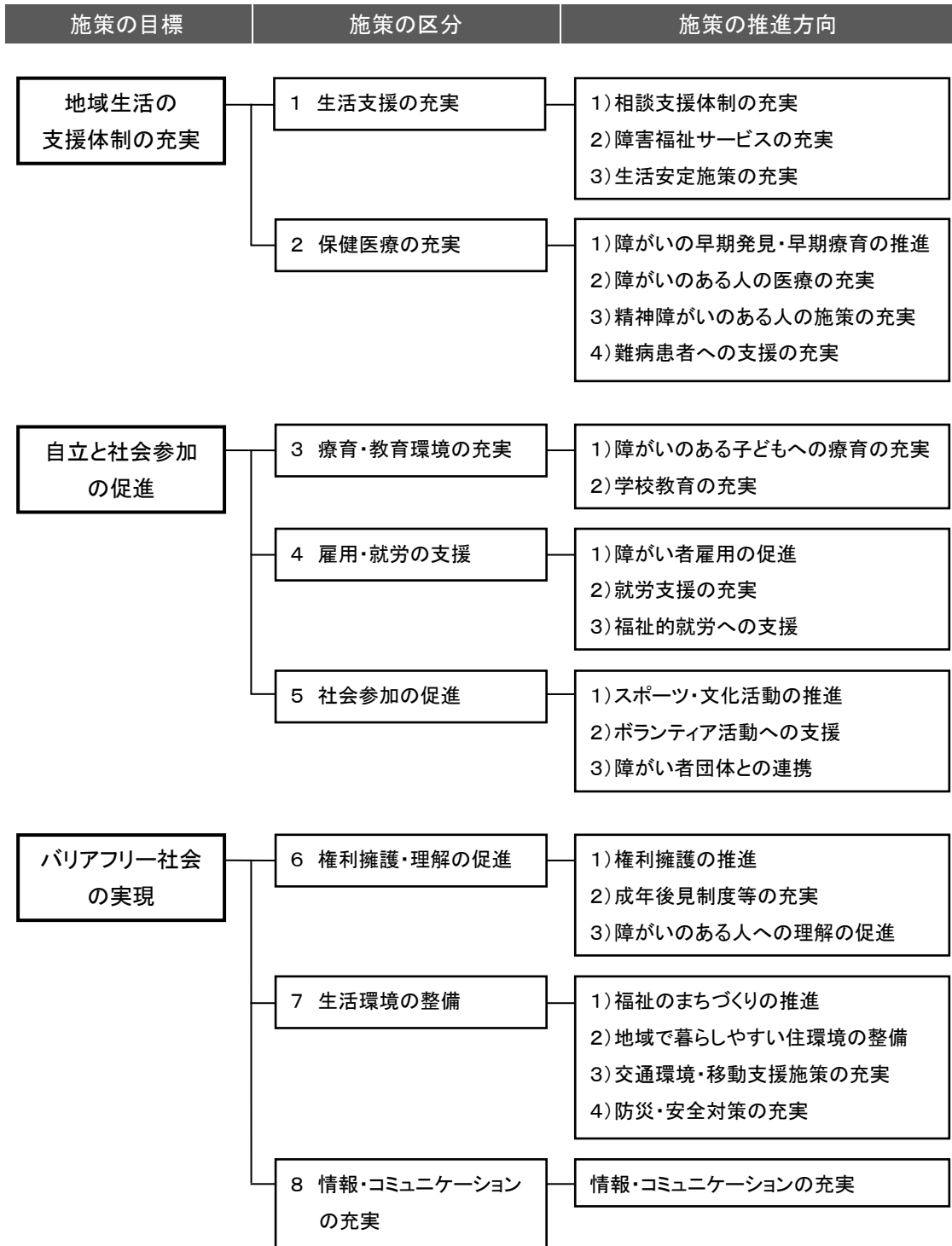
6 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条における「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とします。

7 施策の体系

基本理念

障がいのある人もない人も、ともに生きる社会の実現



8 小樽市における障がい者の状況

障害者手帳交付者数の推移

(単位：人 各年度末)

年別	区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	計
平成 23 年度		7,527	1,107	507	9,141
平成 24 年度		7,439	1,142	514	9,095
平成 25 年度		7,429	1,191	541	9,161
平成 26 年度		7,247	1,242	593	9,082
平成 27 年度		7,060	1,291	625	8,976

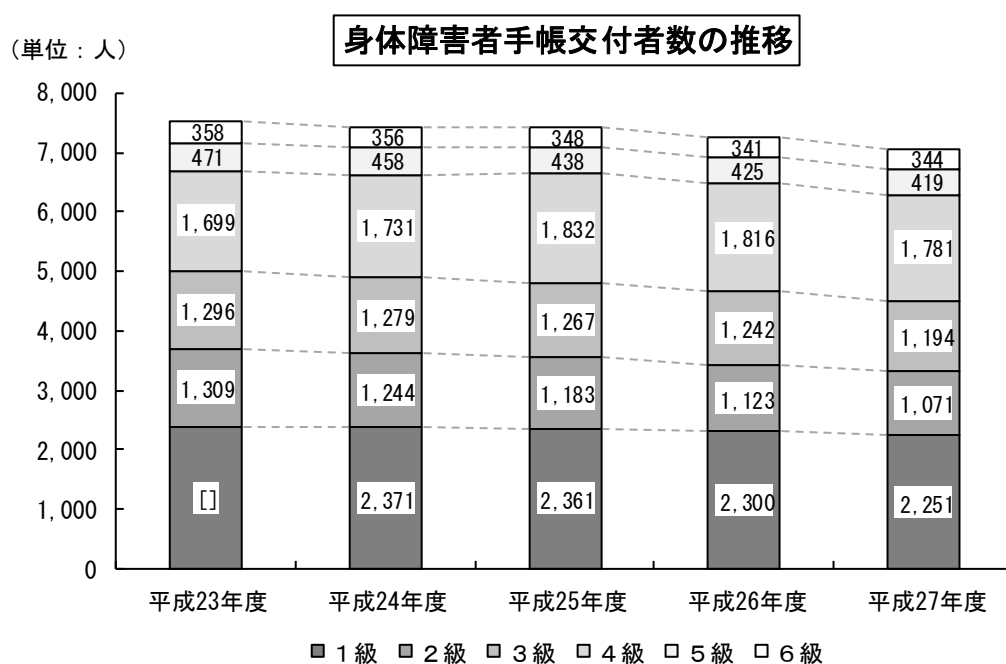
(1) 身体障がい者(児)の状況

◆ 身体障害者手帳交付者数の推移

< 障害程度等級別 >

(単位：人 各年度末)

年別	区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
平成 23 年度		2,394	1,309	1,296	1,699	471	358	7,527
平成 24 年度		2,371	1,244	1,279	1,731	458	356	7,439
平成 25 年度		2,361	1,183	1,267	1,832	438	348	7,429
平成 26 年度		2,300	1,123	1,242	1,816	425	341	7,247
平成 27 年度		2,251	1,071	1,194	1,781	419	344	7,060



<障害種別>

(単位：人 各年度末)

年別 \ 区分	肢体不自由	聴覚・平衡機能障がい	内部障がい	視覚障がい	言語障がい	計
平成 23 年度	4,341	602	2,079	444	61	7,527
平成 24 年度	4,240	608	2,096	433	62	7,439
平成 25 年度	4,185	609	2,166	425	44	7,429
平成 26 年度	4,036	626	2,142	401	42	7,247
平成 27 年度	3,875	614	2,133	395	43	7,060

<年齢区分別身体障がい者数> (平成17年度と27年度の比較)

(単位：人 各年度末)

年別 \ 区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
平成 17 年度	90	2,185	5,255	7,530
平成 27 年度	69	1,392	5,599	7,060

(2) 知的障がい者(児)の状況

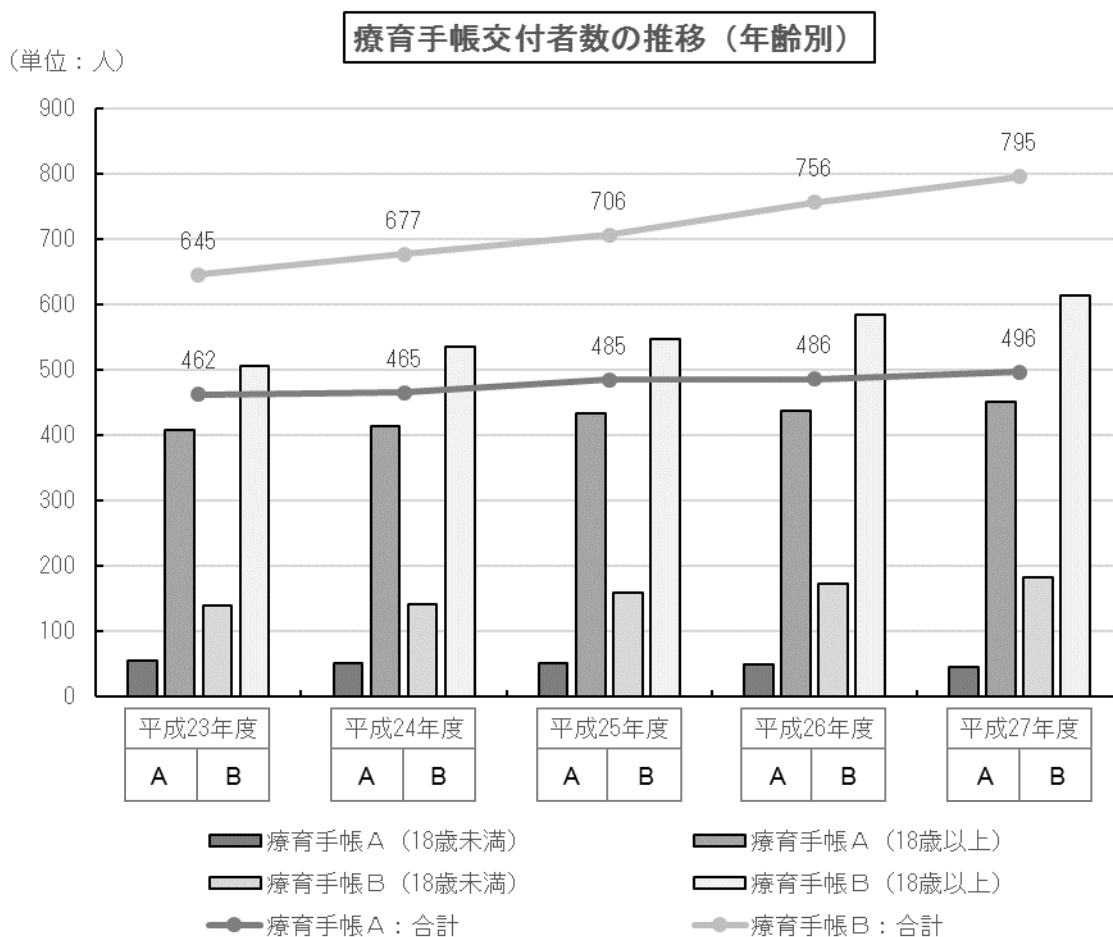
◆療育手帳交付者数の推移

<障害程度別>

(単位：人 各年度末)

区分 年別	療育手帳A			療育手帳B			合計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
平成23年度	55	407	462	140	505	645	1,107
平成24年度	51	414	465	142	535	677	1,142
平成25年度	52	433	485	159	547	706	1,191
平成26年度	49	437	486	172	584	756	1,242
平成27年度	46	450	496	182	613	795	1,291

A判定：重度・最重度 B判定：軽度・中度



(3)精神障がい者(児)の状況

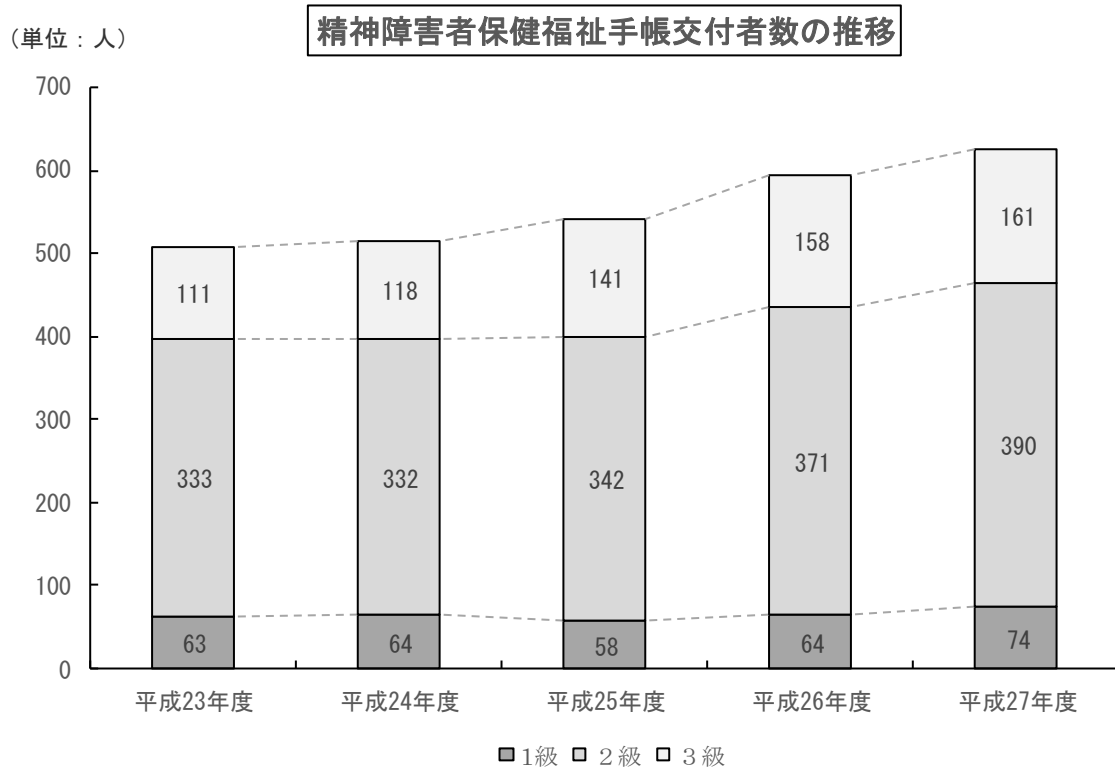
◆精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

<障害程度別>

(単位：人 各年度末)

年別	区分	1級	2級	3級	計
平成23年度		63	333	111	507
平成24年度		64	332	118	514
平成25年度		58	342	141	541
平成26年度		64	371	158	593
平成27年度		74	390	161	625

※手帳の有効期間は2年間



第 2 章

施策の推進

第1節 地域生活の支援体制の充実

1 生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

◆現状と課題

障がいのある人やその家族が、地域で安心した生活を送るためには、その抱えている様々な問題や悩みを解決するための相談体制の整備・充実が求められています。

平成24年度の障害者自立支援法の一部改正により、相談支援体制の充実・強化が図られ、障害福祉サービスを利用するすべての障がい児・者に「サービス等利用計画」が作成されることとなりました。障がいのある人それぞれの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、適切なサービスの利用により障がいのある人の地域生活を支援しています。

本市では、障がいのある人に対する就労、地域生活支援、情報提供などについて、北海道が指定した相談支援事業所に委託して相談支援を行っており、また、後志圏域においては、後志圏域地域づくりコーディネーターと連携を図っています。

また、地域の関係機関によるネットワーク構築のため、「小樽市障がい児・者支援協議会」を設置し、行政と相談支援事業所、関係機関が連携しながら、障がいのある人の抱える地域の課題を共有し、支援の体制の整備を図っています。

今後は、家族亡き後も地域で生活できるよう、地域生活支援拠点の整備をし、様々なサービスをコーディネートすることにより、障がいのある人が地域で安心して生活できるような支援の体制づくりを図らなければなりません。また、高齢障がい者が増加することから、地域包括支援センターなどの介護保険事業所との連携を更に強化していく必要があります。

◆施策の基本的方向

障がいのある人が、自らの意思により、家族亡き後も地域で安心して暮らすことができるよう、障害者相談支援事業所や介護保険事業所、民生児童委員など様々な機関と連携を図りながら、障がいのある人やその家族など様々なニーズに対応できるような相談支援体制を構築します。

◆具体的な施策

○基幹相談支援センター体制の確立

地域における相談支援の中核を担う「基幹相談支援センター」の体制強化を図り、総合的・専門的な相談支援の実施や、相談支援事業所や関係機関との連携強化など、地域のネットワークづくりに取り組みます。

○地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みとして地域生活支援拠点を整備し、そこに配置するコーディネーターが障がいのある人のニーズに対応したサービスを組み合わせ、地域での安心した生活を支援する体制づくりをします。

○緊急時の安心確保

障がいのある人やその家族が地域で安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が即座にできるよう、地域生活支援拠点における体制を整備します。

○ワンストップサービス相談窓口の整備

障がいのある人のみならず、その世帯の中でかかえている様々な問題について、包括的・総合的に相談できるよう市役所内の関係部局の連携体制の強化を図ります。

○介護保険制度との連携による高齢障がい者への支援

高齢障がい者に対する介護保険制度と障害福祉サービスの適切なサービス利用を支援します。

○当事者相談体制の整備

発達障がいのある人やその家族が気軽に相談できるよう、北海道と連携しながらペアレントメンターによる相談支援体制の整備に努めます。

また、障がいのある人などが地域で生活する上での不安や悩みを軽減する仕組みとして、ピアカウンセリングなどの当事者による相談活動の整備に努めます。

(2) 障害福祉サービスの充実

◆現状と課題

障がいのある人が、住みなれた地域で生活をするためには、在宅で受けられるサービス、通所して受けられるサービス、入所して受けられるサービスなど、障がいの特性や本人の希望に添ったサービスの提供体制が必要になります。

平成30年4月の障害者総合支援法の改正により、障がいのある人の望む地域生活をするための新たなサービスが加わり、「生活」と「就労」に対する一層の充実が図られます。

一方、知的障がいや精神障がいのある人が地域で生活するためのグループホームの整備拡充や、障がいのある人の家族への支援となる緊急時の受け入れ態勢の整備などは、これからも重要な地域課題になっていくものであり、関係機関と連携しながら、障害福祉サービスの量的・質的充実を図る必要があります。

また、障がいのある子どもに対し、児童福祉法に基づく通所サービスなどを身近な地域で適切に受けられることができるような体制整備も必要です。

◆施策の基本的方向

障がいのある人が住みなれた地域で安心した生活を送るために、障がいの特性やいつでも希望に応じた必要なサービスを選択することができるよう、その量的、質的な充実に努め、障がいのある人の生活支援体制の確立に努めます。

◆具体的な施策

○障害福祉サービス等の提供基盤の整備

障がいのある人が住みなれた地域で安心した生活を送るために、関係機関と連携しながら、障害福祉サービス等の提供基盤の整備やサービス内容の充実に努めます。また、障がいのある人の在宅生活を支える家族などへの支援として、緊急時の受け入れ体制の充実を図ります。

○重度障がい者への支援

障がいの重度化・重複化、高齢化などに対応するサービス提供体制の在り方、強度行動障がいのある人への適切な支援のあり方などについて、北海道とも連携しながら地域の課題として引き続き検討します。

○障がいのある児童への支援体制の充実

障がいのある子どもの発達を支援する観点から、障がいのある子どもやその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援が地域で提供できるような相談体制や支援体制の構築を図ります。

また、発達段階に応じて、相談支援事業所などの関係機関と連携しながら、児童発達支援や放課後等デイサービスなど適切なサービスを提供できるよう支援します。

○意思決定への支援

知的障がい、精神障がい、発達障がいなどのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業所と連携しながら、本人の自己決定のできるような配慮をしつつ、必要な支援を行います。

(3)生活安定施策の充実

◆現状と課題

障がいのある人が住みなれた地域で安心した生活を送るためには、年金や手当等の給付制度、就労を促進する施策、経済的負担の軽減に係る各種減免制度等の充実を図ることが必要です。

◆施策の基本的方向

障がいのある人が住みなれた地域で安心した生活を送ることができるよう、社会保障制度等の周知に努めます。

◆具体的な施策

○経済的自立の支援

障がいのある人が経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、年金や手当制度、各種税制上の優遇措置などの周知に努めます。

また、関係する窓口等との連携により、制度の不知・無理解により、障害年金等を受取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。

2 保健医療の充実

(1) 障がいの早期発見・早期療育の推進

◆現状と課題

障がいを早期に発見し、適切な治療や療育を実施することにより、障がいの軽減あるいは重症化を予防することが可能となります。

障がいの要因となる疾病等を予防するため、一貫した母子保健体系のもとで、妊娠・出生・新生児・乳幼児期を通じて、母体変化や発達段階に応じた健康診査や健康相談、健康教育、訪問指導などを実施しています。

また、乳幼児健康診査などで発達の遅れなどが気になるときは、小樽市こども発達支援センターや医療機関に早期につなげ、適切な治療や療育をするため、保健所、こども発達支援センター、医療機関などによる連携体制を構築しています。

青年・壮年期からの生活習慣病を未然に防ぎ、疾病の早期発見、早期治療のため、各種検診を実施しており、更に受診率を向上させ、障がいの要因となる疾病の発生を未然に防ぐ対策を講じる必要があります。

また、学校や企業、地域などに対し心の健康に関する相談窓口の普及に努め、ひきこもりや精神疾患などの早期発見につなげることも重要です。

◆施策の基本的方向

乳幼児健康診査などで発達の遅れが気になるお子さんについて、保護者の相談に応じ安心して支援につながるよう、関係機関による連携体制の充実を図ります。

障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見、治療や健康を維持するための取組みを推進します。

◆具体的な施策

○母子保健対策の推進

乳幼児の健康診査や健康相談、訪問指導等の推進により、障がいの要因となる疾病等の早期発見、早期療育の機会の確保を図ります。

○壮年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進

各種健康検査やがん検診の受診率の向上を図るとともに、生活習慣の改善による健康の増進や健康管理に関する正しい知識の普及を図ります。

○心の健康に対する相談の推進

学校や企業、地域などに対し、心の健康の大切さと思春期保健相談を含む相談窓口の普及に努めます。

(2)障がいのある人の医療の充実

◆現状と課題

障がいの除去や軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を送るために必要な育成医療や更生医療、通院による精神医療を継続的に要する人への精神通院医療は、障害者総合支援法により「自立支援医療」として位置づけられ、医療費の助成をおこなっています。

平成19年より人工透析が自立支援医療の対象になり、透析に係る医療費の負担軽減に重要な役割を果たしています。

また、重度心身障がい児・者の医療費の一部を助成する重度心身障害者医療費助成制度により、重度障がい者の医療費負担の軽減が図られています。

障害者総合支援法の一部改正により、医療的ケアが必要な重症心身障がい児が適切な支援を受けることができるような体制整備を図ることが求められています。

◆施策の基本的方向

障がいのある人が適切な医療を受けられるような施策を推進します。

◆具体的な施策

○医療給付等の充実

医療を必要とする障がいのある人などが安心して適切な医療を受けることができるよう、各種医療費の助成につとめるとともに、障がいの軽減などのために必要な自立支援医療の支給を行います。

○医療的ケアを要する障がい児に対する支援体制の整備

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他関連する分野の機関との連携を図るための体制整備に努めます。

(3)精神障がいのある人の施策の充実

◆現状と課題

平成18年の障害者自立支援法の施行により、精神障がいのある人(発達障がい、高次脳機能障がいを含む。)が障害福祉サービスの対象となり、ホームヘルプサービスやグループホーム、通所サービスなどの利用者が年々増加しています。

入院中の精神障がい者の退院を促進し地域移行を推進するためには、地域で生活できる社会資源の更なる整備が必要です。

また、第2次小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」に基づき、精神障がいのある人の地域生活の充実のため、適切な保健・医療・福祉サービスなど、関係機関による相談および支援体制の整備や、ひきこもりへの支援、自殺予防対策などの取組みを行っています。

◆施策の基本的方向

精神障がいのある人やその家族が、地域で安心して暮らせるよう、保健所、医療機関、相談支援事業所などによる支援体制を推進します。

精神障がいに対する正しい理解を深めるための施策を推進するとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保に努めます。

◆具体的な施策

○障害福祉サービスなどの活用による地域生活の推進

病院や施設から地域への移行を支援するため、保健所、医療機関、相談支援事業所などの関係機関が連携しながら、グループホームなどの住まいの場や日中活動の場などの確保を図るなど、総合的な取組みを推進します。

○精神保健事業の充実

精神障がいのある人や家族などに対する相談支援体制の充実を図るとともに、精神疾患に対する正しい知識の普及のため、講演会やセミナーなどを開催し、より多くの市民に精神障がいに対する理解を深めてもらえるよう、精神保健事業の充実を図ります。

○「第2次健康おたる21」関連事業の推進

市民が気軽に様々な心配や悩みを相談できるよう、保健、福祉、医療など関係機関による相談窓口の体制整備をするとともに、メンタルヘルスの大切さと相談窓口の普及を図り、ひきこもりの支援や自殺予防などに努めます。

(4) 難病患者への支援の充実

◆現状と課題

平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、難病患者が障害福祉サービスの対象となり、332疾病が障害者総合支援法の対象となっています。

難病を抱える人の地域生活の充実のため、難病等の特性に配慮した適切な保健・医療・福祉サービスなど、関係機関によるきめ細やかな相談および支援体制の取組みが必要です。

◆施策の基本的方向

難病患者やその家族が、地域で安心して暮らせるよう、保健所、医療機関、相談支援事業所などによる支援体制を推進します。

◆具体的な施策

○障害福祉サービスなどの活用による地域生活の推進

難病患者が日常生活を送る上での不安を緩和し、介護者の負担軽減のためにも、保健所、医療機関、相談支援事業所などの関係機関が連携し相談業務や訪問指導活動などを行いながら、ホームヘルプサービスや日中活動の場などの確保を図り、在宅生活の維持向上体制の取組みを推進します。

○理解の促進

難病患者に対する障害福祉サービスの提供に当たっては、その特性に配慮したサービスが提供されるよう、事業所に対する情報提供などを図ります。

第2節 自立と社会参加の促進

3 療育・教育環境の充実

(1)障がいのある子どもへの療育の充実

◆現状と課題

障がいのある子どもや支援を要する子どもに対して、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、できるだけ早期に障がいを発見し、その障がいに応じた適切な治療や療育を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能となることから、適切な療育を受けられるような支援が必要です。

乳幼児健康診査などで発達の遅れなどが気になるときは、保健所、こども発達支援センター、さくら学園、医療機関などが相談に応じ、児童発達支援などの福祉サービスに早期につなげ、適切な治療や療育をするため、保健所、こども発達支援センター、医療機関、相談支援事業所、福祉サービス事業所などによる連携を図っています。

また、障がいのある子どもの支援の一環として療育カルテ(とむとむファイル)を作成し、子どもの個性による適切な支援ができるような情報ツールの整備を行っています。

障がいのある子どもの支援についてはニーズの多様化に対するきめ細やかな対応が求められていくこととなります。そのため、子どもや保護者の気持ちに沿った支援体制を推進するとともに、子育て支援施策との連携を更に強化していく必要があります。

◆施策の基本的方向

障がいのある子どもや支援を要する子どもが身近な地域において、その特性を踏まえた適切な療育を受けることができるよう、関係機関と連携をしながら、障がいに応じた療育の支援体制の充実に努めます。

◆具体的な施策

○相談支援体制の充実

子どもの発達に不安や心配をもつ家族が気軽に相談し、早期発見・早期療育につなげることができるよう、小樽市こども発達支援センターやさくら学園などの相談支援事業所の体制整備の充実を図ります。

また、ペアレントメンターの活用による家族支援体制の整備に努めます。

○早期療育支援体制の充実

障がいのある子どもや支援を要する子ども、慢性的な疾病を抱える子ども、重度心身障がいのある子どもなどの個々のニーズに応じた支援の充実を図るため、保健所、相談支援事業所、医療機関、障害福祉サービス事業所、保育所などの関係機関による連携の強化により、早期療育支援体制の充実を図ります。

○重度障がい児の発達支援体制の整備

重度の障がい等の状態にあり外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行うサービスの構築体制の整備を図ります。

○情報ツールの活用促進

発達過程で障がいのある子ども、障がいの疑いのある子どもの早期から成人まで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や個性などに関する情報を、必要に応じて関係機関と共有・活用できる「療育カルテ(とむとむファイル)」の利用促進を図ります。

○国の施策に係る対応の推進

障がいのある子どもの支援については、ニーズの多様化に対するきめ細やかな対応が求められていくこととなりますので、児童福祉法の改正に伴う国の動向を踏まえた施策を推進します。

(2) 学校教育の充実

◆現状と課題

学校教育においては、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う特別支援教育の理念の下、小樽市では、特別支援学校や小学校入学前の心身の発達に心配や不安のある子どもを対象とした就学相談や特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象とした教育相談を行い、子ども一人一人の望ましい就学や支援の内容について検討し、保護者や学校に示しています。

また、通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象に、必要に応じて小中学校に「特別支援学級」を開設しているほか、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場で行う通級指導教室を小学校に2校、中学校に1校開設しています。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ社会の形成に向けて、教育上特別な配慮を要する児童生徒一人一人に対して、その能力に応じ、また、障がいの特性に応じた十分な教育が受けられるよう、多様で柔軟な教育体制の仕組みを整備することが求められています。

このような中で、現在、設置している特別支援連携協議会を通じて、保健、福祉、医療、教育分野の関係機関との一層の連携や特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上、多様なニーズに対応できる教育環境の充実がさらに必要となっています。

◆施策の基本的方向

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の一人一人のニーズを把握し、適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図り、就学時から学校卒業後まで一貫した支援が行えるよう努めます。

また、多様な学びの場が提供できるよう、特別支援学校との連携を図るほか、特別支援学級や通級指導教室の更なる充実を図ります。

◆具体的な施策

○特別支援教育連携協議会を通じた連携

教育、保健、福祉、医療、労働等の関係機関により構成されている特別支援教育連携協議会の取組みの充実を図り、更に関係機関の連携した取組みができるよう努めます。

○個別の教育支援計画などの作成と活用

特別な支援を要する児童生徒に対して、個別の教育支援計画を作成、活用するよう更に周知していくとともに、療育カルテ(とむとむファイル)も活用し、継続的で効果的な支援や指導に努めます。

○教職員の専門性の向上

引き続き、各小中学校での特別支援教育に関する校内の支援体制確立のために校内研修を促進するほか、研修会の開催などを通じて特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上に努めます。

○交流及び共同学習等の充実

特別な支援を要する児童生徒に関して個別の支援計画等の作成と活用を通じて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習を通じて互いに理解を深める交流及び共同学習を引き続き推進します。

○教育環境の整備

多様な学びの場を提供できるよう、特別支援教育支援員の配置や通級指導教室の開設など教育環境の整備促進に努めます。

4 雇用・就労の支援

(1) 障がい者雇用の促進

◆現状と課題

障がいのある人が地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。そのためには、障がいのある人がその能力を最大限に発揮して働くことにより社会参加できるような環境を整備していく必要があります。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」における法定雇用率が平成25年4月1日から引き上げられ、国・地方公共団体は2.1%から2.3%、民間企業は1.8%から2.0%、都道府県等の教育委員会は2.0%から2.2%に改正されました。

障がいのある人に対する雇用情勢が厳しい中、より一層の障がい者雇用に向けた支援体制の強化が求められています。

また、障がい者職親会や関係機関と連携しながら、企業に対する雇用啓発を行うとともに、雇用・就労しやすい環境づくりを進めることにより、障がいのある人の職業生活の充実、さらには職業定着の向上に努めることが求められています。

また、障がいのある人が、経済的に自立し、地域で暮らすため、市民や事業主に対し、障がいのある人の雇用についての理解の普及・啓発を更に推進する必要があります。

* 小樽市の法定雇用率(H28.4月)

…市長部局 2.47%、市立病院 2.48%、教育委員会 2.49%、水道局 2.44%

◆施策の基本的方向

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適正に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、障がい者雇用の促進を図ります。

◆具体的な施策

○障がいのある人の雇用の啓発

小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろばや障がい者職親会などと連携しながら、事業主や市民に対して、障がいのある人の雇用についてセミナーの開催などによる理解促進の普及啓発に努めるとともに、雇用に向けた各種制度の周知により、障がい者雇用の推進に努めます。

また、平成30年4月より、精神障がい者の雇用が義務化されることを踏まえ、精神障がいに関する事業主への理解の一層の促進に努めます。

○相談、情報提供の充実

雇用分野における虐待防止の啓発を一層推進するとともに、改正障害者雇用促進法における差別の禁止や障害の特性に応じた配慮について、小樽公共職業安定所や小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろば、中小企業家同友会、各種障害福祉サービス事業所などとの連携協力をより一層推進し、事業所等への周知に努めます。

(2)就労支援の充実

◆現状と課題

障がいのある人の職業を通じての自立は、働く権利、経済的自立、生きがいを持つという観点からも重要です。

現在、就職を希望する障がいのある人は、公共職業安定所や小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろばなどの職業相談、職業紹介を専門に行う担当者を通じて、できるだけ本人に適合した職業を見つけて就職に結びつけるようなきめ細かい支援を受けています。

障がいのある人の就労を促進するため、労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関の連携により、一人ひとりにあった就労支援を進めていく必要があります。また、就労後についても職場定着が図られるよう、家族、事業所などとの連絡調整による支援体制が必要です。

◆施策の基本的方向

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適正に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、関係機関と連携しながら、相談体制や就労支援体制の充実を図ります。

また、障害福祉サービス(就労移行支援等)の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う生活面の課題が生じる場合に、相談による課題の把握をして必要な支援ができる体制整備を図ります。

◆具体的な施策

○障がいのある人への就労にむけた支援体制の充実

小樽後志地域障がい者就業・生活就業支援センターひろばや障がい者職親会などと連携しながら、就労を希望する障がいのある人に対する就職相談会や模擬面接会を開催するなど、支援体制の充実に努めます。

○障がいのある人への総合的な就労支援体制の充実

小樽市障がい児・者支援協議会において構築されている、小樽後志地域障がい者就業・生活就業支援センターひろば、ハローワーク、障害福祉サービス事業所など地域の関係機関による連携体制を更に密接なものとして、職場実習の推進から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。

○相談、情報提供の充実

障がいのある人を雇用する事業主に対する支援として、小樽市障がい者職親会や職場適応訓練などの周知に努めます。

(3) 福祉的就労への支援

◆現状と課題

一般企業で就労することが困難な障がいのある人が、就労に向けて作業訓練をしたいという場合など、就労移行支援、就労継続支援 B 型などの障害福祉サービスなどを活用し、福祉的就労をします。

障がいのある人の職業を通じての自立は、働く権利、社会への貢献、生きがいを持つという観点からも重要であります。障がいの特性や病気などにより一般就労が難しい場合もあることから、福祉的就労の場を整備することはとても重要であり、福祉的就労の場を整備とともに、作業賃金の向上を目指すためにも、障害福祉サービス事業所等の授産製品の紹介や販路拡大の取組みが求められています。

◆施策の基本的方向

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適正に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、関係機関と連携しながら、福祉的就労支援体制の充実に努めます。

◆具体的な施策

○就労移行支援事業所等の活用

障がいの特性に応じた様々な作業訓練や、就労に向けた訓練の場の確保のため、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、相談支援事業所等と連携しながら、福祉的就労支援の充実に図ります。

○授産製品等の販路拡大

作業賃金の水準が向上するよう、障害福祉サービス事業所の提供する物品等の周知に取り組むほか、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づき、物品などの調達の推進に努め、障害者就労事業所等での作業賃金向上や授産製品の販路拡大の推進を図ります。

5 社会参加の促進

(1) スポーツ・文化活動の推進

◆現状と課題

障がいのある人が、スポーツ・レクリエーションや文化活動を行うことは、身体機能の回復維持や健康保持及び生きがいのある豊かな生活を送るためにも大きな意義があり、また、スポーツを通じての交流、相互理解を図る上で大きな役割を果たしています。

今後は、より多くの障がいのある人が障がいの種別や特性にかかわらず、様々な活動に参加できる機会を増やすとともに、文化活動等の充実と参加機会の拡大などの取組みが必要です。

◆施策の基本的方向

障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、スポーツやレクリエーション、文化活動などに主体的に参加できるよう支援の充実に努めます。

◆具体的な施策

○スポーツ・レクリエーション活動の推進

障がいのある人の健康維持などを図るため、スポーツ教室やスポーツ・レクリエーション事業の充実を図ります。

○文化活動の推進

障がいのある人の作品の展示や、文化活動の教室の開催など、関係機関と連携し、障害のある人の文化活動や創作活動などの推進に努めます。

(2) ボランティア活動への支援

◆現状と課題

障がいのある人の社会参加活動を支援するため、ボランティア活動に対する関心や理解は深まっています。

本市では、聴覚障がいのある人の支援のために手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成講座を、また、視覚障がいのある人のために、点訳ボランティアや朗読ボランティアの養成講座などを開催し、ボランティアの育成に努めています。

また、小樽市社会福祉協議会内の小樽市ボランティア・市民活動センターには、障がいのある方を支援するため多くの団体が登録し、様々な福祉活動を行っています。

◆施策の基本的方向

障がいのある人がより社会参加できるような地域社会にするために、ボランティア養成講座を更に周知し、より多くの市民を育成できるよう体制整備に努めます。

◆具体的な施策

○ボランティア養成講座の推進

手話奉仕員や要約筆記奉仕員養成講座、点訳・朗読ボランティアの養成講座を継続して実施し、多くの市民の方に関心を持ち参加してもらえるよう更に取り組みを推進します。

○小樽市社会福祉協議会、関係団体との連携

地域住民が積極的に障がいのある人への福祉活動に参加し、障がいのある人の社会参加を支援できるよう小樽市社会福祉協議会、小樽市ボランティア・市民活動センターなどとの連携を図ります。

○ボランティア活動の理解の促進

障害者週間啓発事業などにおいて、パネル展示などにより、障がいのある人に対する福祉活動を行っているボランティア団体の活動を市民に周知・啓発します。

(3)障がい者団体との連携

◆現状と課題

障がいのある人やその家族等で構成されている様々な団体が組織され、自主的な福祉活動や各種事業を行っています。

障がいのある人が日常生活を営むうえで、これらの団体と密接なつながりを持ち、活動に参加していくことは、社会参加を促進する重要な要素のひとつです。

また、小樽市障がい児・者支援協議会に障がい者団体や親の会が参画し、行政や様々な関係機関と連携をしながら各種福祉施策の推進をする支援体制を整備しています。

今後も、障がい者団体との連携を深めながら、ともに各種事業の推進を図るとともに、団体活動の活性化を支援することが重要です。

◆施策の基本的方向

障がい者団体との連携を図るとともに、各団体の活動を積極的に支援し、団体の活性化を図ります。

◆具体的な施策

○障がい者団体等との連携強化

障がい者団体との意見交換などにより、ニーズを把握し、障がい福祉施策に反映するよう努めます。

○障がい者団体等の活性化への支援

障がい者団体等の活動を市民に周知するとともに、団体の活動に積極的に協力をするにより、団体の活性化を支援します。

第3節 バリアフリー社会の実現

6 権利擁護・理解の促進

(1) 権利擁護の推進

◆現状と課題

障がいのある人が、地域で安心して生活するためには、すべての人が障がいや障がいのある人への正しい知識を持ち、理解を深めることが重要であり、ノーマライゼーションの理念のものに、障がいに対する普及・啓発が更に求められています。

平成24年10月に「障害者虐待防止法」が、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人に対し、様々な場面で社会的障壁(バリア)を取り除き、障がいの有無に関わらず、地域で共に暮らすという共生社会の実現に向けた取組みを推進するよう努めます。

また、雇用分野でも、平成28年4月の障害者雇用促進法の改正により、職場においても合理的配慮の取組みが求められるようになり、障がいのある人もない人も均等な待遇の確保が求められます。

◆施策の基本的方向

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた地域づくりを目指し、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組めます。また、虐待の防止や権利擁護への取組みも推進します。

◆具体的な施策

○虐待の防止および相談支援体制の充実

市役所内に設置している「障害者虐待防止センター」での活動の周知に努めるとともに、関係機関で組織している「小樽市障害者虐待防止等連携協議会」での支援体制の充実を図るとともに、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な支援を行うため、相談支援事業所など関係機関との連携体制の強化を図ります。

また、小樽市障がい児・者支援協議会での積極的な広報・啓発活動に取り組めます。

○差別の解消に向けた取組

障がい者を理由とする差別の解消や、障がいの特性に応じた必要な配慮などに関し、市民や民間事業者などへの法の趣旨等の普及啓発に努めます。

また、障害者差別解消法支援地域協議会の組織化を図り、関係機関による情報共有や相談体制の強化を図ります。

○権利擁護の推進

障がいのある人に対する差別や権利侵害を防止し、相談による解決を図るための相談支援体制の充実に取組みます。

(2)成年後見制度等の充実

◆現状と課題

小樽市には「小樽・北しりべし成年後見センター」があります。

成年後見制度は、知的や精神障がいにより判断能力が十分でない人に対し、安心して地域での生活ができるように人権や財産を守るもので、センターでは様々な相談を受け、利用支援を行っています

判断能力が十分でない障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の普及啓発を図る必要があります。

◆施策の基本的方向

判断能力が十分でない障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の普及啓発に努めます。

◆具体的な施策

○成年後見制度の普及啓発

小樽・北しりべし成年後見センターの実施主体である小樽市社会福祉協議会と連携をしながら、成年後見制度の普及啓発に努めます。

○人材育成への支援

小樽市社会福祉協議会と連携しながら、市民後見人等の人材育成とその活用を図るための取組みに努めます。

(3)障がいのある人への理解の促進

◆現状と課題

障害者基本法の目的に掲げる、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ためには、障がい及び障がい者に関する市民の理解を促進するための啓発活動が重要です。

本市では、市民に障がいに係る理解を深めてもらうとともに、障がい者の福祉の増進を目的として、障害者基本法に定める「障害者週間」(12月3日から12月9日まで)にちなみ、障害者週間啓発事業をはじめとする各種啓発活動を行っています。

◆施策の基本的方向

障がいのある人の暮らしづらさを解消するため、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

共生社会の理念の普及を図るため、障害福祉サービス事業所や障がい者団体等との連携を図りながら、パネル展などにより普及啓発活動を推進するとともに、ホームページなどの媒体を活用し、市民理解の促進に努めます。

◆具体的な施策

○啓発活動の推進

障害者週間啓発事業を中心に、関係する事業所や団体等と連携しながら、パネル展などにより広く市民に啓発し、ノーマライゼーション理念の一層の充実を図ります。

障がい者団体や親の会などと連携し、団体等が実施する講演会、学習会などを市民に周知するよう努めます。

○理解の促進

障がいのある人に対する差別、偏見などの解消を目指し、広報誌やインターネットの活用など、あらゆる機会を通して、障がい者施策の基本的な考え方や市の取組みの状況などを広く市民に広報し、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

7 生活環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

◆現状と課題

小樽市は、第6次小樽市総合計画において、「年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で自由に活動し、安全で快適な生活ができるよう、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリー社会の実現に努める」とバリアフリーの推進を施策のひとつに掲げ、障がいのある人が地域社会の一員として安全で快適な生活を送り、様々な社会参加活動を送ることができるよう、公共建築物、道路、公園等を円滑に利用できる「福祉のまちづくり」を推進しています。

また、障がいのある人や高齢者などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に基づき、官民一体となりバリアフリーの施策の推進に取り組んでいるところです。

その施策の一環として、JR 銭函駅にエレベーターを設置するなどバリアフリー化を実施し、JR 南小樽駅についても、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定し、市民、事業者、行政が一体となりバリアフリー化の実現に向けての取り組みを進めています。

ノーマライゼーションの理念のもとに、すべての人が住み慣れた地域社会で安全で快適に暮らせる、人にやさしいまちづくりを目指します。

◆施策の基本的方向

障がいのある人もない人も、すべての人が安全で快適に暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、住宅、公共施設、道路、交通機関、公園、公営住宅などのバリアフリー化の推進に努めます。

◆具体的な施策

○福祉のまちづくりの推進

・ 歩行者空間の確保

道路改良工事等にあわせ、歩道の段差解消や車いすなどにも配慮した歩行空間の確保に努めます。

・ 公共交通機関施設のバリアフリー化

南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づき、南小樽駅のバリアフリー化を推進します。

・ 誰もが利用しやすい建築物の整備

多くの市民が利用する公共施設について、官民一体となり誰もが円滑に利用できる出入り口や通路、トイレなどの整備に努めます。

・ 公園の整備

公園の整備に際しては、園内通路の段差解消や、多目的トイレの設置、バリアフリーに配慮した駐車場の整備などに努めます。

・ 心のバリアフリーの促進(市民への理解の促進)

市民が、高齢者や障がいのある人などが感じている困難を自らの問題として認識し、バリアフリー化の促進に関する理解や協力を求めることができるよう努めます。

また、視覚に障がいのある人が、盲導犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関を円滑に利用できるよう啓発を行い、市民全体の理解の促進に努めます。

(2)地域で暮らしやすい環境の整備

◆現状と課題

障がいのある人が地域で快適な生活を送るためには、安心して生活できる住宅の確保が必要です。

また、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しながら保証人がいないなどの理由により入居が困難な場合に、相談支援事業所と連携し、入居に必要な調整等に係る支援を行う体制を整備し、地域生活を支援する必要があります。

◆施策の基本的方向

障がいのある人もない人も、すべての人が安全で快適に暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、住宅の確保や、公営住宅などのバリアフリー化の推進、居住サポートなどの支援に努めます。

◆具体的な施策

○公営住宅の整備

公営住宅の建設に当たっては、手すりの設置、落とし込み浴槽、段差解消など車いすにも対応するユニバーサルデザイン仕様を標準として建設しており、今後とも、障がいのある人が安心して生活できる公営住宅の整備に努めます。

○住宅入居への支援

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しながら保証人がいないなどの理由により入居が困難な場合に、相談支援事業所と連携し、入居に必要な調整等に係る支援や家主等への助言などを行う体制を整備し、地域生活を支援する体制の整備を図ります。

○自立生活への支援

施設入所やグループホームから一人暮らしを希望する知的や精神に障がいのある人が、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行い、本人の意思を尊重した地域生活を送れるような支援体制を整備します。

(3)交通環境・移動支援施策の充実

◆現状と課題

障がいのある人が地域で積極的に社会参加活動をするためには、移動の利便性・安全性を考慮した環境整備や、移動手段の確保が重要です。

JR 駅については、銭函駅に引き続き、南小樽駅のバリアフリー化を推進し、円滑な移動の確保のための環境整備を図ります。

また、小樽市ノンステップバス導入協議会を設置し、バス利用者の利便性の向上を図るため、民間事業者と連携しながら、ノンステップバスの導入を随時進めているところです。

また、外出が困難な障がいのある人のために、ヘルパー同伴で移動する移動支援事業や、車いす利用者のためのリフトカー運行事業、障害者タクシー利用助成制度、精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成事業などの施策により、外出を支援しています。

障がいのある人が、今後さらに社会参加をしていくためには、障がいの特性に応じた交通環境の整備や移動手段の確保を一層推進していくことが必要です。

◆施策の基本的方向

障がいのある人もない人も、すべての人が安全で円滑な移動のできる地域社会の実現を目指し、円滑な移動手段の確保とともに、交通機関などのバリアフリー化の推進に努めます。

◆具体的な施策

○交通環境の整備

行政や民間事業者で「小樽市ノンステップバス導入協議会」を設置し、市内路線バス車両のノンステップバス化を図り、移動の円滑化に係る事業を促進します。

JR南小樽駅について、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定し、市民、事業者、行政が一体となりバリアフリー化の実現に向けての取組みを進めます。

○社会参加の機会の確保

外出が困難な障がいのある人のために、社会参加の機会の確保のため、ヘルパー同伴で移動する移動支援事業や、車いす利用者のためのリフトカー運行事業、障害者タクシー利用助成制度、精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成事業などの施策を推進します。

(4)防災・安全対策の充実

◆現状と課題

津波や土砂災害、火災などの災害発生時に、障がいのある人が安全に的確な行動をとれるよう、きめ細やかな緊急連絡体制や避難誘導體制の確立が必要です。

障がいのある多くの人々が災害発生時に支援を必要とする状況にあることから、災害発生時の支援体制の整備が求められています。

◆施策の基本的方向

障がいのある人が地域で安心・安全に生活することができるよう、災害発生時における障がいの特性に配慮した支援体制の整備を推進します。

◆具体的な施策

○防災対策の推進

災害発生時に、障がいのある人の中には自力で避難することが難しく手助けが必要な人もいるため、その対象となる人を避難行動要支援者として把握し、障がいの特性に配慮した情報の提供や支援体制づくりに努めます。

○避難所機能の強化

災害発生時は、障がいのある人が市の指定避難所で安心して生活を送ることができるよう、障がいのある人に配慮した避難所機能の強化に努めます。

○福祉避難所の開設

災害発生時に、市の指定避難所での避難生活に支障がある場合等に、より専門性の高い支援を行うことができる福祉避難所を開設し、障がいのある人に対する適切な支援を実施します。

8 情報・コミュニケーションの充実

情報・コミュニケーションの充実

◆現状と課題

障がいのある人やその家族が住みなれた地域で安心して暮らすためには、福祉サービスや生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が求められています。

また、視覚や聴覚障がいのある人、知的障がいのある人、発達障がいのある人などが、日常生活に必要なコミュニケーションや情報入手が円滑に行われ、社会参加が促進されるよう、障がいの特性に応じて配慮された情報提供手段の充実が必要です。

また、音声による情報伝達や、手話通訳者、要約筆記者の養成などによるコミュニケーション手段の確保も重要な課題です。

さらに、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションにおいて、手話は言語であると位置づけることで、手話の普及や手話を使える環境の整備などに努める必要があります。

◆施策の基本的方向

障がいのある人の社会参加の促進や、豊かで快適な生活の実現のため、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、円滑なコミュニケーションが得られるよう、情報バリアフリー化の促進とコミュニケーションの支援の充実に努めます。

◆具体的な施策

○コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーション支援を必要とする視覚や聴覚に障がいのある人などに対する点字、朗読、手話通訳や要約筆記者の養成講座の充実に努めるとともに、人材育成のためにも多くの市民の方に参加いただけるように各種講座の更なる周知に努めます。

○障がいの状況に応じた情報提供の充実

各種のサービスに関する情報や、保健、医療、福祉等に関する様々な情報は、「障がい者ハンドブック」やホームページなどを通して行います。また、視覚障がいのある人への点字や声の広報の発行や、点字図書、朗読テープ、CD の貸し出しなどによる情報提供を行います。

第 3 章

計画の推進等

1 計画の推進等

1 連携・協力の確保

この計画の推進にあたっては、地域全体で障がい福祉に対する理解を深め、福祉、保健・医療、教育、雇用、まちづくりなど広範な分野が相互に連携しながら施策を展開することとなります。

そのため、幅広く関係する部局・団体などと密接に連携・協働し、障がいの特性やライフステージに応じた適切なサービスが提供できるよう取り組みます。

2 計画の点検・評価

社会情勢やニーズの変化、事業の進捗状況などを踏まえ、計画施行後の中間年となる5年を目途に、後期の推進について検討します。

參考資料

1 小樽市障害者計画懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 小樽市における障害福祉の増進を図るため、障害者基本法第1条第3項に基づく障害者計画を策定するにあたり、身体・知的・精神等の各分野の関係者等から広く意見を求め、障害福祉施策を一元的に計画するため、小樽市障害者計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 小樽市の障害福祉に係る計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(懇話会の定数等)

第3条 懇話会は、委員16人以内をもって構成する。

- 2 委員は、福祉、保健、医療等の関係機関及び関係団体、学識経験者、公募市民等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1名をおき、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、懇話会を招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉部障害福祉課及び保健所保健総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

	区分	氏名	団体等
1	公募市民	坂野 久美子	
2		西村 信幸	
3	障害当事者団体	岩崎 まゆみ	小樽後志地方腎友会(透析患者の会)
4		三上 友加里	小樽当事者研究会「たるとの会」
5	学識経験者	片桐 由喜	小樽商科大学商学部企業法学科 教授
6	医療関係	近藤 眞章	小樽市医師会 副会長
7	障害者関係団体 (親の会)	根深 昌博	精神障害者家族連合会「小樽こもれび家族会」副会長
8		松井 典彦	小樽後志 LD・発達障がい児者親の会「ぼてとの会」会長
9		白幡 修治	小樽手をつなぐ育成会 監査
10	障害児者 福祉施設	櫻井 幸治	小樽市さくら学園 施設長
11		光増 昌久	札幌緑花会 すまいる 管理者
12	就労関係団体	中村 圭寿	小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろば 科長
13	教育関係団体	小杉 芳博	小樽地区特別支援学級設置学校長協会 会長
14	福祉関係団体	長川 修三	小樽市社会福祉協議会 常務理事
15		藤原 克之	小樽身体障害者福祉協会 常務理事 事務局長

[か行]

健康小樽 2 1

食事や運動、喫煙などの生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防して健康寿命の延伸を目指す、健康づくり計画

高次脳機能障害

病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能の障がい

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、地域の実情に応じて、幼児期における質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、提供体制の確保の内容やその実施時期などを定めるとともに、行政が今後進めていく施策の方向性や目標量などについて総合的に策定された計画

[さ行]

児童福祉法に基づく通所サービス

- 児童発達支援**：未就学の障がいのある子どもや支援を要する子どもに、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練などを行うサービス
- 放課後等デイサービス**：就学後の障がいのある子どもや支援を要する子どもに、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行うサービス
- 保育所等訪問支援**：専門の職員が保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、職員などに対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するために必要な専門的な指導や支援などを行うサービス

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で妨げとなるような、さまざまな事柄や制度、物事についてもつ考え方など

授産製品

障がいのある人が地域において自立した生活を営めるよう、障害福祉サービス事業所において行っている作業訓練の一環として障がいのある人が製作した製品

障がい児・者支援協議会

福祉、医療、教育、雇用などに関する関係機関や関係団体などで構成し、障がいのある人の地域生活を支えるため、困難事例への対応についての協議や地域の関係機関によるネットワークの構築などを行う機関

障害者基本法

国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備など、障がい者に関する施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的として制定された法律

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待の禁止、予防および早期発見などの虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援などに関する施策を推進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的として制定された法律

障害者雇用促進法

事業主に対して、一定の割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図ることを目的として制定された法律

障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律

障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正により、毎年12月3日から12月9日までの1週間を設定

障害者就業・生活支援センター

就職を希望する障がい者や在職中の障がい者の抱える課題に応じて、雇用および福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面および生活面の一体的な支援を行う機関

障がい者職親会

障がい者を従業員として雇用し、あたたかく見守り、職場で育てていく事業主の集まり

障害者優先調達推進法

障害福祉サービス事業所で就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者などの経済的な自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際に、障害福祉サービス事業所からの優先的・積極的な購入を推進することを目的として制定された法律

障害福祉サービス

障害者総合支援法における、障がいのある人へのサービス

- 居宅介護** : 入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行うサービス
- 重度訪問介護** : 重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護や外出時の移動支援を総合的に行うサービス
- 同行援護** : 視覚に障がいのある人に、外出時の移動の支援や外出時において必要な視覚的情報の支援を行うサービス
- 行動援護** : 行動することが困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や危険回避などの援護を行うサービス
- 短期入所** : 介護している人の病気などのため、一時的に自宅で介護を受けることができない時に、施設に短期間入所するサービス
- 療養介護** : 病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行うサービス
- 生活介護** : 主に日中に障害者支援施設などで食事や入浴の介護、創作的活動の提供などを行うサービス
- 施設入所支援** : 障害者支援施設において、夜間や休日に入浴、排泄、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援などを提供するサービス
- 自立訓練** : 身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行うサービス
- 就労移行支援** : 一般就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを一定期間の支援計画に基づき行うサービス

- 就労継続支援** : 一般企業などで雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行うサービス
- 共同生活援助（グループホーム）** : 夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助または入浴、排泄、食事の介護などを行うサービス

自立支援医療

心身の障がいや軽減するための下記の医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度

- 更生医療** : 18歳以上の身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる医療
- 育成医療** : 18歳未満の身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる医療
- 精神通院医療** : 精神疾患のある人の、通院による継続的な精神医療

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなど、判断能力の不十分な人が、財産管理や介護・福祉サービスの利用などの生活に関する契約などの法律行為を行う場合、本人の財産と権利を守り支援するため、各人の判断能力に応じて選任された後見人などが対応する制度

[た行]

地域生活支援拠点

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みづくりをする取組み

[な行]

難病

発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたる療養を必要とすることとなる疾病

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も同じように社会の一員として、社会の中で生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

[は行]

バリアフリー新法

高齢者や障がい者が安心して移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した法律。駅や空港、バスなどの公共交通機関を対象とした交通バリアフリー法と大規模ビル、ホテル、飲食店などを対象としたハートビル法を統合して、改正拡充した法律

ピアカウンセリング

同じ経験をもつもの同士が仲間（ピア）として、単に話を聞く、またはアドバイスをすることのみではなく、それぞれがよりよく生きる力を持ち、自分の状況を考え、自己決定ができるよう励ますことを目的に行われるカウンセリング

福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人に、障がい福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のため、必要な訓練を行うこと

福祉避難所

身体などの状況が一般的な避難所での避難生活が困難な災害時要援護者のために特別な配慮がなされた避難所

ペアレントメンター

発達障害のある子どもを育てた経験のある親であって、必要な養成研修を受けた者
発達障がいのある子を持つ親に対し、自身の子育ての経験から相談に応じる

[ら行]

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的、職業的、経済的に能力を発揮できる状態となるよう、失われた心身の機能の回復を図るだけでなく、内的能力を引き出して家庭や社会への参加を可能にすることにより、障がいのある人の自立と社会参加を目指す考え方

療育カルテ

様々な障がい特性を持つ子どもの成長・発達へのより良い支援のために、療育・教育・医療等からの一貫した支援を継続して行うことを目的に、子どもの成長記録をファイルにしまとめたもの

3 暮らしのアンケート調査（児童）（者）

1 調査の目的

第3期小樽市障害者計画の策定にあたり、障がいのある人の生活実態、障害福祉サービスの利用状況及び施策ニーズを把握するための基礎資料とします。

2 調査期間

平成28年8月15日（月）～平成28年9月7日（水）

3 調査項目

●障がい者

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 基本項目 | (8) 収入の状況について |
| (2) ご本人と家族の状況について | (9) 情報について |
| (3) 住まいの状況について | (10) 医療について |
| (4) 日常生活と介助の状況について | (11) 福祉サービスについて |
| (5) 外出や日中活動の状況について | (12) 地域生活について |
| (6) 日常生活における不安や心配ごとについて | (13) 権利擁護について |
| (7) 就労について | (14) 災害時の避難等について |
| | (15) 障がいのある人への理解について |

●障がい児

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 基本項目 | (7) 保健・医療について |
| (2) 住まいの状況について | (8) 地域生活について |
| (3) 家族の状況について | (9) 権利擁護について |
| (4) 日常生活と介助の状況について | (10) 災害時の避難等について |
| (5) 日中活動の状況について | (11) 福祉サービスについて |
| (6) 療育・教育について | |

<アンケート配布数と回収結果>

※抽出方法：無作為

区分	障がい者		障がい児		合計
配布数	1,143 部		95 部		1,238 部
	身体障がい者	893	身体障がい児	20	913
	知的障がい者	150	知的障がい児	75	225
	精神障がい者	100			100
回収数	647 部		49 部		696 部
回収率	56.6%		51.6%		56.2%

●手帳の種類別 回収人数 (※2つ以上の手帳を持っている人は重複してカウント)

手帳区分	障がい者	障がい児
	人数	人数
身体障害者手帳	509	21
療育手帳	104	39
精神障害者保健福祉手帳	50	
不明(無回答)	19	0
合計	682 人	60 人

●所有する手帳の内訳 (例:「身体・療育」…身体障害者手帳と療育手帳の両方を所有)

	手帳区分	身体	療育	精神	不明	人数
障がい者	身体	○				477
	療育		○			78
	精神			○		39
	身体・療育	○	○			23
	身体・精神	○		○		8
	療育・精神		○	○		2
	身体・療育・精神	○	○	○		1
	不明				○	19
合計						647 人
障がい児	身体	○				10
	療育		○			28
	身体・療育	○	○			11
	不明				○	0
合計						49 人

※手帳区分(略)「身体」:身体障害者手帳、「療育」:療育手帳、「精神」:精神障害者保健福祉手帳

障がい者

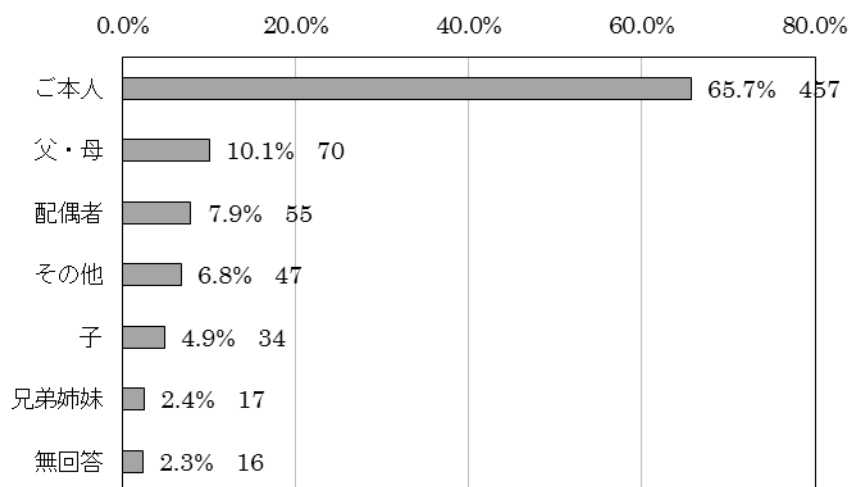
(1) 基本項目

★この調査票を記入された方はどなたですか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ご本人	370	71.6	38	34.9	41	80.4	8	42.1
配偶者	46	8.9	2	1.8	2	3.9	5	26.3
父・母	28	5.4	40	36.7	1	2.0	1	5.3
子	30	5.8	0	0.0	2	3.9	2	10.5
兄弟姉妹	9	1.7	3	2.8	3	5.9	2	10.5
その他	23	4.4	22	20.2	2	3.9	0	0.0
無回答	11	2.1	4	3.7	0	0.0	1	5.3
合計	517	100.0	109	100.0	51	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 696人（複数回答）

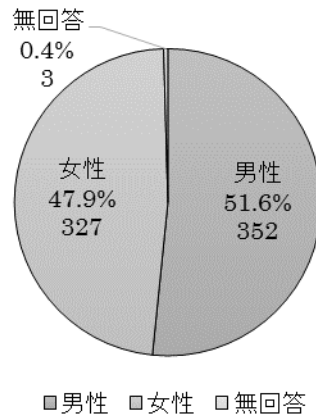


[問1] あなたの性別について。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性	250	49.1	67	64.4	26	52.0	9	47.4
女性	258	50.7	36	34.6	23	46.0	10	52.6
無回答	1	0.2	1	1.0	1	2.0	0	0.0
合計	509	100.0	104	100.0	50	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 682人（1つ回答）

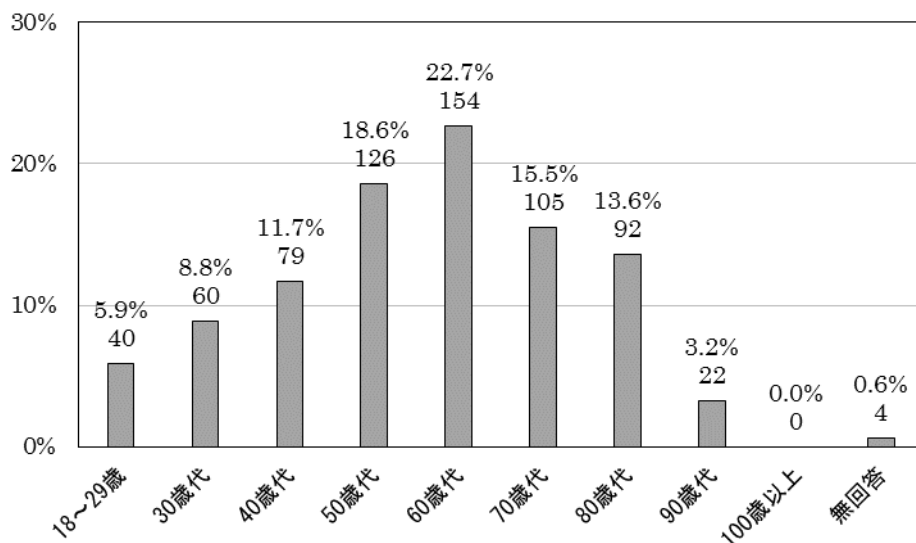


[問2] 平成28年7月1日現在のあなたの年齢について。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18～29歳	11	2.2	25	24.0	3	6.0	1	5.3
30歳代	26	5.1	23	22.1	11	22.0	0	0.0
40歳代	46	9.0	21	20.2	11	22.0	1	5.3
50歳代	95	18.7	18	17.3	9	18.0	4	21.1
60歳代	129	25.3	12	11.5	11	22.0	2	10.5
70歳代	93	18.3	2	1.9	4	8.0	6	31.6
80歳代	89	17.5	0	0.0	0	0.0	3	15.8
90歳代	19	3.7	1	1.0	0	0.0	2	10.5
100歳以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	1	0.2	2	1.9	1	2.0	0	0.0
合計	509	100.0	104	100.0	50	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 682人（1つ回答）

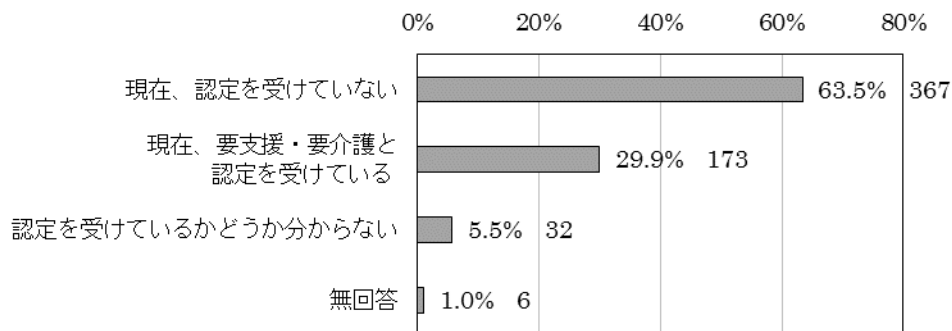


[問3] 介護保険において要支援・要介護の認定を受けていますか。(※40歳以上のみ)

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
現在、認定を受けていない	288	61.1	44	81.5	25	71.4	10	55.6
現在、要支援・要介護と認定を受けている	150	31.8	8	14.8	7	20.0	8	44.4
認定を受けているかどうか分からない	27	5.7	2	3.7	3	8.6	0	0.0
無回答	6	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	471	100.0	54	100.0	35	100.0	18	100.0

(単位：人 %)

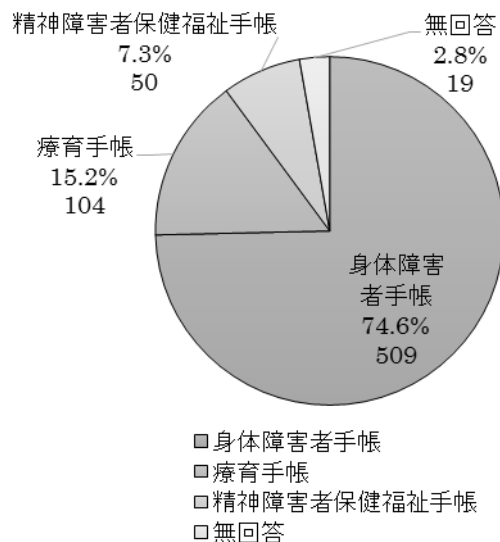
■延べ回答者数 578人(1つ回答)



[問4] あなたが持っている障害者手帳について。

選択項目	人数	構成比
身体障害者手帳	509	74.6
療育手帳	104	15.2
精神障害者保健福祉手帳	50	7.3
無回答	19	2.8
合計	682	100.0

(単位：人 %)

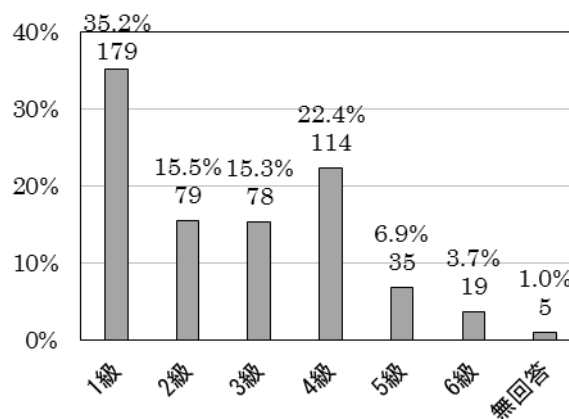


① あなたの身体障害者手帳の等級

■延べ回答者数 509人（複数回答）

選択項目	人数	構成比
1級	179	35.2
2級	79	15.5
3級	78	15.3
4級	114	22.4
5級	35	6.9
6級	19	3.7
無回答	5	1.0
合計	509	100.0

（単位：人 %）

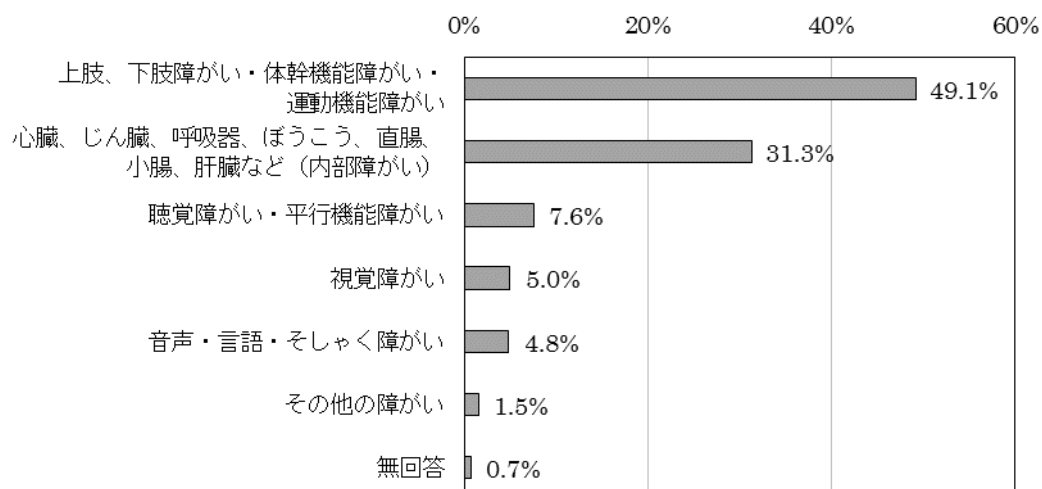


★主な障がいの部位・種類

選択項目	人数	構成比
目が不自由（視覚障がい）	29	5.0
耳が不自由（聴覚障がい・平行機能障がい）	44	7.6
言葉が不自由・物がかめない（音声・言語・そしゃく障がい）	28	4.8
手足が不自由（上肢、下肢障がい・体幹機能障がい・運動機能障がい）	286	49.1
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓などに障がいがある（内部障がい）	182	31.3
その他	9	1.5
無回答	4	0.7
合計	582	100.0

（単位：人 %）

■延べ回答者数 582人（複数回答）

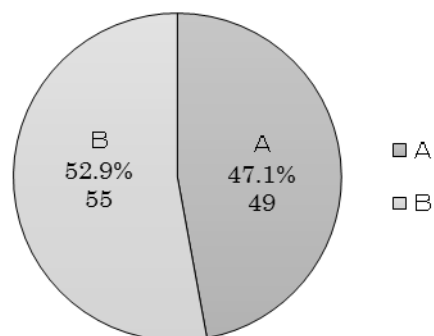


② あなたの療育手帳の程度

■延べ回答者数 104人（1つ回答）

選択項目	人数	構成比
A	49	47.1
B	55	52.9
無回答	0	0.0
合計	104	100.0

（単位：人 %）

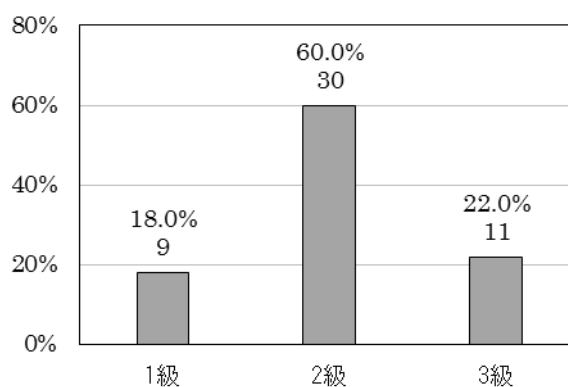


③ あなたの精神障害者保健福祉手帳の等級

■延べ回答者数 50人（1つ回答）

選択項目	人数	構成比
1級	9	18.0
2級	30	60.0
3級	11	22.0
無回答	0	0.0
合計	50	100.0

（単位：人 %）

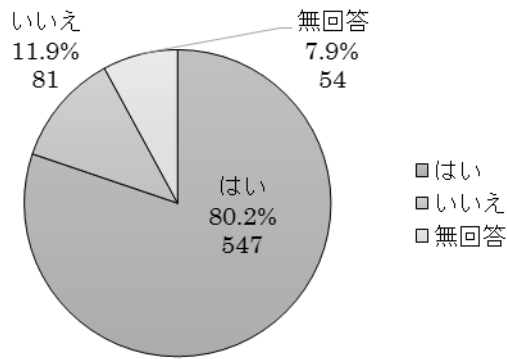


[問5] あなたが持っている障害者手帳は暮らしに役立っていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
はい	438	86.1	77	74.0	31	62.0	1	5.3
いいえ	57	11.2	8	7.7	16	32.0	0	0.0
無回答	14	2.8	19	18.3	3	6.0	18	94.7
合計	509	100.0	104	100.0	50	100.0	19	100.0

（単位：人 %）

■延べ回答者数 682人（1つ回答）

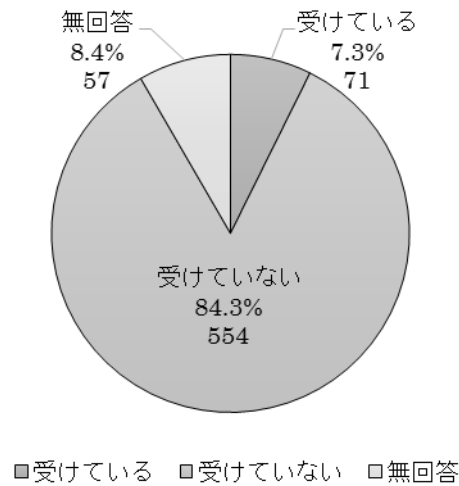


[問6] あなたは難病の認定を受けていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
受けている	45	8.8	4	3.8	1	2.0	0	0.0
受けていない	428	84.1	84	80.8	45	90.0	18	94.7
無回答	36	7.1	16	15.4	4	8.0	1	5.3
合計	509	100.0	104	100.0	50	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 682人（1つ回答）



★回答の多かった主な難病名

潰瘍性大腸炎、パーキンソン病、特発性大腿骨頭壊死症、網膜色素変性症、後縦靭帯骨化症、シェーグレン症候群、球脊髄性筋萎縮症、小脳脊髄変性症、多発性硬化症

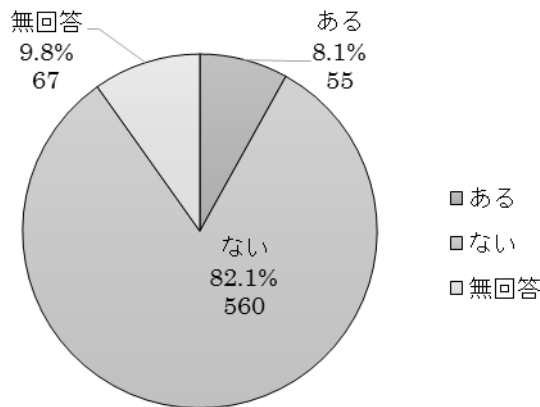
(その他・・・IgA腎症、クローン病、膠原病、サルコイドーシス、特発性間質性肺炎、肥大型心筋症、ミオクロニー欠伸てんかん、筋緊張性ジストロフィー、突発性難聴 など)

[問7] あなたは発達障がいとして診断されたことはありますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ある	10	2.0	37	35.6	8	16.0	0	0.0
ない	451	88.6	53	51.0	38	76.0	18	94.7
無回答	48	9.4	14	13.5	4	8.0	1	5.3
合計	509	100.0	104	100.0	50	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 682人（1つ回答）



★回答の多かった主な診断名

- ・知的障害、重度知的障害
- ・自閉症、高機能自閉症
- ・広汎性発達障害

(その他・・・アスペルガー症候群、海馬萎縮、言語障害 など)

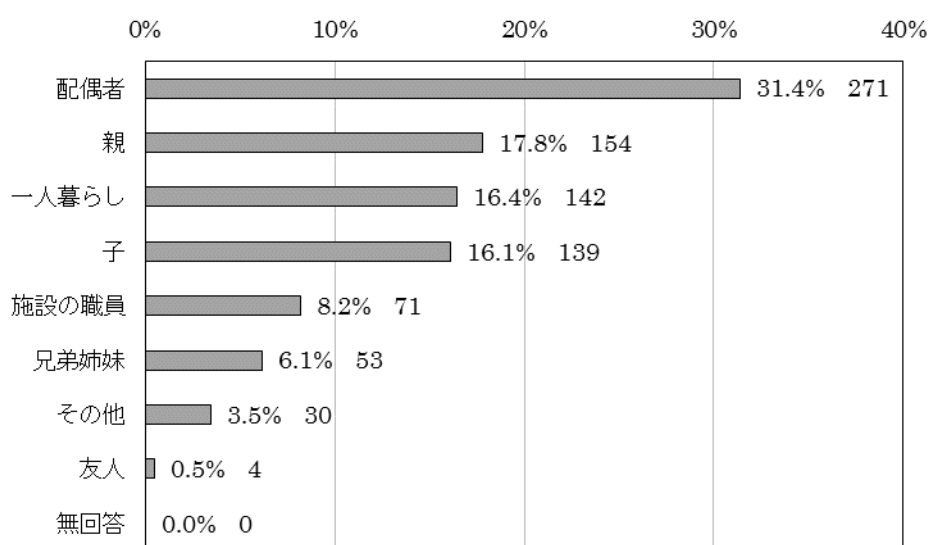
(2) ご本人と家族の状況について

[問8] 今どなたと一緒に暮らしていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
一人暮らし	114	17.6	10	7.4	13	21.0	5	25.0
親	78	12.1	55	40.7	20	32.3	1	5.0
兄弟姉妹	22	3.4	25	18.5	6	9.7	0	0.0
配偶者	249	38.5	6	4.4	11	17.7	7	35.0
子	126	19.5	3	2.2	8	12.9	2	10.0
友人	5	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
施設の職員	32	4.9	32	23.7	2	3.2	5	25.0
その他	21	3.2	4	3.0	2	3.2	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	647	100.0	135	100.0	62	100.0	20	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 864人 (複数回答)

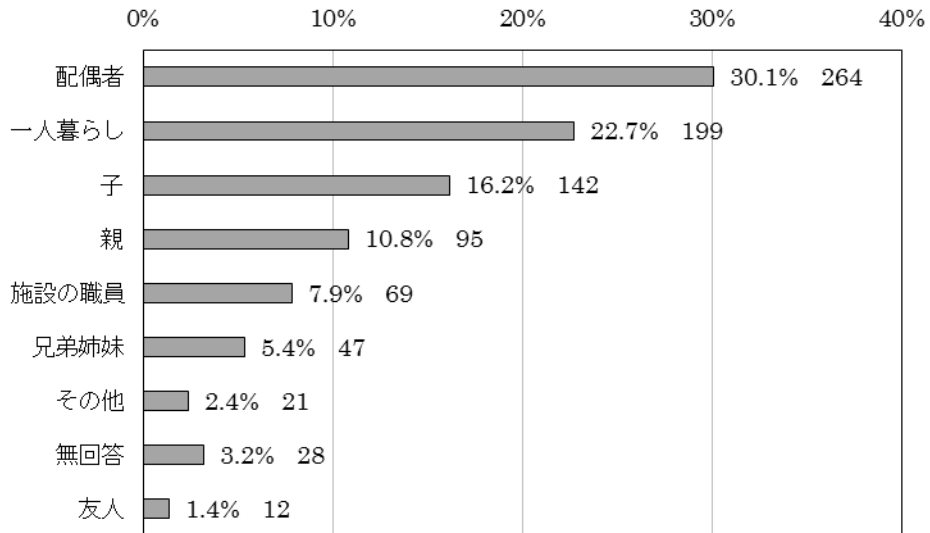


[問9] 将来どなたと暮らしたいですか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
一人暮らし	153	23.4	19	14.4	22	32.8	5	21.7
親	44	6.7	39	29.5	11	16.4	1	4.3
兄弟姉妹	24	3.7	19	14.4	3	4.5	1	4.3
配偶者	236	36.0	7	5.3	14	20.9	7	30.4
子	130	19.8	3	2.3	7	10.4	2	8.7
友人	5	0.8	3	2.3	4	6.0	0	0.0
施設の職員	33	5.0	29	22.0	3	4.5	4	17.4
その他	13	2.0	5	3.8	2	3.0	1	4.3
無回答	17	2.6	8	6.1	1	1.5	2	8.7
合計	655	100.0	132	100.0	67	100.0	23	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 877人（複数回答）



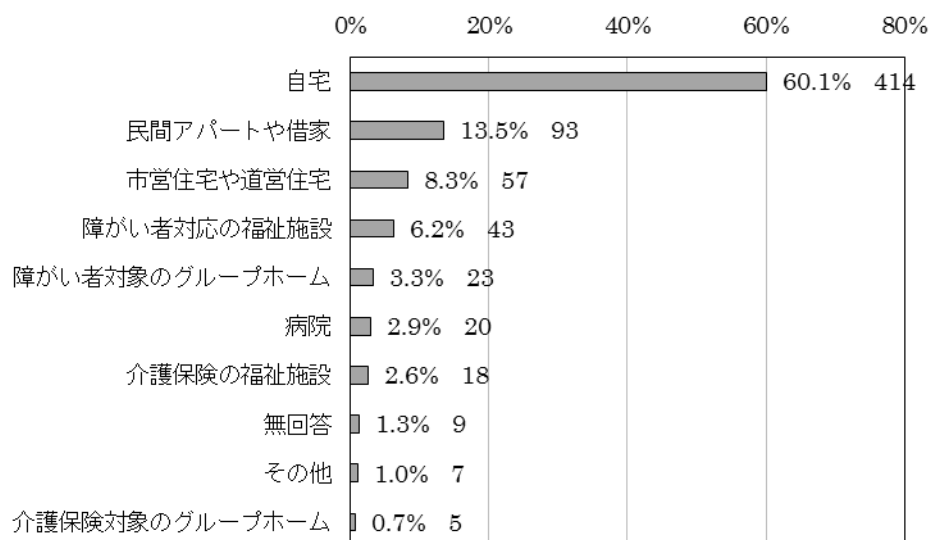
(3) 住まいの状況について

[問 10] 現在あなたはどこで暮らしていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自宅	335	65.4	46	42.6	27	54.0	6	31.6
民間アパートや借家	64	12.5	13	12.0	13	26.0	3	15.8
市営住宅や道営住宅	41	8.0	8	7.4	6	12.0	2	10.5
障がい者対象のグループホーム	5	1.0	15	13.9	1	2.0	2	10.5
介護保険対象のグループホーム	2	0.4	1	0.9	0	0.0	2	10.5
障がい者対応の福祉施設	22	4.3	21	19.4	0	0.0	0	0.0
介護保険の福祉施設	17	3.3	1	0.9	0	0.0	0	0.0
病院	16	3.1	0	0.0	3	6.0	1	5.3
その他	6	1.2	1	0.9	0	0.0	0	0.0
無回答	4	0.8	2	1.9	0	0.0	3	15.8
合計	512	100.0	108	100.0	50	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 689 人 (1つ回答)

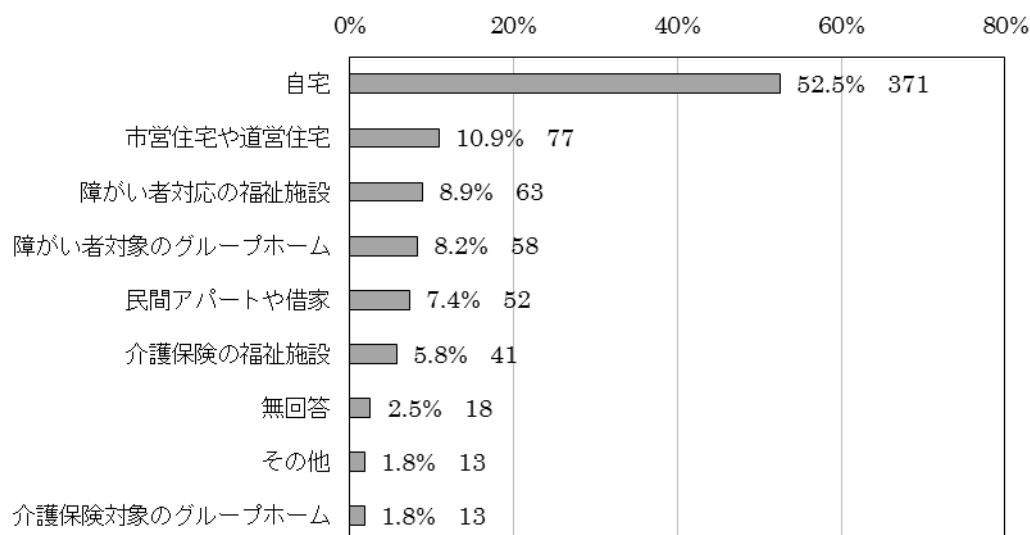


[問 11] 将来どこで暮らしたいですか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自宅	310	59.4	36	32.7	17	32.7	8	36.4
民間アパートや借家	32	6.1	9	8.2	10	19.2	1	4.5
市営住宅や道営住宅	57	10.9	8	7.3	10	19.2	2	9.1
障がい者対象のグループホーム	25	4.8	28	25.5	3	5.8	2	9.1
介護保険対象のグループホーム	8	1.5	2	1.8	0	0.0	3	13.6
障がい者対応の福祉施設	32	6.1	24	21.8	6	11.5	1	4.5
介護保険の福祉施設	35	6.7	1	0.9	2	3.8	3	13.6
その他	10	1.9	1	0.9	2	3.8	0	0.0
無回答	13	2.5	1	0.9	2	3.8	2	9.1
合計	522	100.0	110	100.0	52	100.0	22	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 706 人 (1つ回答)



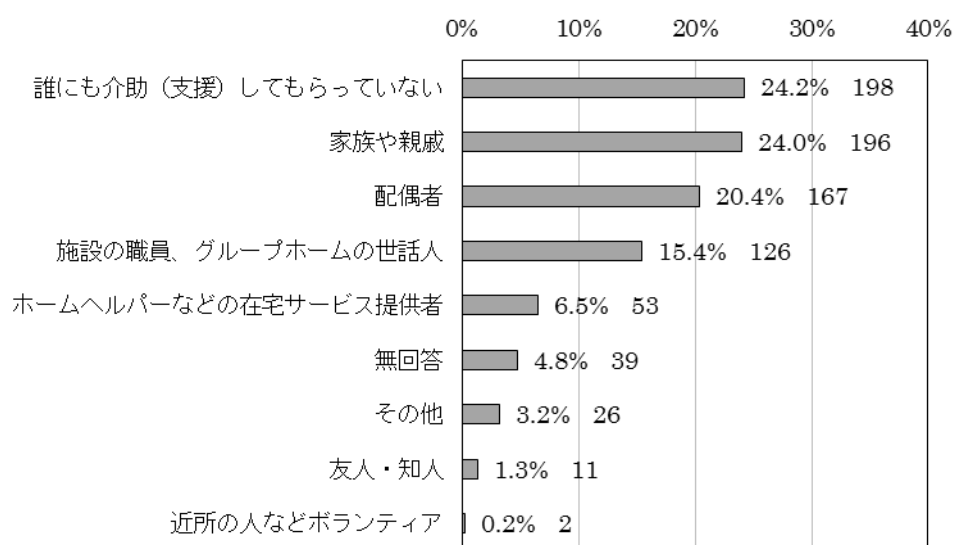
(4) 日常生活と介助の状況について

[問 12] 今どなたから介助（支援）を受けていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
配偶者	153	24.5	6	4.3	8	14.8	6	28.6
家族や親戚	125	20.0	51	36.4	20	37.0	2	9.5
友人・知人	10	1.6	0	0.0	1	1.9	0	0.0
ホームヘルパーなどの在宅サービス提供者	47	7.5	5	3.6	1	1.9	1	4.8
近所の人などボランティア	2	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
施設の職員、グループホームの世話人	67	10.7	56	40.0	3	5.6	5	23.8
誰にも介助（支援）してもらっていない	166	26.6	14	10.0	18	33.3	6	28.6
その他	20	3.2	4	2.9	2	3.7	1	4.8
無回答	34	5.4	4	2.9	1	1.9	0	0.0
合計	624	100.0	140	100.0	54	100.0	21	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 809 人（複数回答）

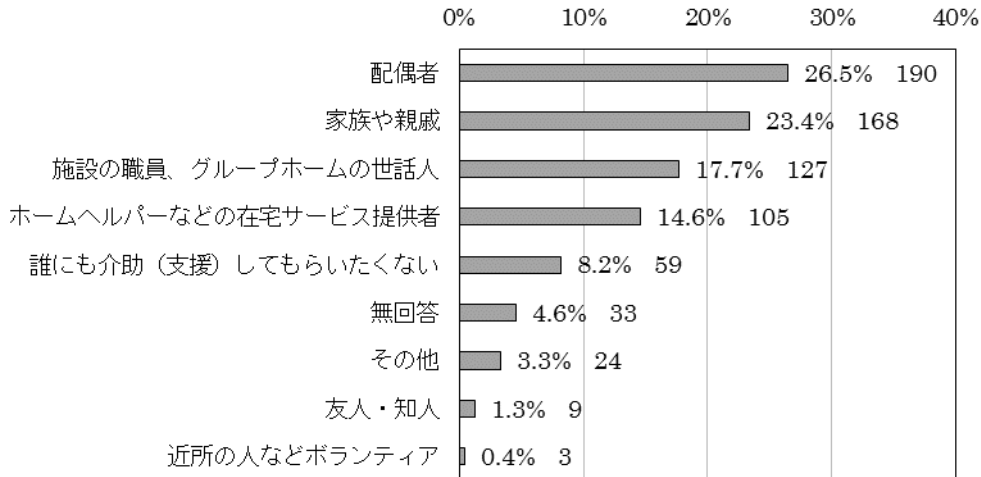


[問 13] 将来どなたから介助（支援）を受けたいですか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
配偶者	177	32.1	5	4.5	8	14.5	5	25.0
家族や親戚	122	22.1	33	29.5	13	23.6	1	5.0
友人・知人	6	1.1	2	1.8	1	1.8	0	0.0
ホームヘルパーなどの在宅サービス提供者	88	16.0	7	6.3	10	18.2	3	15.0
近所の人などボランティア	3	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
施設の職員、グループホームの世話人	68	12.3	52	46.4	7	12.7	9	45.0
誰にも介助（支援）してもらいたくない	44	8.0	5	4.5	10	18.2	0	0.0
その他	17	3.1	3	2.7	4	7.3	1	5.0
無回答	26	4.7	5	4.5	2	3.6	1	5.0
合計	551	100.0	112	100.0	55	100.0	20	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 718 人（1つ回答）

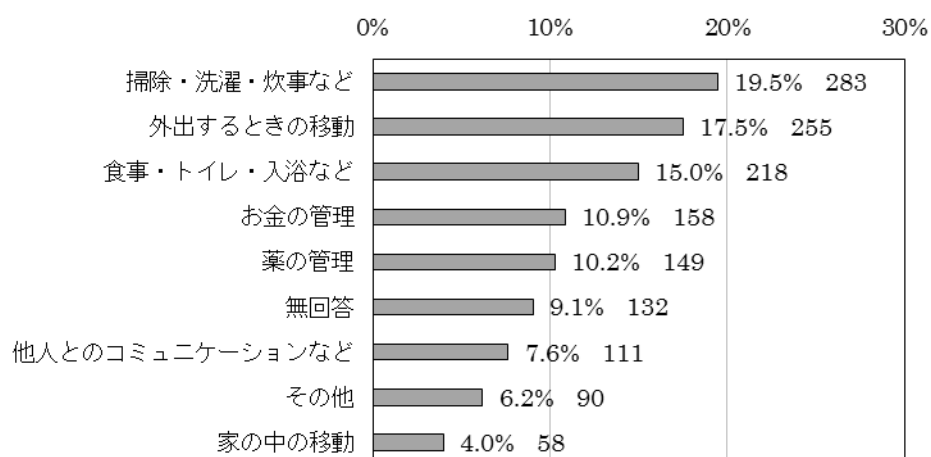


[問 14] 日常生活動作の中で、特にどのような介助（支援）が必要ですか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
食事・トイレ・入浴など	157	15.7	49	13.8	12	11.9	6	13.3
掃除・洗濯・炊事など	201	20.2	59	16.6	23	22.8	8	17.8
家の中の移動	37	3.7	17	4.8	4	4.0	2	4.4
外出するときの移動	194	19.5	49	13.8	12	11.9	6	13.3
他人とのコミュニケーションなど	48	4.8	52	14.6	11	10.9	4	8.9
お金の管理	79	7.9	66	18.5	13	12.9	6	13.3
薬の管理	88	8.8	50	14.0	11	10.9	5	11.1
その他	81	8.1	4	1.1	5	5.0	2	4.4
無回答	112	11.2	10	2.8	10	9.9	6	13.3
合計	997	100.0	356	100.0	101	100.0	45	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 1,454 人（複数回答）



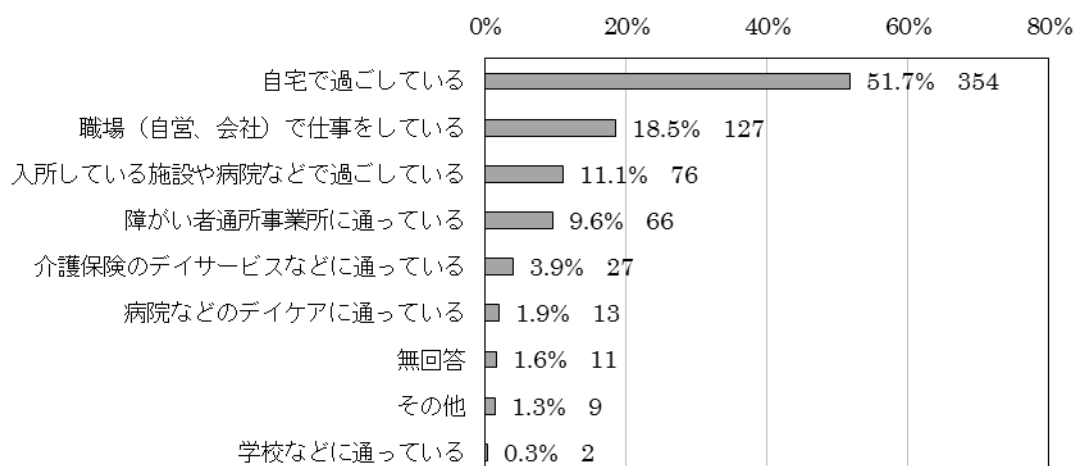
（５）外出や日中活動の状況について

[問 15] 日中どこで過ごしていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自宅で過ごしている	306	57.8	18	17.1	30	58.8	9	47.4
学校などに通っている	1	0.2	1	1.0	0	0.0	0	0.0
職場（自営、会社）で仕事をしている	104	19.7	16	15.2	7	13.7	2	10.5
障がい者通所事業所に通っている	19	3.6	43	41.0	4	7.8	2	10.5
病院などのデイケアに通っている	8	1.5	0	0.0	5	9.8	0	0.0
介護保険のデイサービスなどに通っている	24	4.5	3	2.9	0	0.0	1	5.3
入所している施設や病院などで過ごしている	50	9.5	21	20.0	5	9.8	3	15.8
その他	9	1.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	8	1.5	3	2.9	0	0.0	2	10.5
合計	529	100.0	105	100.0	51	100.0	19	100.0

（単位：人 %）

■延べ回答者数 685 人（1つ回答）

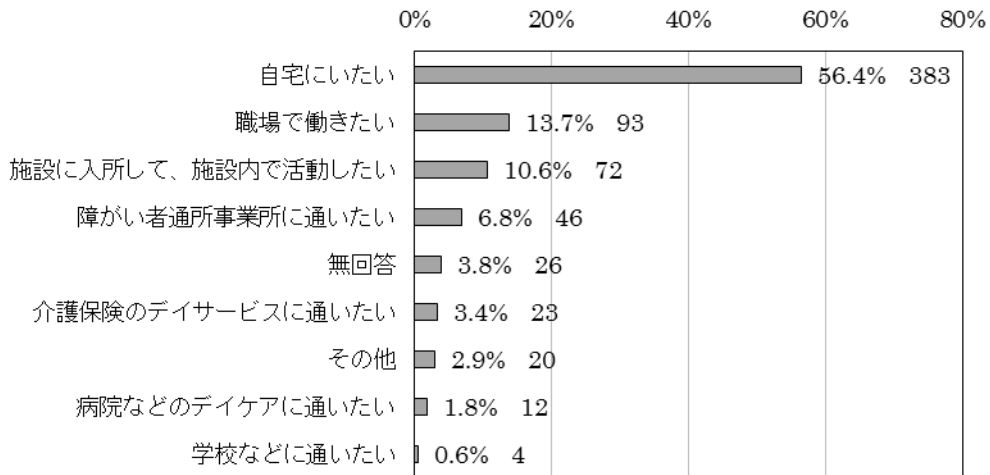


[問 16] 将来日中どこで過ごしたいですか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自宅にいたい	333	64.0	31	28.7	19	37.3	10	52.6
学校などに通いたい	4	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
職場で働きたい	59	11.3	19	17.6	15	29.4	2	10.5
障がい者通所事業所に通いたい	14	2.7	30	27.8	2	3.9	0	0.0
病院などのデイケアに通いたい	10	1.9	0	0.0	2	3.9	0	0.0
介護保険のデイサービスに通いたい	20	3.8	2	1.9	1	2.0	1	5.3
施設に入所して、施設内で活動したい	41	7.9	23	21.3	8	15.7	5	26.3
その他	16	3.1	1	0.9	3	5.9	1	5.3
無回答	23	4.4	2	1.9	1	2.0	0	0.0
合計	520	100.0	108	100.0	51	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 679 人（1つ回答）

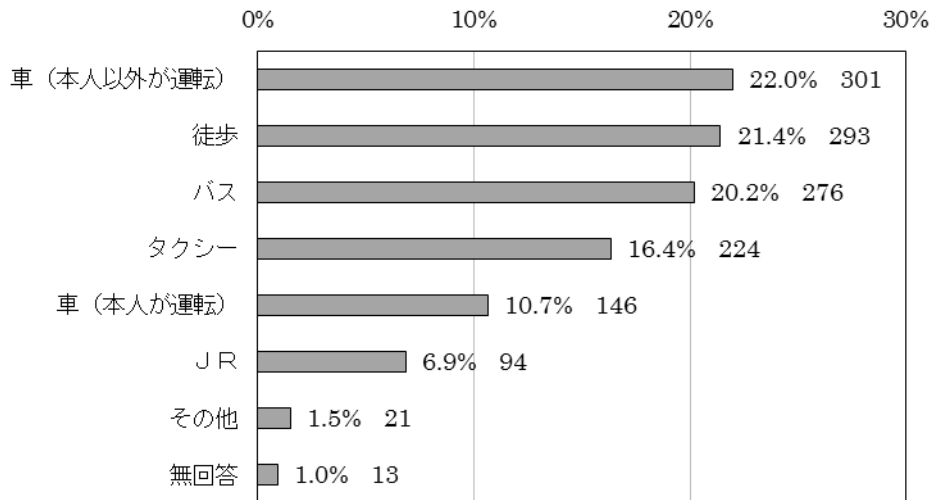


[問 17] 主にどのような手段で外出していますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
徒歩	209	20.0	53	25.4	31	26.7	8	24.2
車（本人が運転）	133	12.8	5	2.4	8	6.9	3	9.1
車（本人以外が運転）	217	20.8	64	30.6	20	17.2	6	18.2
タクシー	196	18.8	14	6.7	14	12.1	8	24.2
バス	197	18.9	50	23.9	29	25.0	5	15.2
JR	64	6.1	18	8.6	12	10.3	1	3.0
その他	17	1.6	3	1.4	1	0.9	1	3.0
無回答	10	1.0	2	1.0	1	0.9	1	3.0
合計	1,043	100.0	209	100.0	116	100.0	33	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 1,368人（3つまで回答）

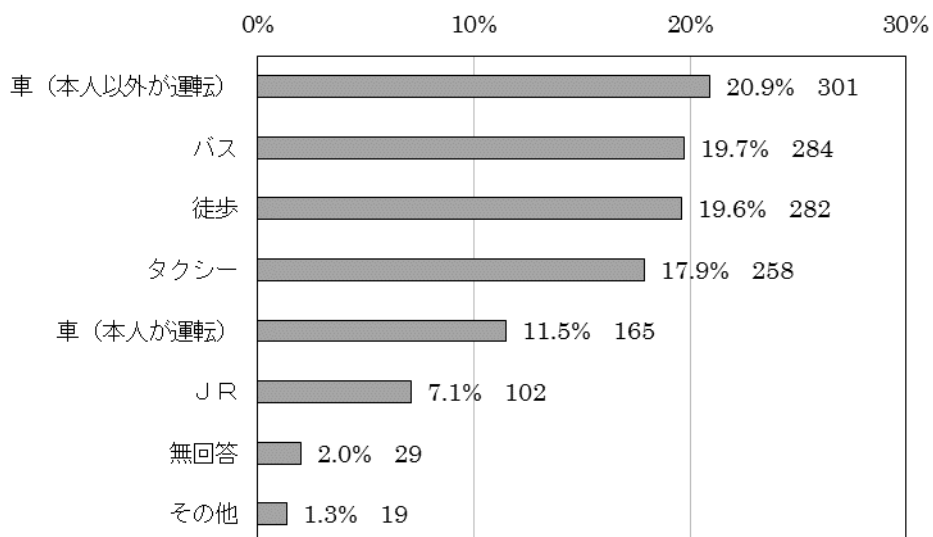


[問 18] 主にどのような手段で外出したいですか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
徒歩	206	18.6	45	21.1	31	25.8	6	17.1
車（本人が運転）	142	12.8	11	5.2	12	10.0	5	14.3
車（本人以外が運転）	225	20.3	60	28.2	16	13.3	5	14.3
タクシー	217	19.6	19	8.9	22	18.3	9	25.7
バス	204	18.4	54	25.4	26	21.7	4	11.4
JR	73	6.6	18	8.5	11	9.2	3	8.6
その他	16	1.4	2	0.9	1	0.8	0	0.0
無回答	24	2.2	4	1.9	1	0.8	3	8.6
合計	1,107	100.0	213	100.0	120	100.0	35	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 1,440人（3つまで回答）

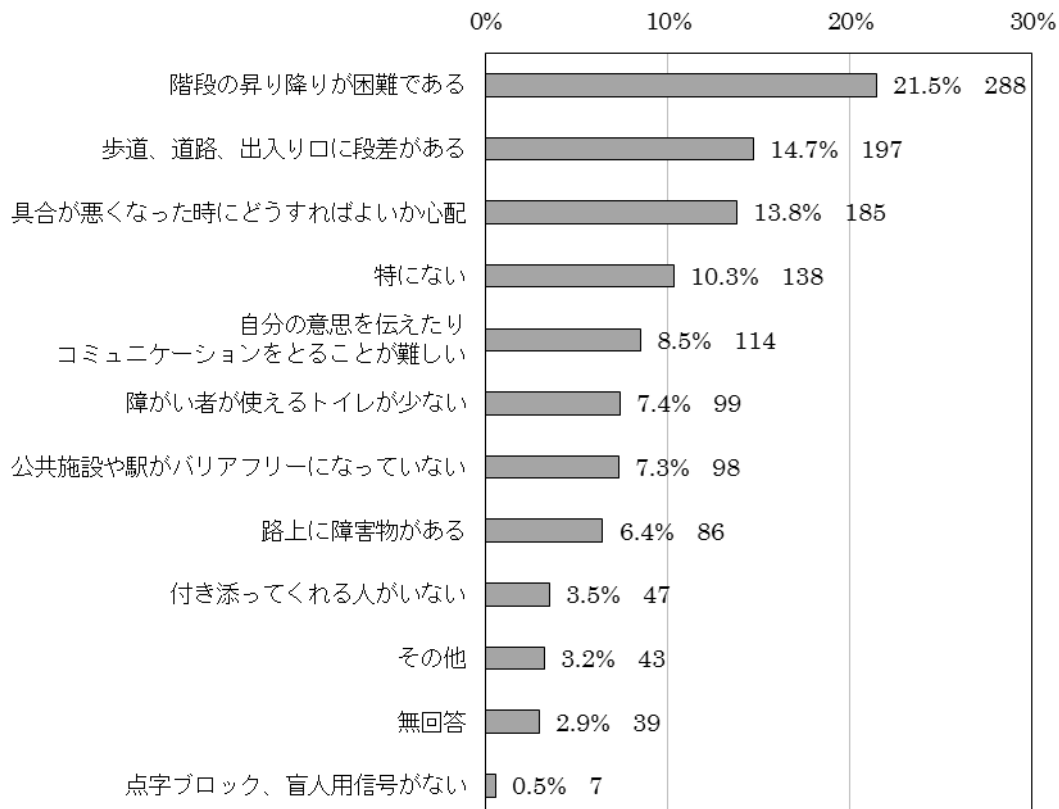


[問 19] 外出する時に、困ったり不便に感じたりすることは何ですか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
歩道、道路、出入りに段差がある	167	16.0	19	9.0	11	12.9	4	10.3
階段の昇り降りが困難である	254	24.3	22	10.5	12	14.1	6	15.4
路上に障害物がある	69	6.6	15	7.1	2	2.4	2	5.1
点字ブロック、盲人用信号がない	7	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
付き添ってくれる人がいない	29	2.8	12	5.7	6	7.1	2	5.1
障がい者が使えるトイレが少ない	83	7.9	14	6.7	2	2.4	2	5.1
自分の意思を伝えたり コミュニケーションをとることが難しい	47	4.5	53	25.2	14	16.5	3	7.7
公共施設や駅がバリアフリーになっていない	91	8.7	6	2.9	1	1.2	2	5.1
具合が悪くなった時にどうすればよいか心配	134	12.8	31	14.8	20	23.5	7	17.9
その他	33	3.2	6	2.9	4	4.7	2	5.1
特にない	102	9.8	24	11.4	12	14.1	6	15.4
無回答	30	2.9	8	3.8	1	1.2	3	7.7
合計	1,046	100.0	210	100.0	85	100.0	39	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 1,341 人 (複数回答)



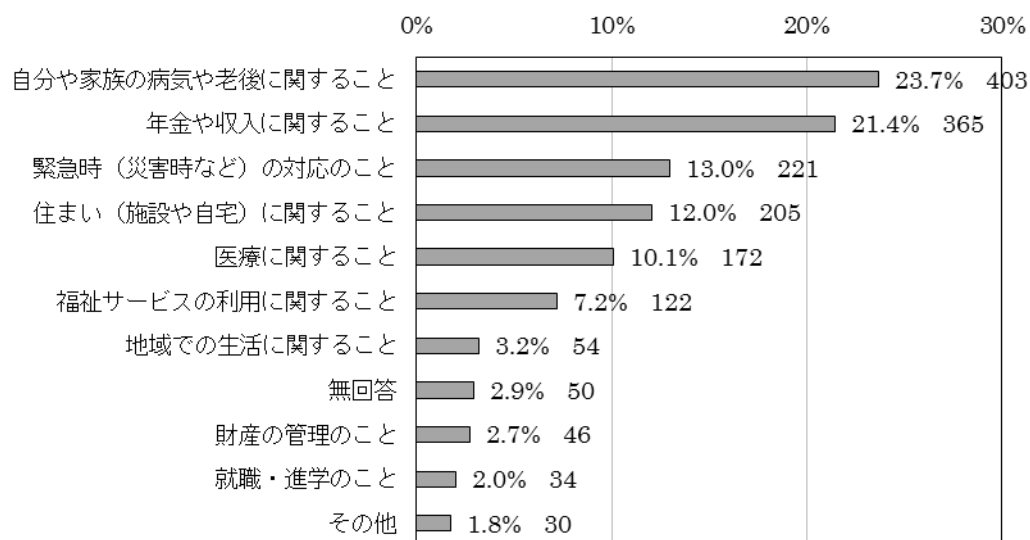
(6) 日常生活における不安や心配ごとについて

[問 20] 日常生活において何に不安や心配を感じていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
住まい（施設や自宅）に関すること	161	12.6	22	8.5	22	13.3	8	17.4
年金や収入に関すること	289	22.6	39	15.0	37	22.3	10	21.7
福祉サービスの利用に関すること	90	7.1	21	8.1	11	6.6	5	10.9
自分や家族の病気や老後に関すること	317	24.8	50	19.2	36	21.7	8	17.4
緊急時（災害時など）の対応のこと	166	13.0	37	14.2	18	10.8	5	10.9
地域での生活に関すること	35	2.7	14	5.4	5	3.0	2	4.3
医療に関すること	125	9.8	28	10.8	19	11.4	4	8.7
就職・進学のこと	16	1.3	11	4.2	7	4.2	1	2.2
財産の管理のこと	24	1.9	15	5.8	7	4.2	1	2.2
その他	20	1.6	7	2.7	3	1.8	2	4.3
無回答	33	2.6	16	6.2	1	0.6	0	0.0
合計	1,276	100.0	260	100.0	166	100.0	46	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 1,702 人（複数回答）

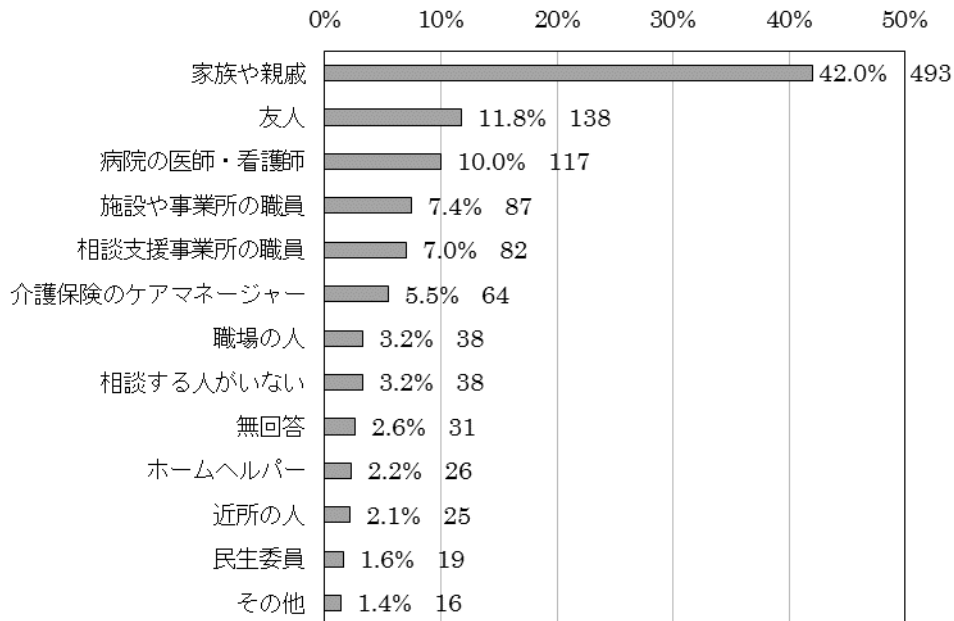


[問 21] 悩みや困ったことを誰に相談しますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
家族や親戚	391	44.0	66	33.3	36	40.9	13	41.9
友人	119	13.4	8	4.0	11	12.5	4	12.9
近所の人	24	2.7	0	0.0	1	1.1	0	0.0
職場の人	26	2.9	11	5.6	1	1.1	0	0.0
相談支援事業所の職員	38	4.3	34	17.2	10	11.4	2	6.5
介護保険のケアマネージャー	62	7.0	0	0.0	2	2.3	3	9.7
病院の医師・看護師	88	9.9	12	6.1	17	19.3	5	16.1
ホームヘルパー	22	2.5	4	2.0	0	0.0	0	0.0
民生委員	15	1.7	2	1.0	2	2.3	0	0.0
施設や事業所の職員	38	4.3	47	23.7	2	2.3	3	9.7
相談する人がいない	31	3.5	5	2.5	2	2.3	0	0.0
その他	10	1.1	3	1.5	3	3.4	1	3.2
無回答	24	2.7	6	3.0	1	1.1	0	0.0
合計	888	100.0	198	100.0	88	100.0	31	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 1,174 人（複数回答）



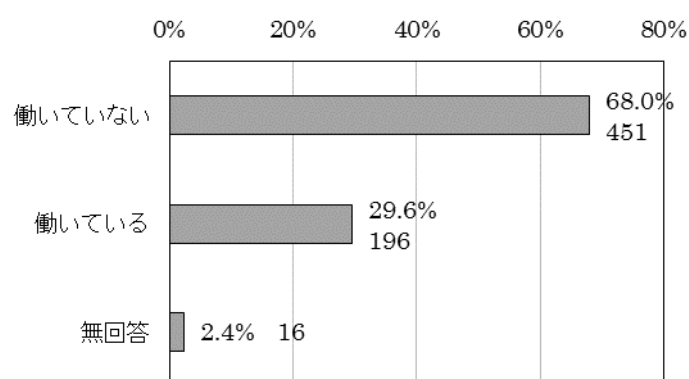
(7) 就労について

[問 22] 現在働いていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
働いている	144	28.3	40	38.5	12	24.0	2	10.5
働いていない	349	68.6	64	61.5	38	76.0	16	84.2
無回答	16	3.1	0	0.0	0	0.0	1	5.3
合計	509	100.0	104	100.0	50	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 663 人 (1つ回答)



[問 23] どこで働いていますか。(※働いている人のみ)

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
正社員として一般の会社などで働いている	65	44.8	4	9.8	1	8.3	1	33.3
パート・アルバイトとして働いている	32	22.1	11	26.8	6	50.0	0	0.0
自営業を営んでいる	31	21.4	0	0.0	1	8.3	1	33.3
主に自宅にいて内職をしている	3	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
福祉施設に通い給料をもらっている	12	8.3	26	63.4	4	33.3	1	33.3
その他	1	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	1	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	145	100.0	41	100.0	12	100.0	3	100.0

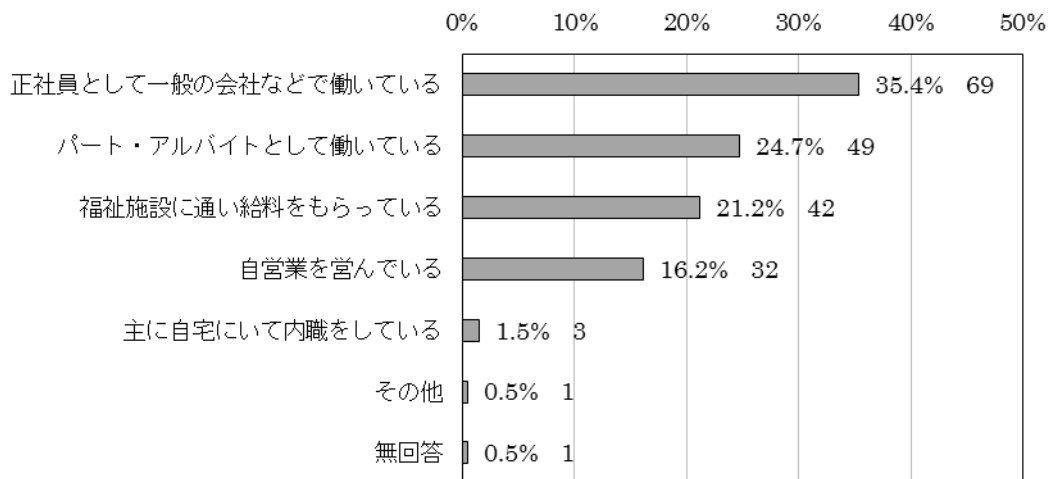
(単位：人 %)

★正社員またはパート・アルバイトにおける、「一般求人」と「障がい者用枠」の比率

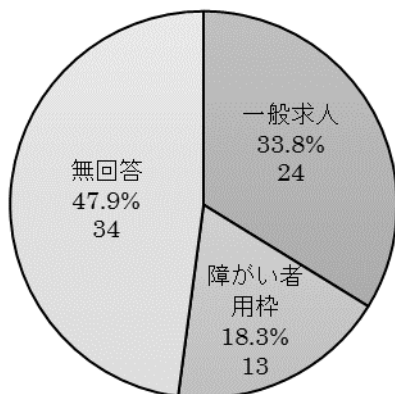
選択項目		身体		療育		精神		不明	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
正社員	一般求人	24	36.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	障がい者用枠	11	16.9	1	25.0	1	100.0	0	0.0
	無回答	30	46.2	3	75.0	0	0.0	1	100.0
合計		65	100.0	4	100.0	1	100.0	1	100.0
パート・アルバイト	一般求人	9	28.1	1	9.1	2	33.3	0	0.0
	障がい者用枠	7	21.9	6	54.5	2	33.3	0	0.0
	無回答	16	50.0	4	36.4	2	33.3	0	0.0
合計		32	100.0	11	100.0	6	100.0	0	0.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 198人（1つ回答）

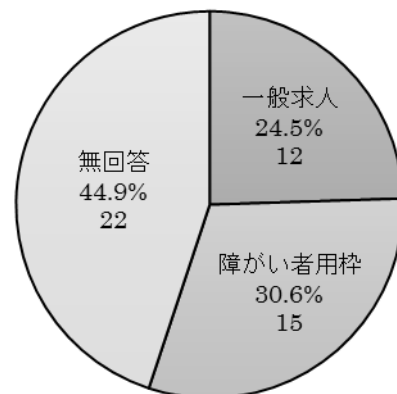


<正社員>



□一般求人 □障がい者用枠 □無回答

<パート・アルバイト>



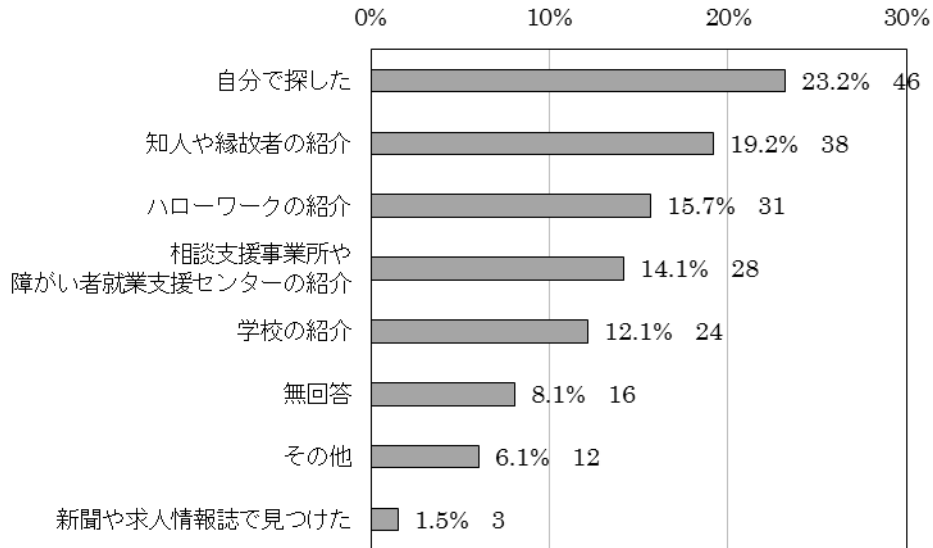
□一般求人 □障がい者用枠 □無回答

[問 24] どのようにして仕事に就きましたか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ハローワークの紹介	25	17.4	3	7.1	3	25.0	0	0.0
学校の紹介	9	6.3	14	33.3	1	8.3	0	0.0
知人や縁故者の紹介	31	21.5	5	11.9	2	16.7	0	0.0
自分で探した	42	29.2	3	7.1	1	8.3	1	50.0
相談支援事業所や 障がい者就業支援センターの紹介	11	7.6	14	33.3	3	25.0	0	0.0
新聞や求人情報誌で見つけた	1	0.7	1	2.4	1	8.3	0	0.0
その他	12	8.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	13	9.0	2	4.8	1	8.3	1	50.0
合計	144	100.0	42	100.0	12	100.0	2	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 198 人（複数回答）

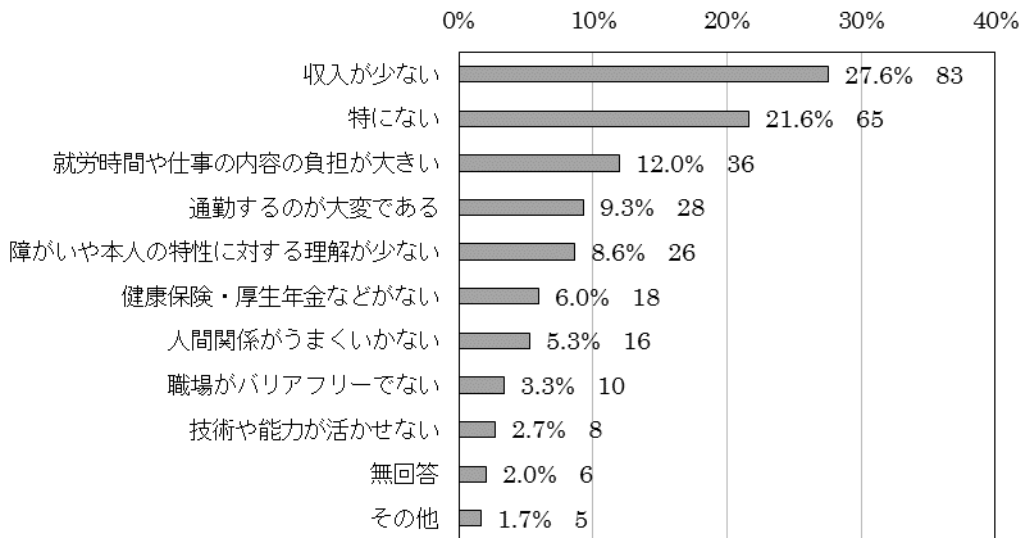


[問 25] 仕事をしている上で、何について問題や困ったことを感じていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
職場がバリアフリーでない	9	4.4	1	1.5	0	0.0	0	0.0
通勤するのが大変である	19	9.3	8	11.9	1	3.4	0	0.0
技術や能力が活かさない	5	2.4	2	3.0	1	3.4	0	0.0
人間関係がうまくいかない	5	2.4	7	10.4	4	13.8	0	0.0
収入が少ない	54	26.3	19	28.4	10	34.5	1	50.0
健康保険・厚生年金などがない	11	5.4	3	4.5	4	13.8	0	0.0
就労時間や仕事の内容の負担が大きい	25	12.2	8	11.9	3	10.3	0	0.0
障がいや本人の特性に対する理解が少ない	16	7.8	5	7.5	5	17.2	0	0.0
特にない	53	25.9	11	16.4	1	3.4	1	50.0
その他	3	1.5	2	3.0	0	0.0	0	0.0
無回答	5	2.4	1	1.5	0	0.0	0	0.0
合計	205	100.0	67	100.0	29	100.0	2	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 301 人 (複数回答)

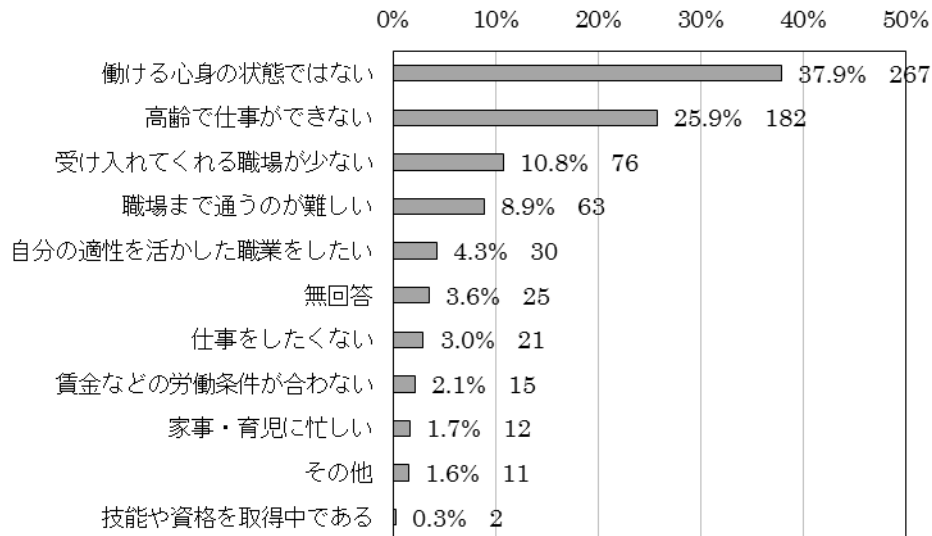


[問 26] 働いていない理由は何ですか。(※働いていない人のみ)

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
働ける心身の状態ではない	185	34.5	48	54.5	34	42.5	12	46.2
高齢で仕事ができない	168	31.3	4	4.5	10	12.5	7	26.9
受け入れてくれる職場が少ない	54	10.1	13	14.8	9	11.3	1	3.8
賃金などの労働条件が合わない	7	1.3	1	1.1	7	8.8	1	3.8
職場まで通うのが難しい	47	8.8	9	10.2	7	8.8	2	7.7
自分の適性を活かした職業をしたい	22	4.1	1	1.1	7	8.8	1	3.8
技能や資格を取得中である	1	0.2	0	0.0	1	1.3	1	3.8
家事・育児に忙しい	10	1.9	1	1.1	1	1.3	0	0.0
仕事をしたくない	13	2.4	4	4.5	4	5.0	0	0.0
その他	10	1.9	1	1.1	0	0.0	0	0.0
無回答	19	3.5	6	6.8	0	0.0	1	3.8
合計	536	100.0	88	100.0	80	100.0	26	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 704 人 (複数回答)



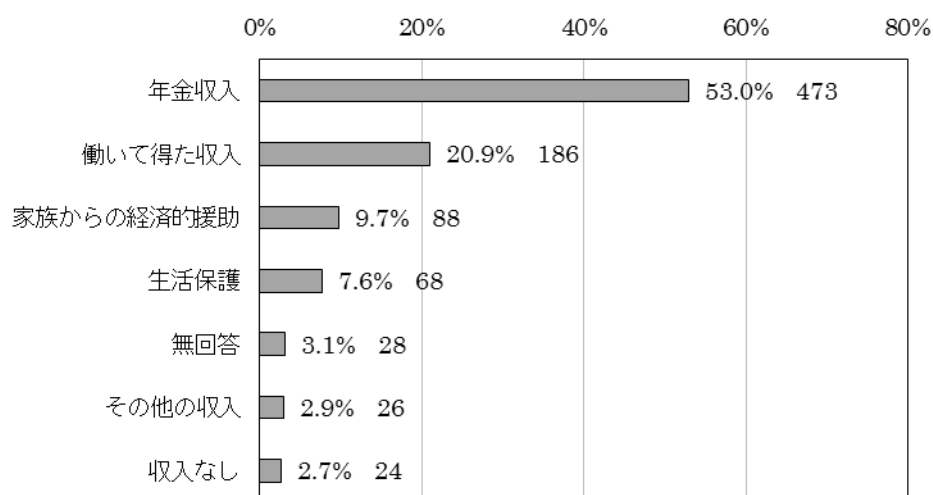
(8) 収入の状況について

[問 27] 収入について伺います。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
働いて得た収入	140	21.2	35	22.6	12	15.6	2	8.7
家族からの経済的援助	59	8.9	19	12.3	9	11.7	2	8.7
年金収入	353	53.4	81	52.3	39	50.6	10	43.5
その他の収入	20	3.0	5	3.2	1	1.3	0	0.0
生活保護	49	7.4	4	2.6	15	19.5	4	17.4
収入なし	18	2.7	6	3.9	0	0.0	2	8.7
無回答	22	3.3	5	3.2	1	1.3	3	13.0
合計	661	100.0	155	100.0	77	100.0	23	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 893 人 (複数回答)

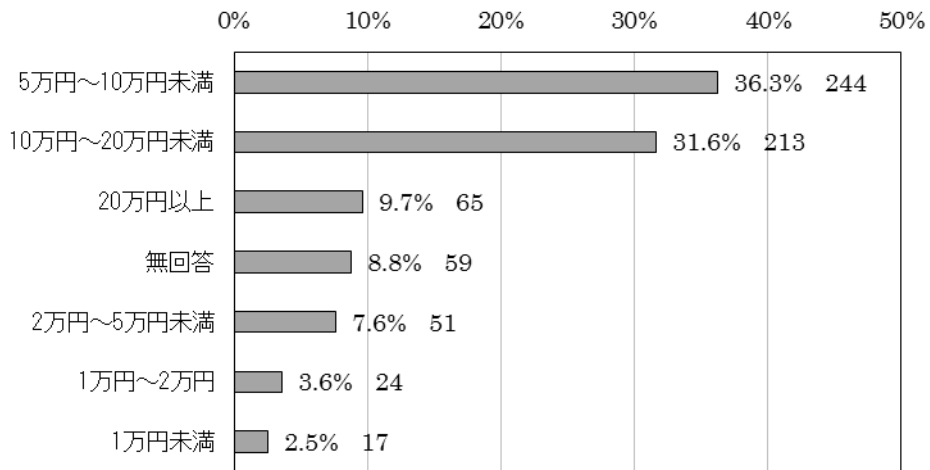


[問 28] 月にどれくらいの収入がありますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1万円未満	7	1.4	10	9.7	0	0.0	0	0.0
1万円～2万円	14	2.8	6	5.8	3	5.7	1	5.3
2万円～5万円未満	35	7.0	11	10.7	4	7.5	1	5.3
5万円～10万円未満	156	31.3	56	54.4	30	56.6	2	10.5
10万円～20万円未満	182	36.5	11	10.7	12	22.6	8	42.1
20万円以上	63	12.7	0	0.0	0	0.0	2	10.5
無回答	41	8.2	9	8.7	4	7.5	5	26.3
合計	498	100.0	103	100.0	53	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 673人（1つ回答）



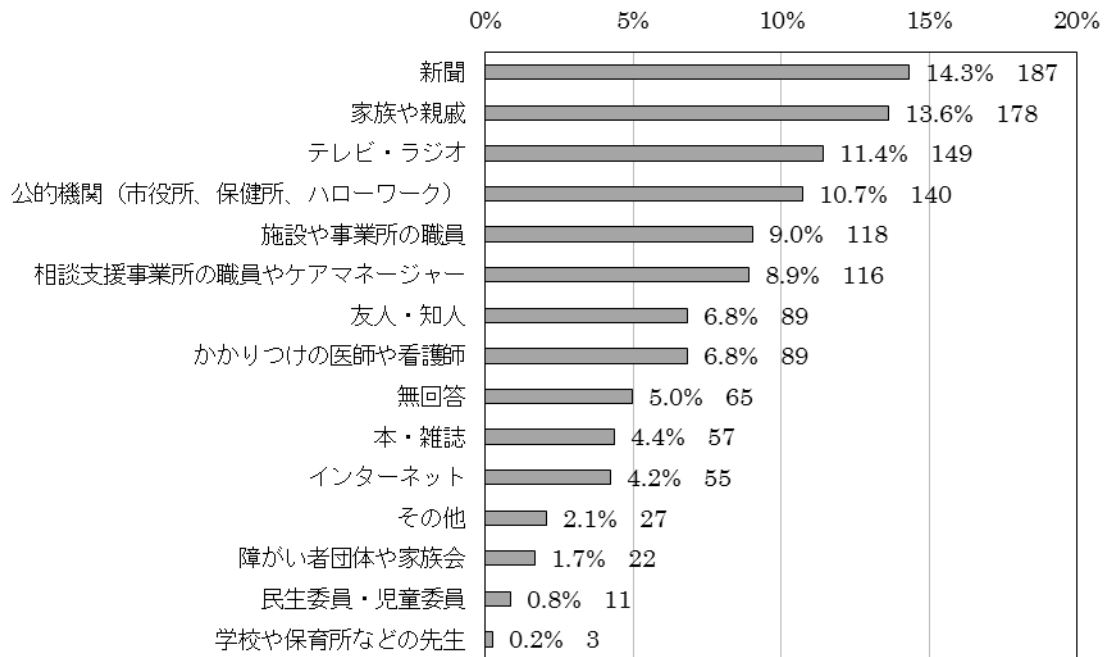
(9) 情報について

[問 29] 何から（誰から）福祉サービスに関する情報を得ていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
新聞	168	16.2	7	4.2	12	11.9	5	14.3
本・雑誌	45	4.3	6	3.6	6	5.9	2	5.7
テレビ・ラジオ	130	12.5	11	6.5	8	7.9	3	8.6
インターネット	47	4.5	5	3.0	3	3.0	0	0.0
家族や親戚	132	12.7	29	17.3	17	16.8	6	17.1
友人・知人	81	7.8	3	1.8	5	5.0	0	0.0
施設や事業所の職員	62	6.0	49	29.2	7	6.9	5	14.3
障がい者団体や家族会	17	1.6	4	2.4	1	1.0	1	2.9
かかりつけの医師や看護師	67	6.5	8	4.8	14	13.9	2	5.7
民生委員・児童委員	9	0.9	1	0.6	1	1.0	0	0.0
相談支援事業所の職員や ケアマネージャー	83	8.0	25	14.9	8	7.9	2	5.7
学校や保育所などの先生	1	0.1	2	1.2	0	0.0	0	0.0
公的機関 (市役所、保健所、ハローワーク)	121	11.7	8	4.8	11	10.9	5	14.3
その他	20	1.9	3	1.8	4	4.0	1	2.9
無回答	54	5.2	7	4.2	4	4.0	3	8.6
合計	1,037	100.0	168	100.0	101	100.0	35	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 1,306 人（複数回答）



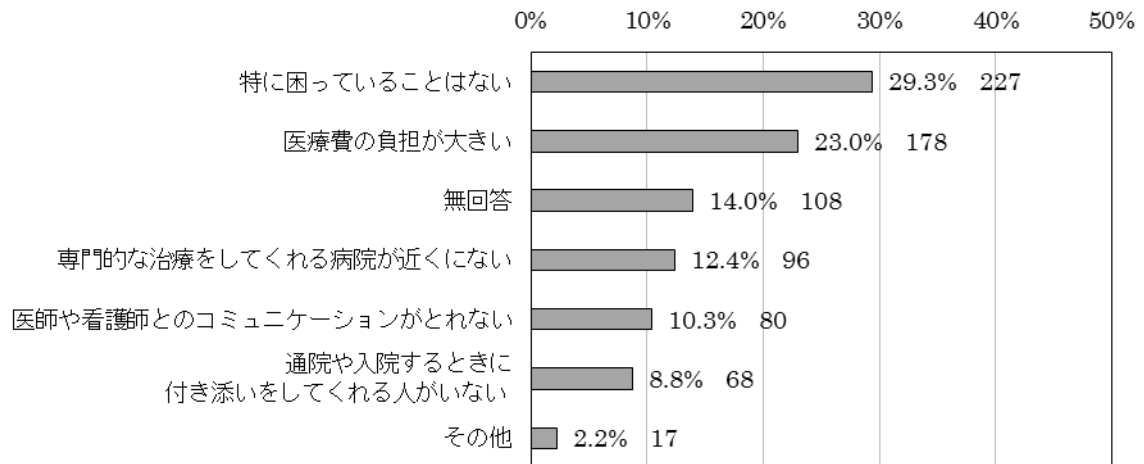
(10) 医療について

[問 30] 医療を受ける上で困っていることはありますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
通院や入院するときに 付き添いをしてくれる人がいない	52	8.9	12	9.2	4	6.8	3	13.6
医療費の負担が大きい	132	22.6	29	22.3	17	28.8	3	13.6
専門的な治療をしてくれる病院が 近くにない	73	12.5	17	13.1	6	10.2	2	9.1
医師や看護師との コミュニケーションがとれない	42	7.2	32	24.6	6	10.2	3	13.6
その他	10	1.7	5	3.8	2	3.4	1	4.5
特に困っていることはない	188	32.1	20	15.4	19	32.2	5	22.7
無回答	88	15.0	15	11.5	5	8.5	5	22.7
合計	585	100.0	130	100.0	59	100.0	22	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 774 人（複数回答）



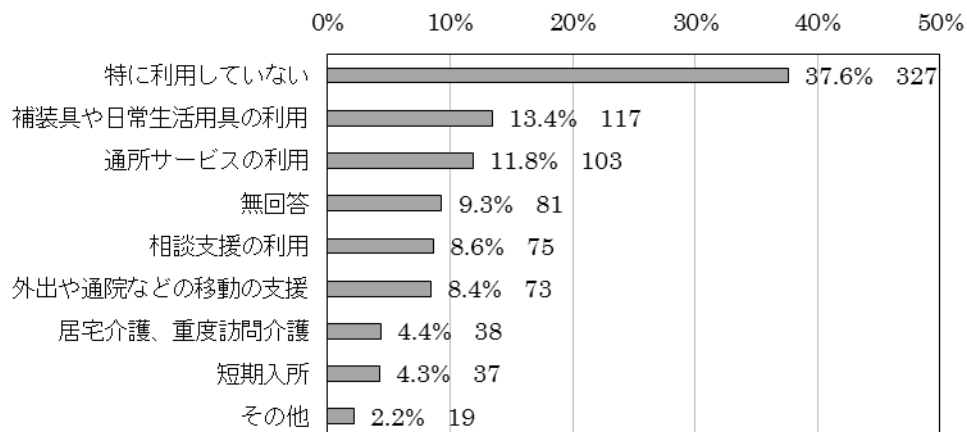
(11) 福祉サービスについて

[問 31] 次の障害福祉サービスを利用している、又はしたことはありますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
相談支援の利用	36	5.4	30	19.7	9	15.8	2	9.5
居宅介護、重度訪問介護（ヘルパーによる買物、入浴介護、食事の介助など）	33	5.0	2	1.3	3	5.3	1	4.8
外出や通院などの移動の支援	59	8.9	12	7.9	2	3.5	1	4.8
短期入所	21	3.2	15	9.9	1	1.8	0	0.0
通所サービスの利用	68	10.3	30	19.7	5	8.8	0	0.0
補装具や日常生活用具の利用	106	16.0	8	5.3	3	5.3	3	14.3
その他	12	1.8	5	3.3	2	3.5	1	4.8
特に利用していない	265	40.1	33	21.7	29	50.9	9	42.9
無回答	61	9.2	17	11.2	3	5.3	4	19.0
合計	661	100.0	152	100.0	57	100.0	21	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 870 人（複数回答）

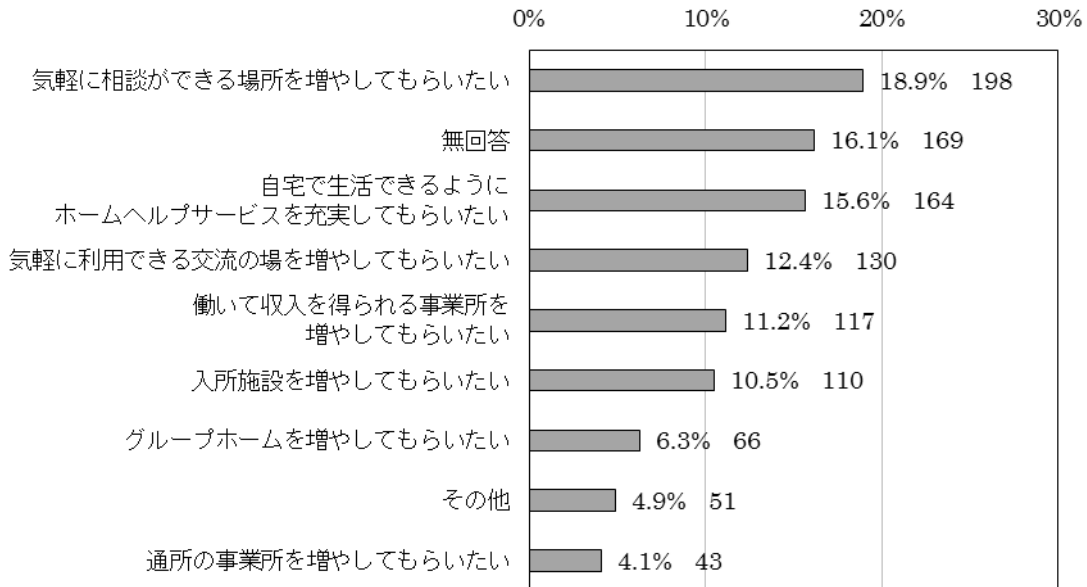


[問 32] これからどのような福祉サービスを増やしてもらいたいと思いますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
働いて収入を得られる事業所を増やしてもらいたい	77	10.3	26	13.5	14	13.5	2	6.9
通所の事業所を増やしてもらいたい	19	2.5	17	8.8	7	6.7	0	0.0
自宅で生活できるようにホームヘルプサービスを充実してもらいたい	131	17.4	21	10.9	12	11.5	1	3.4
入所施設を増やしてもらいたい	85	11.3	18	9.3	7	6.7	5	17.2
グループホームを増やしてもらいたい	36	4.8	22	11.4	8	7.7	4	13.8
気軽に相談ができる場所を増やしてもらいたい	140	18.6	34	17.6	24	23.1	7	24.1
気軽に利用できる交流の場を増やしてもらいたい	82	10.9	27	14.0	21	20.2	4	13.8
その他	39	5.2	9	4.7	3	2.9	0	0.0
無回答	142	18.9	19	9.8	8	7.7	6	20.7
合計	751	100.0	193	100.0	104	100.0	29	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 1,048 人 (複数回答)



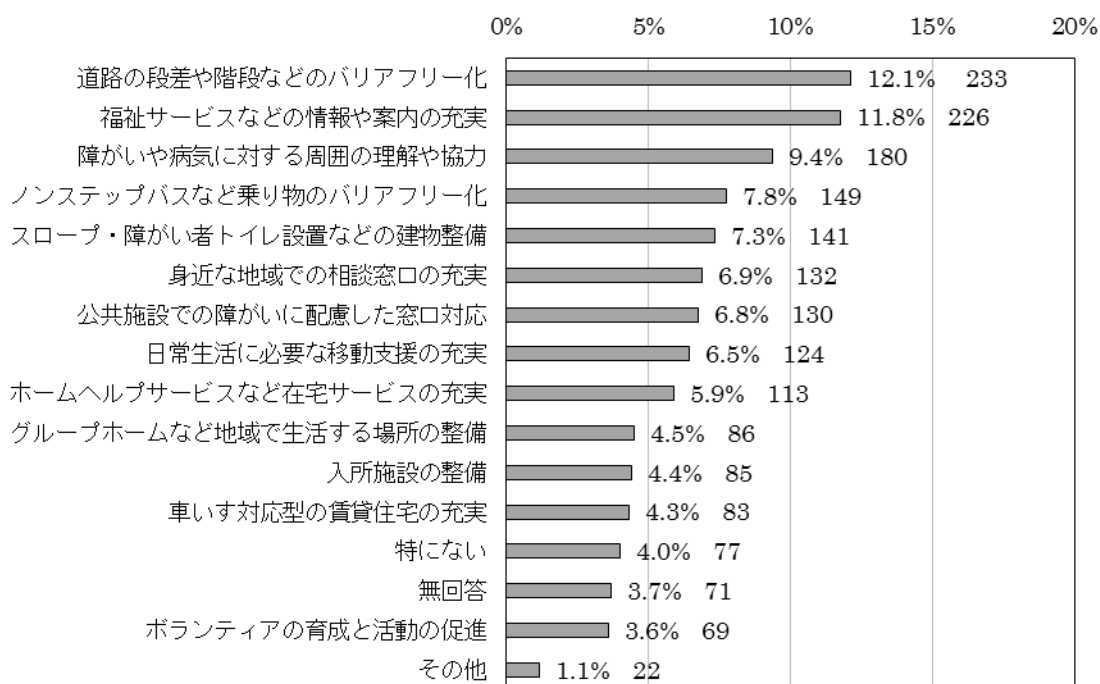
(12) 地域生活について

[問 33] 地域で生活するために重要だと思う取り組みはどれですか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
道路の段差や階段などのバリアフリー化	207	14.0	15	5.3	11	6.8	2	4.9
福祉サービスなどの情報や案内の充実	178	12.1	27	9.6	21	13.0	3	7.3
公共施設での障がい配慮した窓口対応	94	6.4	22	7.8	14	8.6	3	7.3
ボランティアの育成と活動の促進	50	3.4	12	4.3	7	4.3	1	2.4
身近な地域での相談窓口の充実	92	6.2	25	8.9	15	9.3	3	7.3
スロープ・障がい者トイレを設置するなどの建物整備	126	8.5	10	3.5	5	3.1	1	2.4
車いす対応型の賃貸住宅(道営・市営住宅を含む)の充実	69	4.7	10	3.5	4	2.5	0	0.0
グループホームなど地域で生活する場所の整備	48	3.2	28	9.9	10	6.2	5	12.2
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	89	6.0	15	5.3	9	5.6	3	7.3
入所施設の整備	64	4.3	14	5.0	7	4.3	4	9.8
日常生活に必要な移動支援の充実	93	6.3	20	7.1	11	6.8	1	2.4
障がいや病気に対する周囲の理解や協力	107	7.2	43	15.2	30	18.5	7	17.1
ノンステップバスの導入など乗り物のバリアフリー化	128	8.7	13	4.6	8	4.9	2	4.9
その他	17	1.2	5	1.8	0	0.0	0	0.0
特にない	60	4.1	9	3.2	8	4.9	1	2.4
無回答	55	3.7	14	5.0	2	1.2	5	12.2
合計	1,477	100.0	282	100.0	162	100.0	41	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 1,921 人 (複数回答)



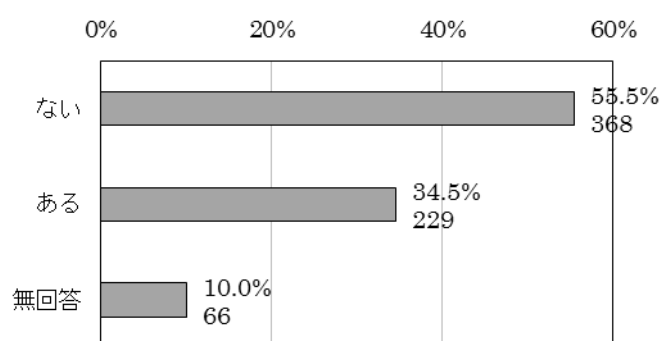
(13) 権利擁護について

[問 34] 障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがありますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ある	151	29.7	51	49.0	27	54.0	6	31.6
ない	312	61.3	34	32.7	22	44.0	6	31.6
無回答	46	9.0	19	18.3	1	2.0	7	36.8
合計	509	100.0	104	100.0	50	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 663 人（1つ回答）

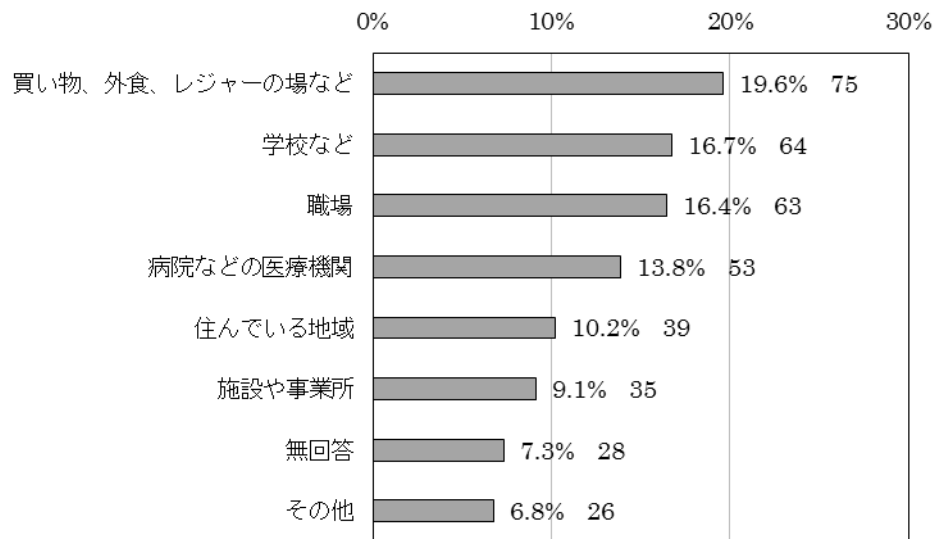


[問 35] どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
学校など	38	15.2	22	23.7	4	10.0	0	0.0
職場	39	15.6	14	15.1	10	25.0	1	7.7
施設や事業所	20	8.0	12	12.9	3	7.5	1	7.7
買い物、外食、レジャーの場など	55	22.0	18	19.4	2	5.0	1	7.7
病院などの医療機関	36	14.4	9	9.7	8	20.0	4	30.8
住んでいる地域	20	8.0	10	10.8	9	22.5	3	23.1
その他	16	6.4	6	6.5	4	10.0	1	7.7
無回答	26	10.4	2	2.2	0	0.0	2	15.4
合計	250	100.0	93	100.0	40	100.0	13	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 383 人（複数回答）

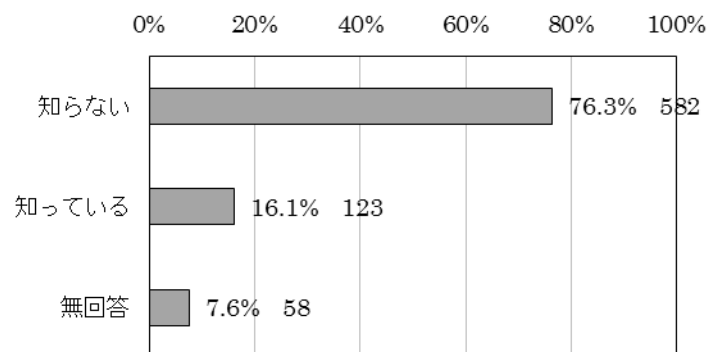


[問 36] 「合理的配慮」という言葉を知っていますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
知っている	115	18.9	5	4.8	3	6.0	2	10.5
知らない	444	72.9	92	88.5	46	92.0	13	68.4
無回答	50	8.2	7	6.7	1	2.0	4	21.1
合計	609	100.0	104	100.0	50	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 763 人（1つ回答）



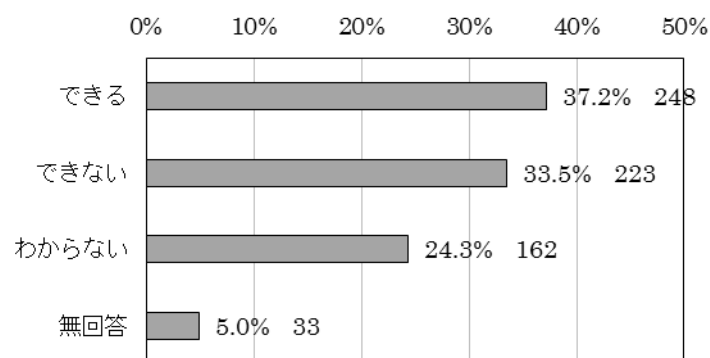
(14) 災害時の避難等について

[問 38] 火事や地震などの災害時に一人で非難できますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
できる	205	40.0	24	23.1	19	38.0	7	36.8
できない	164	32.0	49	47.1	10	20.0	6	31.6
わからない	115	22.5	27	26.0	20	40.0	2	10.5
無回答	28	5.5	4	3.8	1	2.0	4	21.1
合計	512	100.0	104	100.0	50	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 666人(1つ回答)

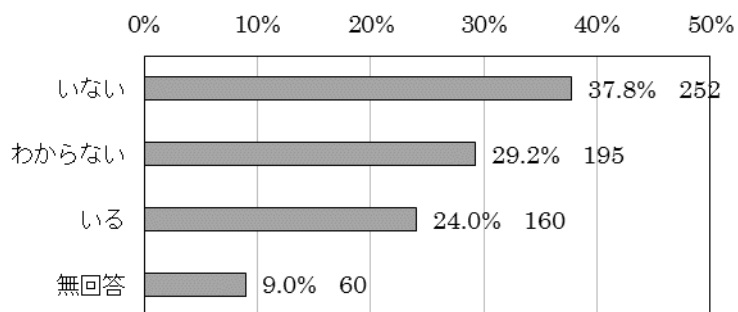


[問 39] 家族が不在または一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
いる	129	25.1	23	22.3	8	16.0	3	15.8
いない	178	34.6	43	41.7	31	62.0	6	31.6
わからない	159	30.9	27	26.2	9	18.0	7	36.8
無回答	48	9.3	10	9.7	2	4.0	3	15.8
合計	514	100.0	103	100.0	50	100.0	19	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 667人(1つ回答)

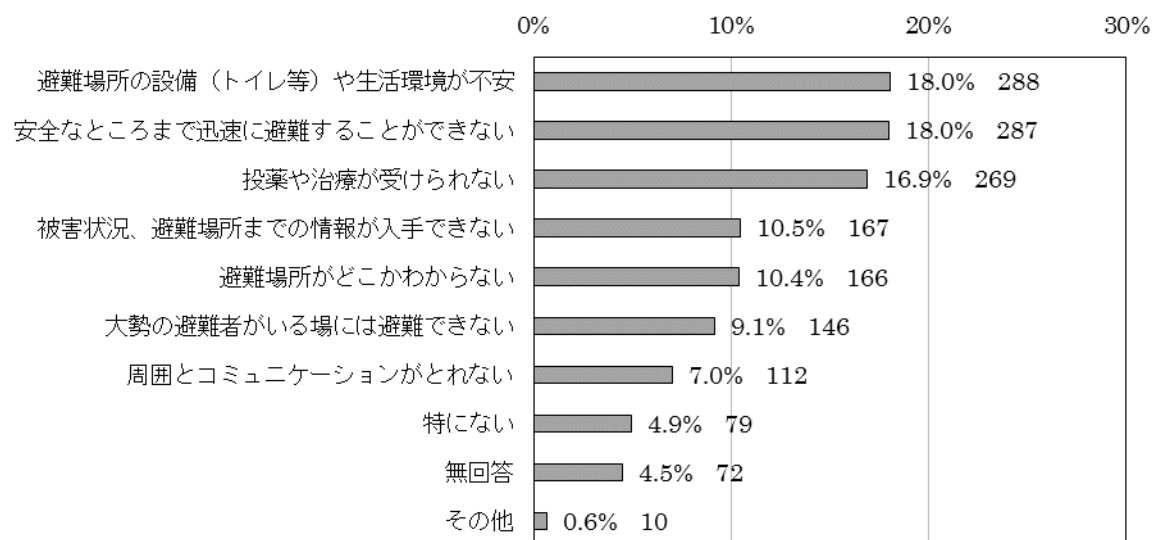


[問 40] 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
投薬や治療が受けられない	197	17.7	40	11.9	32	21.8	5	13.9
被害状況、避難場所までの情報が入手できない	107	9.6	40	11.9	20	13.6	2	5.6
安全なところまで、迅速に避難することができない	217	19.5	53	15.7	17	11.6	8	22.2
周囲とコミュニケーションがとれない	46	4.1	50	14.8	16	10.9	1	2.8
避難場所がどこかわからない	104	9.4	47	13.9	15	10.2	3	8.3
避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	225	20.2	42	12.5	21	14.3	6	16.7
大勢の避難者がいる場には避難できない	88	7.9	41	12.2	17	11.6	2	5.6
その他	4	0.4	5	1.5	1	0.7	0	0.0
特にない	64	5.8	9	2.7	6	4.1	2	5.6
無回答	60	5.4	10	3.0	2	1.4	7	19.4
合計	1,112	100.0	337	100.0	147	100.0	36	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 1,596 人（複数回答）



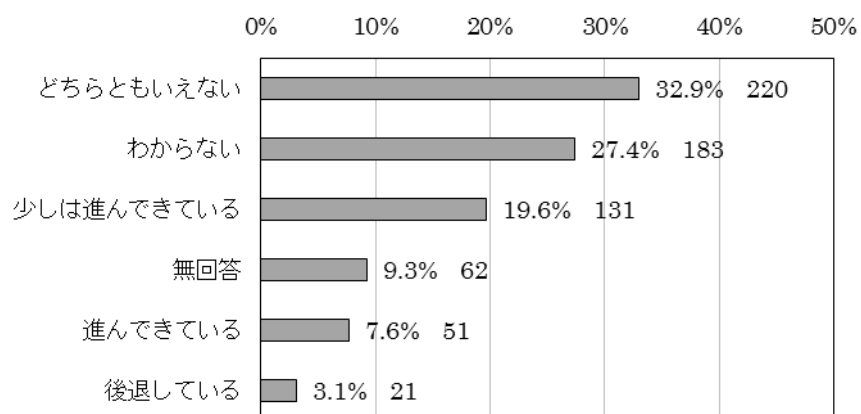
(15) 障がいのある人への理解について

[問 41] 「障がいのある人」に対して、地域の方々の理解が進んできていると思いますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
進んできている	44	8.6	3	2.9	4	8.0	0	0.0
少しは進んできている	103	20.0	18	17.3	10	20.0	4	20.0
どちらともいえない	161	31.3	40	38.5	19	38.0	3	15.0
後退している	14	2.7	5	4.8	2	4.0	1	5.0
わからない	139	27.0	31	29.8	13	26.0	7	35.0
無回答	53	10.3	7	6.7	2	4.0	5	25.0
合計	514	100.0	104	100.0	50	100.0	20	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 668 人（1つ回答）

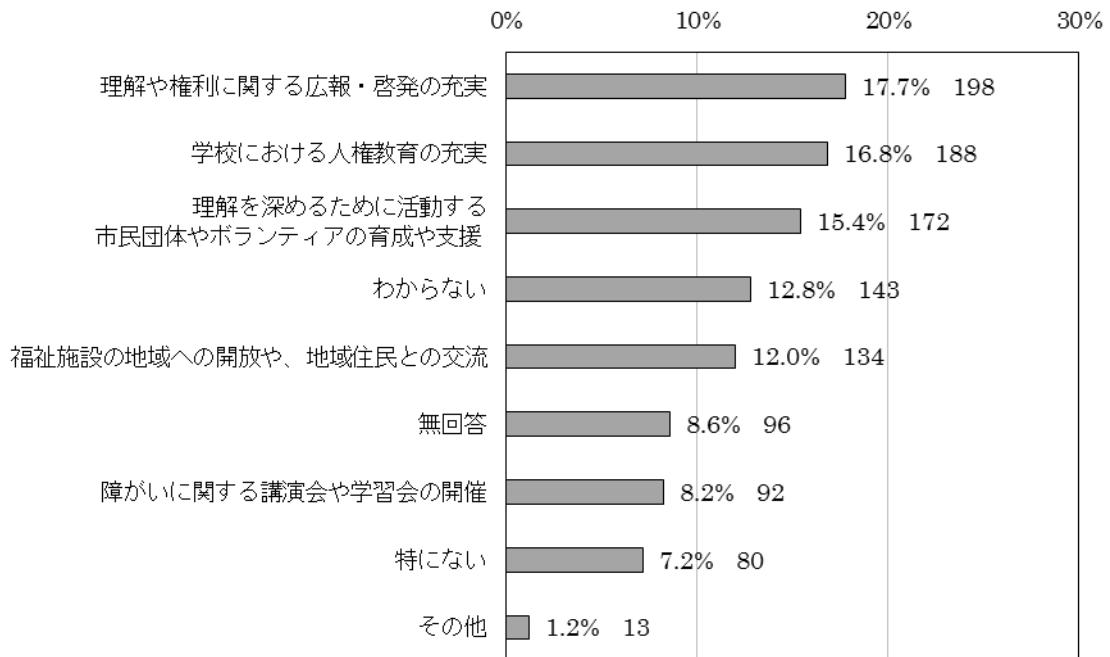


[問 42] 障がいのある人への市民の理解を深めるには、何が必要だと思いますか。

選択項目	身体		療育		精神		不明	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
障がいのある人への理解や権利に関する 広報・啓発の充実	149	17.9	30	16.1	19	19.2	3	13.6
障がいのある人への理解を深めるために 活動する市民団体やボランティアの育成や支援	127	15.3	28	15.1	17	17.2	1	4.5
学校における人権教育の充実	143	17.2	29	15.6	16	16.2	1	4.5
障がいに関する講演会や学習会の開催	69	8.3	15	8.1	8	8.1	1	4.5
福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流	94	11.3	25	13.4	15	15.2	3	13.6
わからない	97	11.7	33	17.7	13	13.1	6	27.3
特にない	63	7.6	9	4.8	8	8.1	1	4.5
その他	9	1.1	3	1.6	1	1.0	0	0.0
無回答	80	9.6	14	7.5	2	2.0	6	27.3
合計	831	100.0	186	100.0	99	100.0	22	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 1,116 人 (複数回答)



障がい児

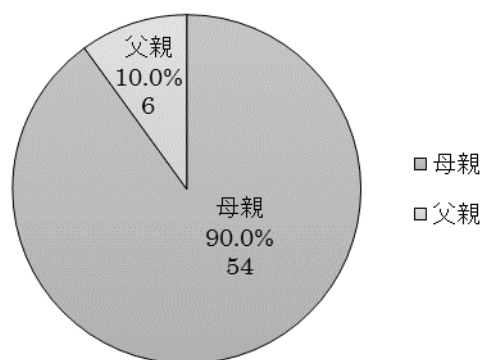
(1) 基本項目

★ この調査票を記入された方はどなたですか。

■ 延べ回答者数 60人 (1つ回答)

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
父親	3	14.3	3	7.7
母親	18	85.7	36	92.3
両親以外の家族	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	21	100.0	39	100.0

(単位: 人 %)

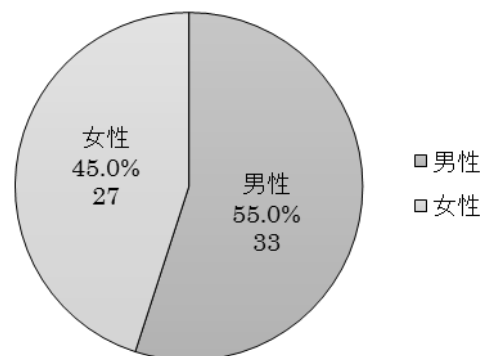


[問1] お子さんの性別について。

■ 延べ回答者数 60人 (1つ回答)

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
男性	9	42.9	24	61.5
女性	12	57.1	15	38.5
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	21	100.0	39	100.0

(単位: 人 %)

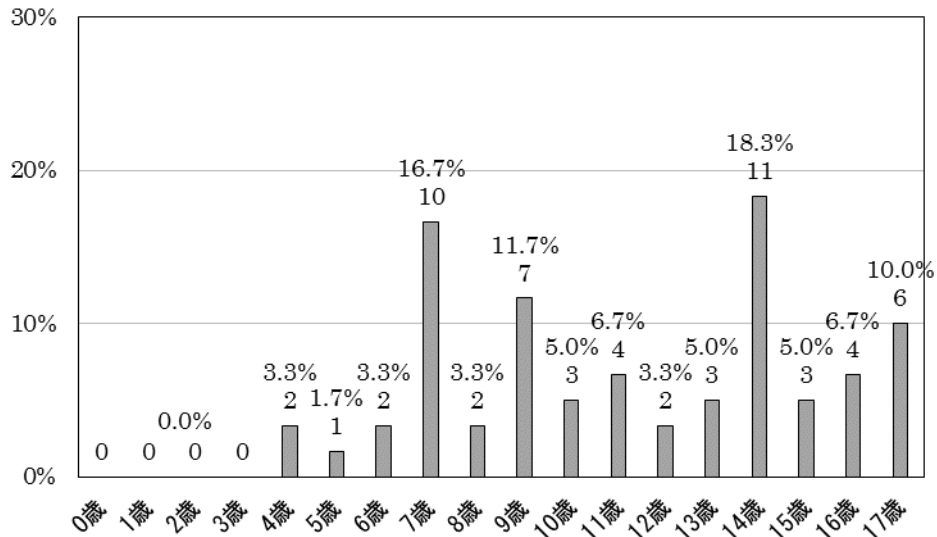


[問2] 平成28年7月1日現在のお子さんの年齢について。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
0歳	0	0.0	0	0.0
1歳	0	0.0	0	0.0
2歳	0	0.0	0	0.0
3歳	0	0.0	0	0.0
4歳	2	9.5	0	0.0
5歳	0	0.0	1	2.6
6歳	1	4.8	1	2.6
7歳	2	9.5	8	20.5
8歳	0	0.0	2	5.1
9歳	3	14.3	4	10.3
10歳	2	9.5	1	2.6
11歳	3	14.3	1	2.6
12歳	0	0.0	2	5.1
13歳	0	0.0	3	7.7
14歳	4	19.0	7	17.9
15歳	1	4.8	2	5.1
16歳	2	9.5	2	5.1
17歳	1	4.8	5	12.8
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	21	100.0	39	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 60人（1つ回答）

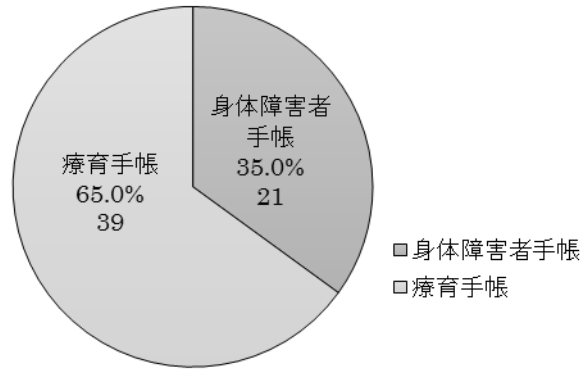


[問3] お子さんが持っている障がい者手帳について。

■ 延べ回答者数 60人（複数回答）

選択項目	人数	構成比
身体障害者手帳	21	35.0
療育手帳	39	65.0
無回答	0	0.0
合計	60	100.0

(単位：人%)

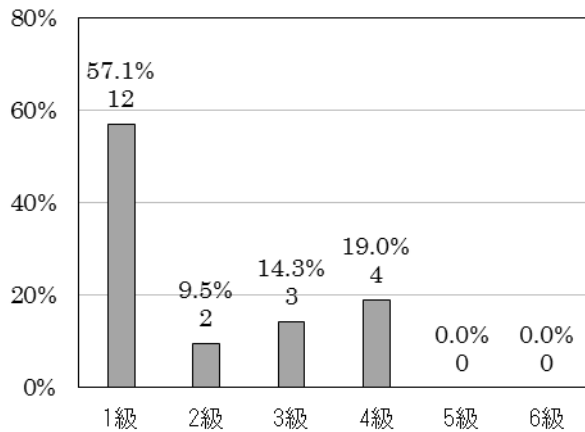


① お子さんの身体障害者手帳の等級

■ 延べ回答者数 21人（1つ回答）

選択項目	人数	構成比
1級	12	57.1
2級	2	9.5
3級	3	14.3
4級	4	19.0
5級	0	0.0
6級	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	21	100.0

(単位：人%)

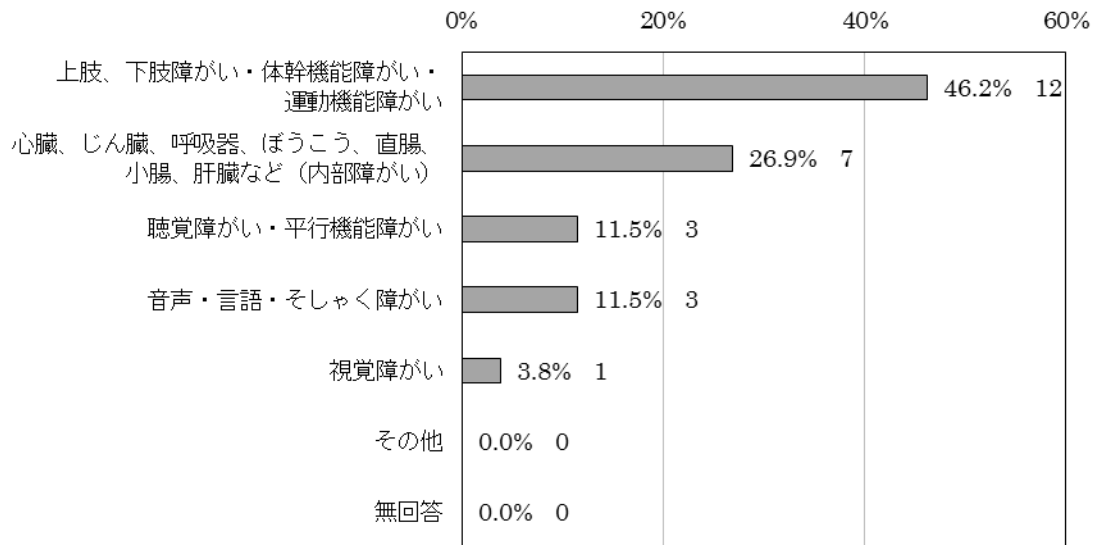


★ 主な障がいの部位・種類

選択項目	人数	構成比
目が不自由(視覚障がい)	1	3.8
耳が不自由(聴覚障がい・平行機能障がい)	3	11.5
言葉が不自由・物がかめない(音声・言語・そしゃく障がい)	3	11.5
手足が不自由(上肢、下肢障がい・体幹機能障がい・運動機能障がい)	12	46.2
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓などに障がいがある(内部障がい)	7	26.9
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	26	100.0

(単位：人%)

■ 延べ回答者数 26人（複数回答）

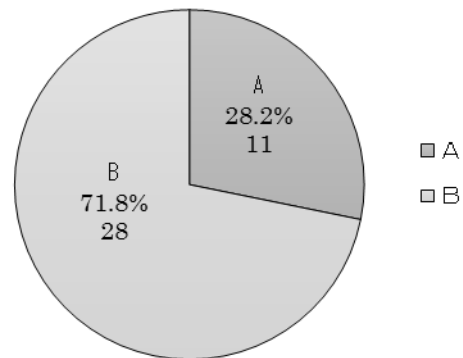


② お子さんの療育手帳の程度

■ 延べ回答者数 39人（1つ回答）

選択項目	人数	構成比
A	11	28.2
B	28	71.8
無回答	0	0.0
合計	39	100.0

（単位：人 %）

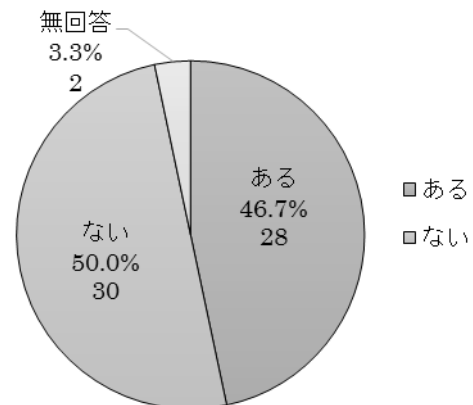


[問4] お子さんは発達障害として診断されたことはありますか。

■ 延べ回答者数 60人（1つ回答）

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
ある	5	23.8	23	59.0
ない	15	71.4	15	38.5
無回答	1	4.8	1	2.6
合計	21	100.0	39	100.0

（単位：人 %）



★診断名（※回答の多い順）

- ①自閉症
- ②広汎性発達障害（PDD）、発達障害、発達遅滞、知的障害、精神発達遅滞、精神遅滞
- ③アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、ウィリアムズ症候群、脳性マヒ 等。

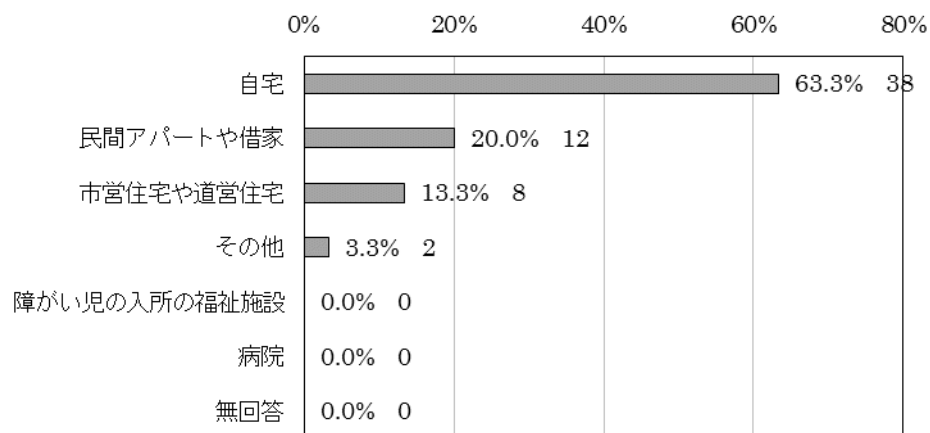
（２）住まいの状況について

[問５] 現在お子さんはどこで暮らしていますか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
自宅	12	57.1	26	66.7
民間アパートや借家	5	23.8	7	17.9
市営住宅や道営住宅	3	14.3	5	12.8
障がい児の入所の福祉施設	0	0.0	0	0.0
病院	0	0.0	0	0.0
その他	1	4.8	1	2.6
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	21	100.0	39	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 60人（1つ回答）



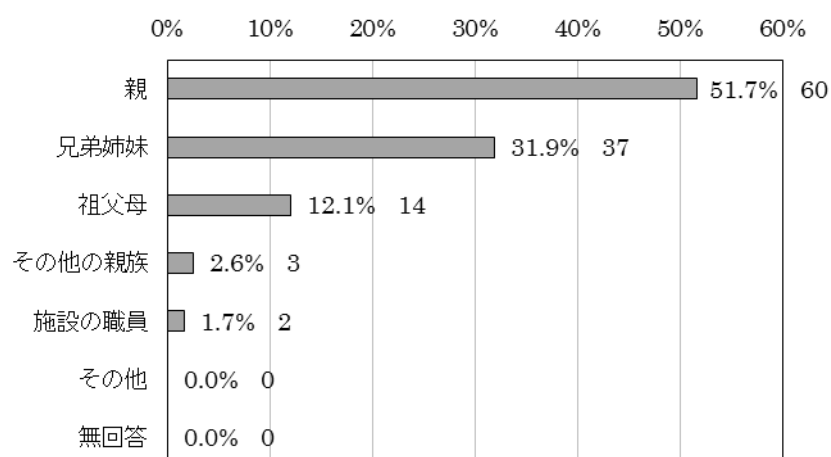
(3) 家族の状況について

[問6] お子さんは今どなたと一緒に暮らしていますか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
親	21	55.3	39	50.0
祖父母	4	10.5	10	12.8
兄弟姉妹	11	28.9	26	33.3
その他の親族	1	2.6	2	2.6
施設の職員	1	2.6	1	1.3
その他	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	38	100.0	78	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 116人 (複数回答)



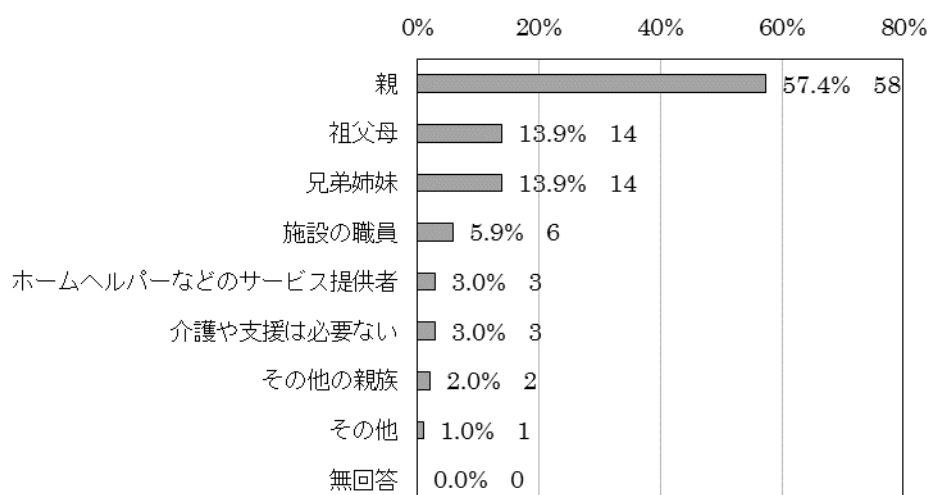
(4) 日常生活と介助の状況について

[問7] お子さんの介助や支援を主にしている人はどなたですか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
親	21	56.8	37	57.8
祖父母	6	16.2	8	12.5
兄弟姉妹	5	13.5	9	14.1
その他の親族	1	2.7	1	1.6
施設の職員	2	5.4	4	6.3
ホームヘルパーなどのサービス提供者	1	2.7	2	3.1
介護や支援は必要ない	1	2.7	2	3.1
その他	0	0.0	1	1.6
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	37	100.0	64	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 101人 (複数回答)

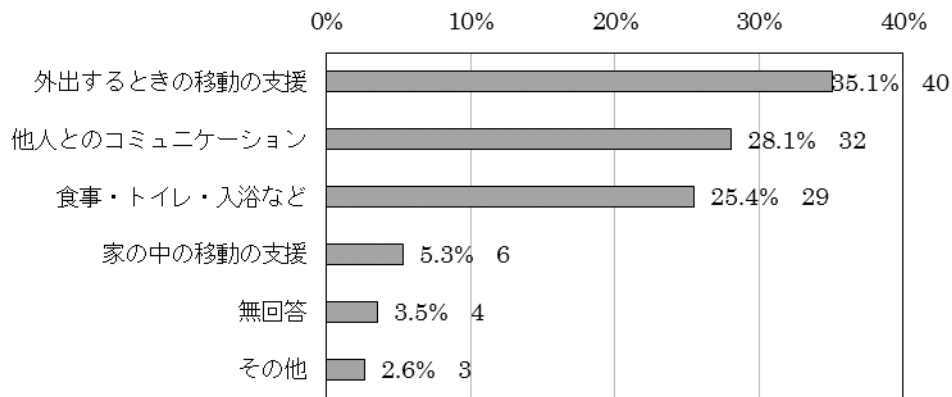


[問8] お子さんは、日常生活動作の中で特にどのような介助（支援）が必要ですか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
食事・トイレ・入浴など	12	27.3	17	24.3
家の中の移動の支援	4	9.1	2	2.9
外出するときの移動の支援	17	38.6	23	32.9
他人とのコミュニケーション	8	18.2	24	34.3
その他	1	2.3	2	2.9
無回答	2	4.5	2	2.9
合計	44	100.0	70	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 114 人（複数回答）

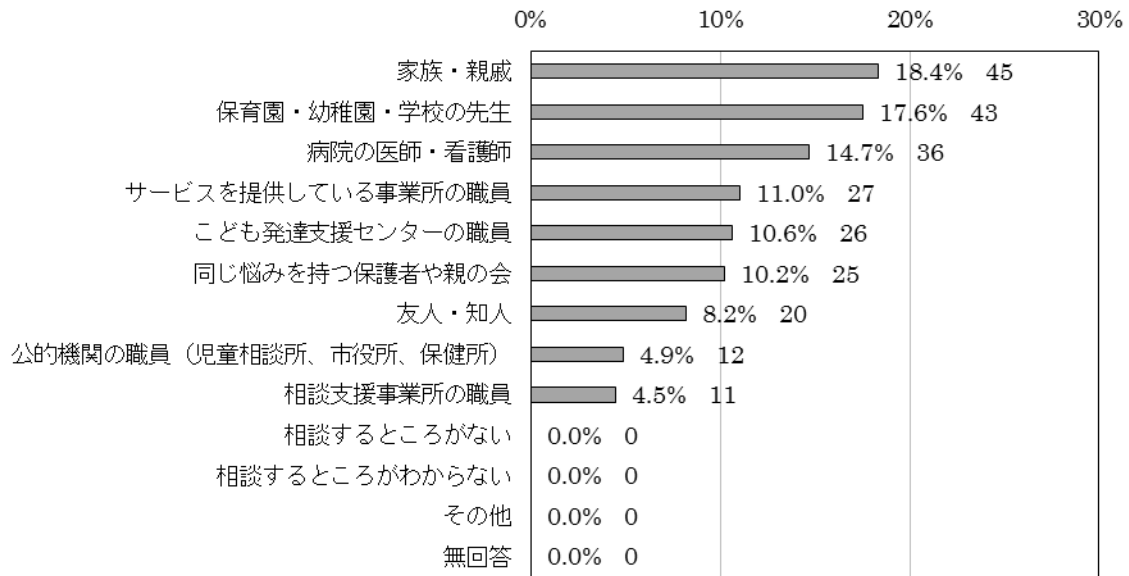


【問9】 お子さんのことで悩んでいる事や困っている事について、誰に相談しますか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
家族・親戚	16	17.8	29	18.7
友人・知人	9	10.0	11	7.1
保育園・幼稚園・学校の先生	13	14.4	30	19.4
病院の医師・看護師	17	18.9	19	12.3
サービスを提供している事業所の職員	9	10.0	18	11.6
公的機関の職員 (児童相談所、市役所、保健所など)	3	3.3	9	5.8
こども発達支援センターの職員	11	12.2	15	9.7
同じ悩みを持つ保護者や親の会	8	8.9	17	11.0
相談支援事業所の職員	4	4.4	7	4.5
相談するところがない	0	0.0	0	0.0
相談するところがわからない	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	90	100.0	155	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 245 人（複数回答）



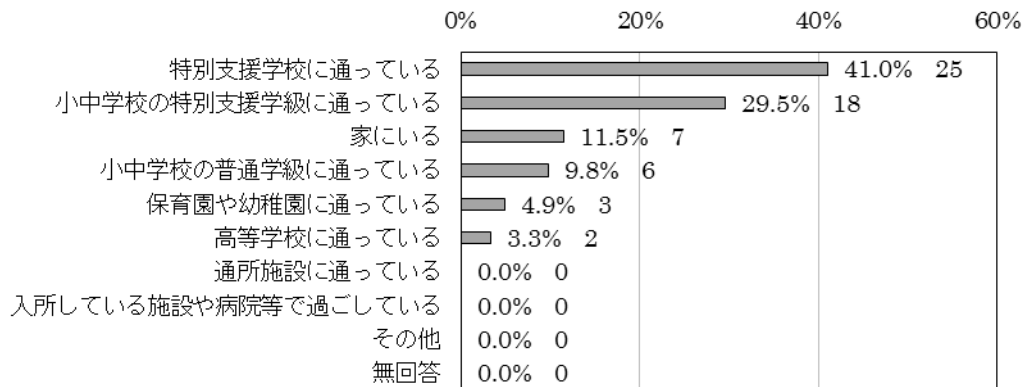
（５）日中活動の状況について

[問 10] お子さんは、平日の日中どこで過ごしていますか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
家にいる	3	14.3	4	10.0
保育園や幼稚園に通っている	2	9.5	1	2.5
小中学校の普通学級に通っている	5	23.8	1	2.5
小中学校の特別支援学級に通っている	1	4.8	17	42.5
高等学校に通っている	2	9.5	0	0.0
特別支援学校（養護学校、高等支援学校など）に通っている	8	38.1	17	42.5
通所施設（こども発達支援センター、さくら学園など）に通っている	0	0.0	0	0.0
入所している施設や病院等で過ごしている	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	21	100.0	40	100.0

（単位：人 %）

■延べ回答者数 61人（1つ回答）



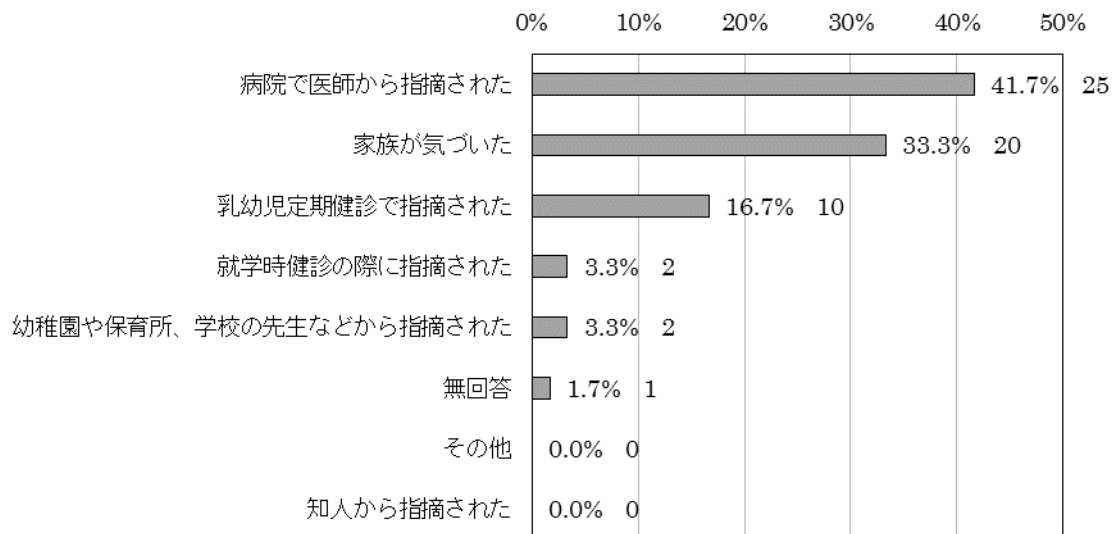
(6) 療育・教育について

[問 11] お子さんの発達の不安や障害に気づいたきっかけは何ですか。
またそれはいつごろですか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
家族が気づいた	4	19.0	16	41.0
乳幼児定期健診で指摘された	1	4.8	9	23.1
病院で医師から指摘された	15	71.4	10	25.6
就学時健診の際に指摘された	0	0.0	2	5.1
幼稚園や保育所、学校の先生などから指摘された	0	0.0	2	5.1
知人から指摘された	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0
無回答	1	4.8	0	0.0
合計	21	100.0	39	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 60人（1つ回答）

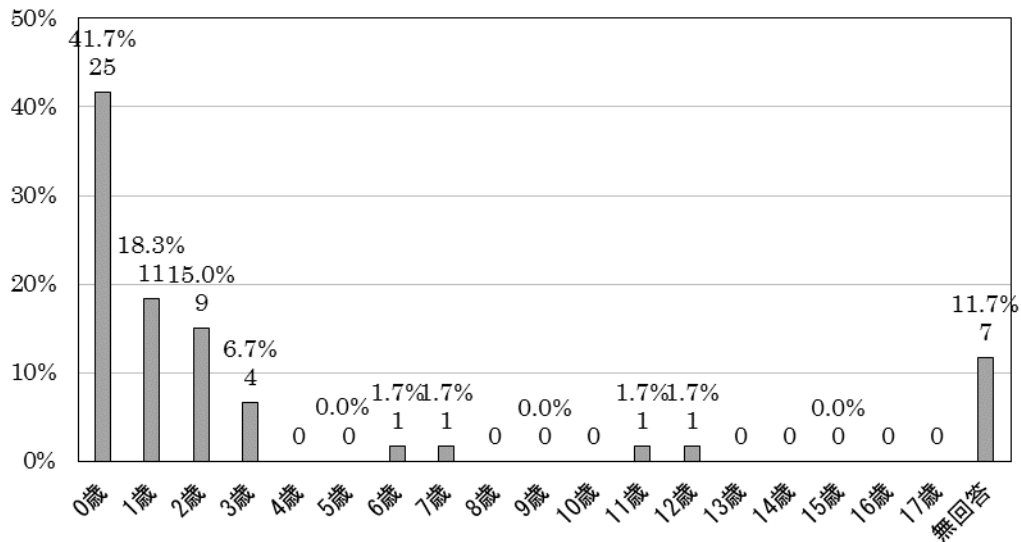


★発達の不安や障がいに気づいた時のお子さんの年齢

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
0歳	14	66.7	11	28.2
1歳	3	14.3	8	20.5
2歳	2	9.5	7	17.9
3歳	0	0.0	4	10.3
4歳	0	0.0	0	0.0
5歳	0	0.0	0	0.0
6歳	0	0.0	1	2.6
7歳	0	0.0	1	2.6
8歳	0	0.0	0	0.0
9歳	0	0.0	0	0.0
10歳	0	0.0	0	0.0
11歳	0	0.0	1	2.6
12歳	0	0.0	1	2.6
13歳	0	0.0	0	0.0
14歳	0	0.0	0	0.0
15歳	0	0.0	0	0.0
16歳	0	0.0	0	0.0
17歳	0	0.0	0	0.0
無回答	2	9.5	5	12.8
合計	21	100.0	39	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 60人 (1つ回答)



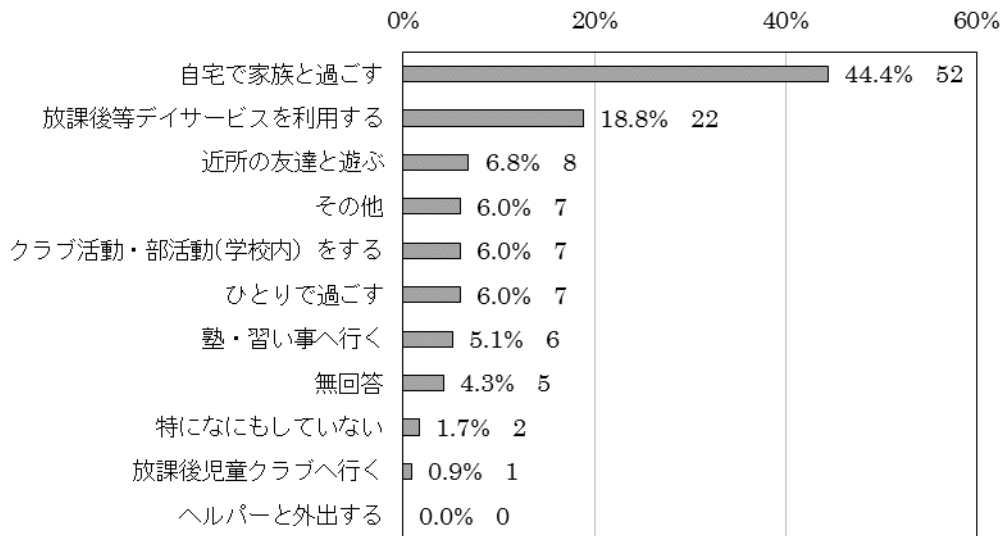
[問 12] 就学しているお子さんについて伺います。

お子さんは放課後や夏休みなどの長期休業中はどのように過ごしていますか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
自宅で家族と過ごす	17	43.6	35	44.9
塾・習い事へ行く	4	10.3	2	2.6
クラブ活動・部活動（学校内）をする	0	0.0	7	9.0
放課後児童クラブへ行く	0	0.0	1	1.3
放課後等デイサービスを利用する	5	12.8	17	21.8
ひとりで過ごす	2	5.1	5	6.4
ヘルパーと外出する	0	0.0	0	0.0
近所の友達と遊ぶ	5	12.8	3	3.8
特になにもしていない	1	2.6	1	1.3
その他	2	5.1	5	6.4
無回答	3	7.7	2	2.6
合計	39	100.0	78	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 117 人（複数回答）

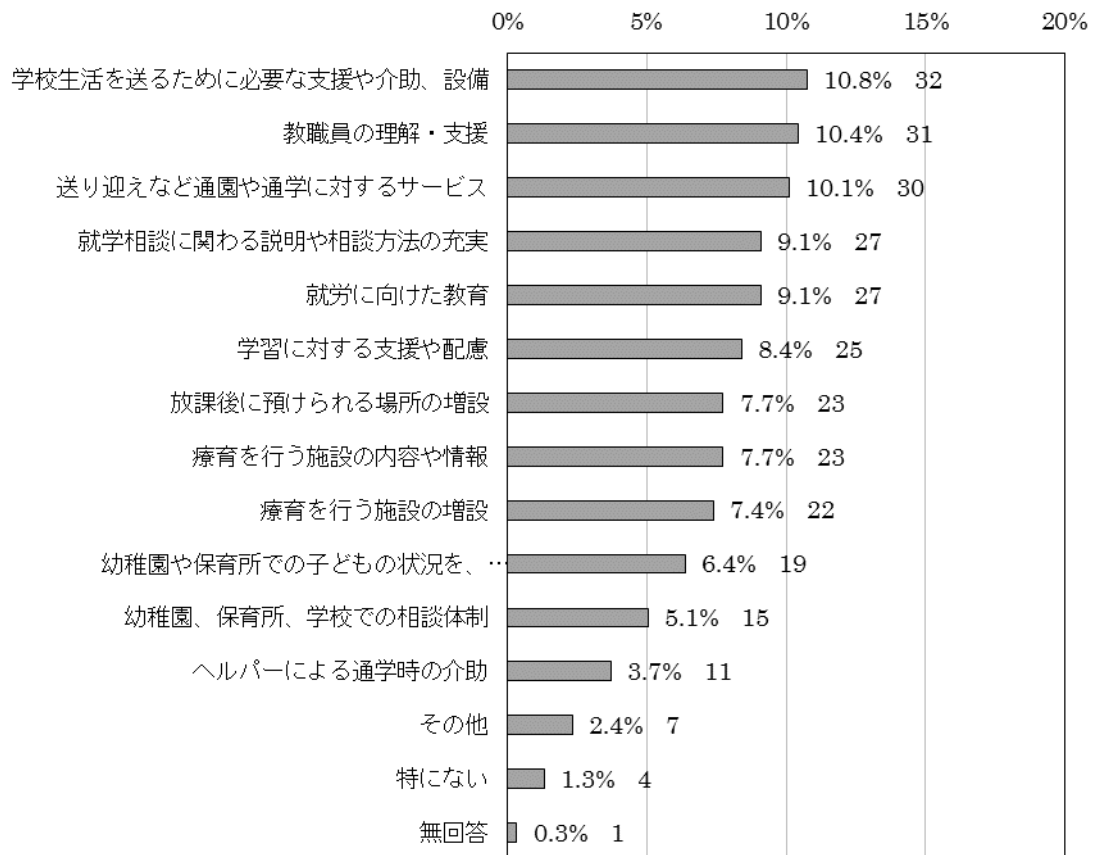


[問 13] お子さんが受けている療育や教育、学校生活について、さらに充実させるべきだと思う点は何ですか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
幼稚園や保育所での子どもの状況を、就学する学校に円滑に伝える仕組み	8	8.4	11	5.4
就学相談に関わる説明や相談方法の充実	8	8.4	19	9.4
学校生活を送るために必要な支援や介助、設備	11	11.6	21	10.4
幼稚園、保育所、学校での相談体制	5	5.3	10	5.0
学習に対する支援や配慮	5	5.3	20	9.9
教職員の理解・支援	10	10.5	21	10.4
ヘルパーによる通学時の介助	4	4.2	7	3.5
送り迎えなど通園や通学に対するサービス	12	12.6	18	8.9
療育を行う施設の増設	7	7.4	15	7.4
放課後に預けられる場所の増設	7	7.4	16	7.9
療育を行う施設の内容や情報	7	7.4	16	7.9
就労に向けた教育	6	6.3	21	10.4
その他	3	3.2	4	2.0
特にない	1	1.1	3	1.5
無回答	1	1.1	0	0.0
合計	95	100.0	202	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 297 人（複数回答）



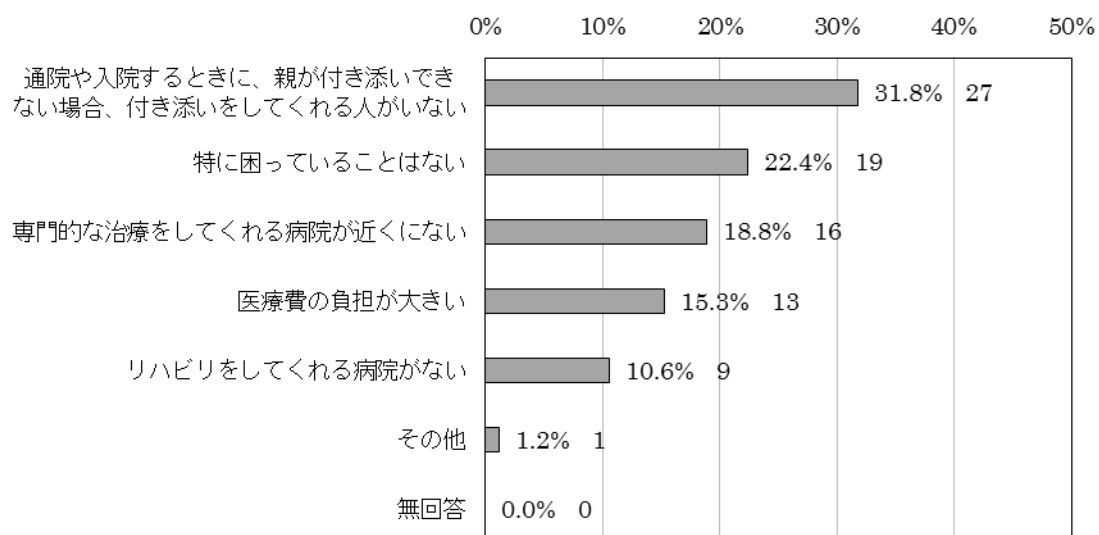
(7) 保健・医療について

[問 14] お子さんが医療を受ける上で、困っていることはありますか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
通院や入院するときに、親が付き添いできない場合、付き添いをしてもらえる人がいない	10	32.3	17	31.5
医療費の負担が大きい	4	12.9	9	16.7
専門的な治療をしてもらえる病院が近くにない	7	22.6	9	16.7
リハビリをしてもらえる病院がない	4	12.9	5	9.3
その他	1	3.2	0	0.0
特に困っていることはない	5	16.1	14	25.9
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	31	100.0	54	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 85 人（複数回答）



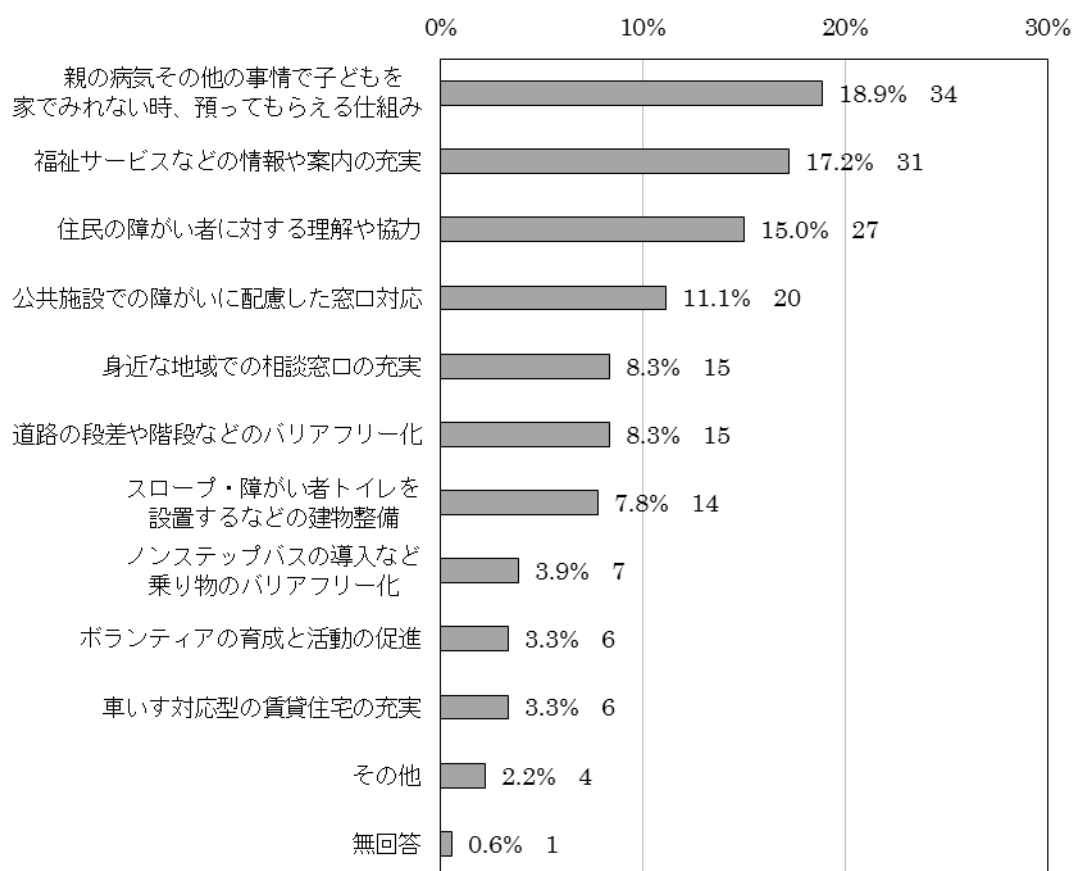
(8) 地域生活について

[問 15] 地域の中でどのようなことを改善してほしいと思いますか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
道路の段差や階段などのバリアフリー化	9	13.2	6	5.4
福祉サービスなどの情報や案内の充実	11	16.2	20	17.9
公共施設での障がい者に配慮した窓口対応	7	10.3	13	11.6
住民の障がい者に対する理解や協力	7	10.3	20	17.9
ボランティアの育成と活動の促進	3	4.4	3	2.7
身近な地域での相談窓口の充実	4	5.9	11	9.8
親の病気（入院）その他の事情で子どもを家でみるできない時、預ってもらえる仕組み	10	14.7	24	21.4
スロープ・障がい者トイレを設置するなどの建物整備	8	11.8	6	5.4
車いす対応型の賃貸住宅（道営・市営住宅を含む）の充実	3	4.4	3	2.7
ノンステップバスの導入など乗り物のバリアフリー化	4	5.9	3	2.7
その他	2	2.9	2	1.8
無回答	0	0.0	1	0.9
合計	64	100.0	112	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 180人（複数回答）

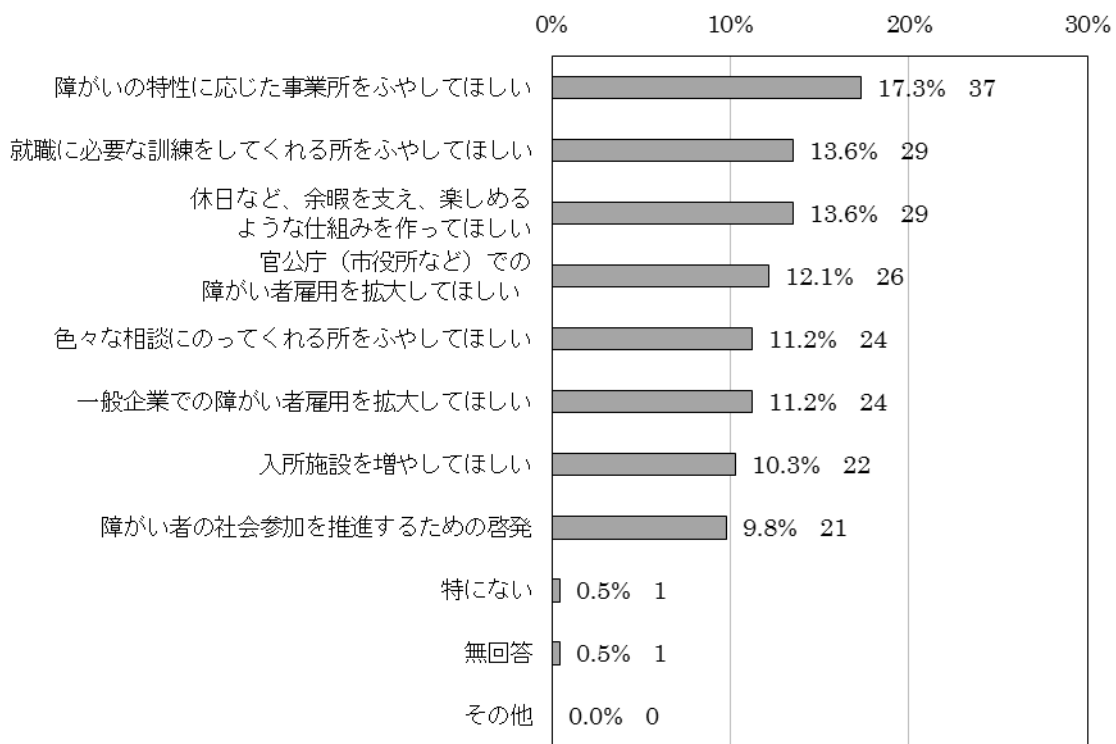


[問 16] お子さんが将来社会参加をするために、どのような福祉施策を望みますか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
一般企業での障がい者雇用を拡大してほしい	8	13.1	16	10.5
官公庁（市役所など）での障がい者雇用を拡大してほしい	9	14.8	17	11.1
入所施設をふやしてほしい	7	11.5	15	9.8
障がいの特性に応じた事業所をふやしてほしい	10	16.4	27	17.6
就職に必要な訓練をしてくれる所をふやしてほしい	6	9.8	23	15.0
障がい者の社会参加を推進するための啓発	6	9.8	15	9.8
休日など、余暇を支え、楽しめるような仕組みを作ってほしい	10	16.4	19	12.4
色々な相談にのってくれる所をふやしてほしい	4	6.6	20	13.1
特にない	0	0.0	1	0.7
その他	0	0.0	0	0.0
無回答	1	1.6	0	0.0
合計	61	100.0	153	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 214 人（複数回答）



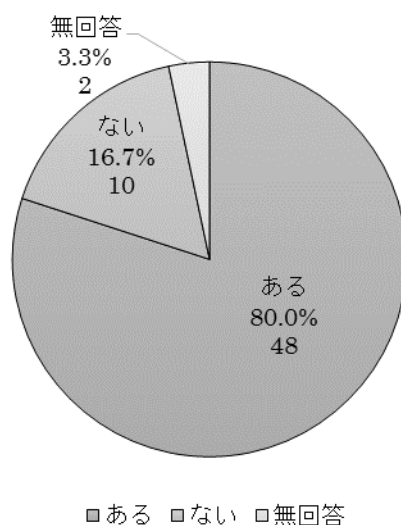
(9) 権利擁護について

[問 17] お子さんは障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがありますか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
ある	15	71.4	33	84.6
ない	5	23.8	5	12.8
無回答	1	4.8	1	2.6
合計	21	100.0	39	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 60 人 (1つ回答)

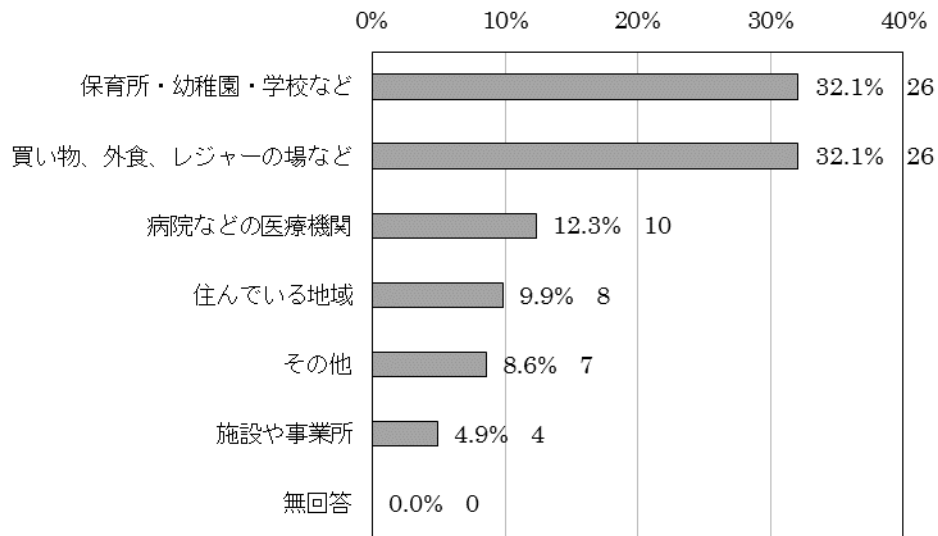


[問 18] どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
保育所・幼稚園・学校など	5	19.2	21	38.2
施設や事業所	1	3.8	3	5.5
買い物、外食、レジャーの場など	9	34.6	17	30.9
病院などの医療機関	4	15.4	6	10.9
住んでいる地域	3	11.5	5	9.1
その他	4	15.4	3	5.5
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	26	100.0	55	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 81人（複数回答）

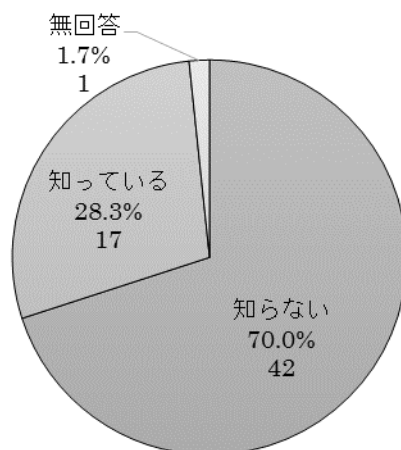


[問 19] 「合理的配慮」という言葉を知っていますか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
知っている	5	23.8	12	30.8
知らない	16	76.2	26	66.7
無回答	0	0.0	1	2.6
合計	21	100.0	39	100.0

(単位：人 %)

■延べ回答者数 60人（1つ回答）



□知らない □知っている □無回答

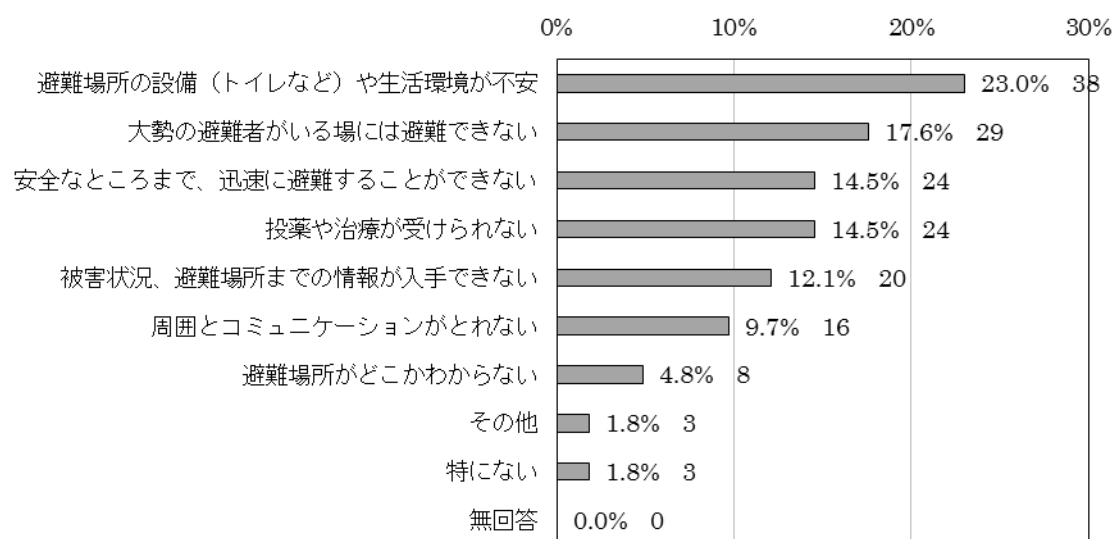
(10) 災害時の避難等について

[問 21] 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
投薬や治療が受けられない	12	21.4	12	11.0
被害状況、避難場所までの情報が入手できない	7	12.5	13	11.9
安全なところまで、迅速に避難することができない	8	14.3	16	14.7
周囲とコミュニケーションがとれない	5	8.9	11	10.1
避難場所がどこかわからない	2	3.6	6	5.5
避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	15	26.8	23	21.1
大勢の避難者がいる場には避難できない	5	8.9	24	22.0
その他	1	1.8	2	1.8
特にない	1	1.8	2	1.8
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	56	100.0	109	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 165 人（複数回答）



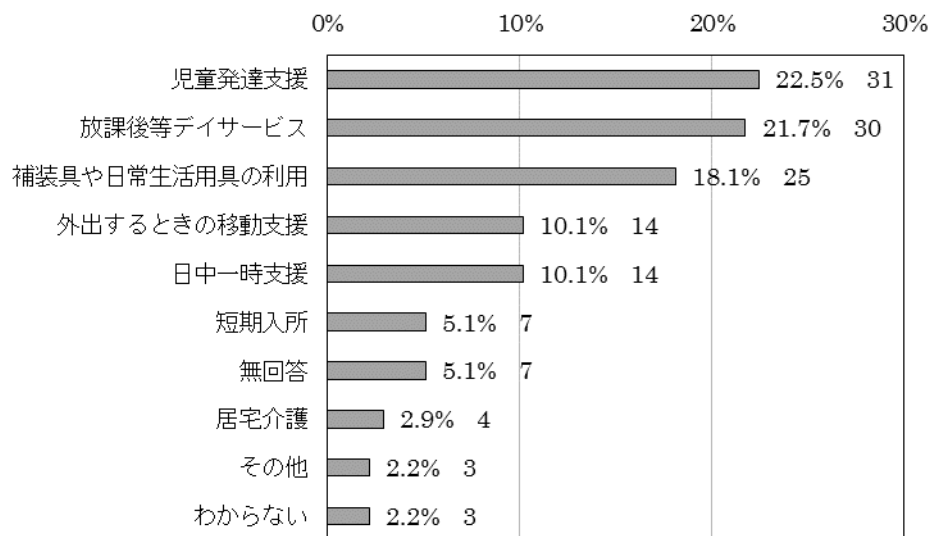
(11) 福祉サービスについて

[問 22] お子さんは次のサービスを利用していますか（したことはありますか）。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
居宅介護（入浴介助や食事の介助など）	2	3.9	2	2.3
外出するときの移動支援	5	9.8	9	10.3
短期入所（宿泊を伴う預かり）	3	5.9	4	4.6
日中一時支援（宿泊を伴わない預かり）	5	9.8	9	10.3
児童発達支援 （未就学児対象の集団療育、個別療育）	9	17.6	22	25.3
放課後等デイサービス （就学時対象の療育、社会適応訓練）	7	13.7	23	26.4
補装具や日常生活用具の利用	15	29.4	10	11.5
その他	1	2.0	2	2.3
わからない	2	3.9	1	1.1
無回答	2	3.9	5	5.7
合計	51	100.0	87	100.0

（単位：人 %）

■ 延べ回答者数 138 人（複数回答）



[問 23] 福祉サービスを利用しているお子さんについて伺います。
福祉サービスを利用する時に、困ったことはありましたか。

選択項目	身体		療育	
	人数	構成比	人数	構成比
サービスを使いたいと思った時の手続きがわからない	4	10.3	7	9.7
使いたいサービスが使えなかった	4	10.3	9	12.5
サービスの支給量が少ない	4	10.3	11	15.3
どの事業者が良いのかわからない	7	17.9	14	19.4
事業者が少ない	6	15.4	11	15.3
利用してトラブルがあった	1	2.6	1	1.4
費用負担があるため、サービスが使いづらい	3	7.7	5	6.9
特に困ったことはない	5	12.8	4	5.6
その他	0	0.0	0	0.0
無回答	5	12.8	10	13.9
合計	39	100.0	72	100.0

(単位：人 %)

■ 延べ回答者数 111 人（複数回答）

